新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2025年12月

（第２回訂正分）

株式会社スタートライン

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年12月12日に関東財務局長に提出し、2025年12月15日にその届出の効力は生じております。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年11月19日付をもって提出した有価証券届出書及び2025年12月４日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,400,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し279,000株（引受人の買取引受による売出し60,000株・オーバーアロットメントによる売出し219,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2025年12月12日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には＿＿＿罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

２【募集の方法】

2025年12月12日に決定**された**引受価額**（441.60円）**にて、当社と元引受契約を締結**した**後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額**（発行価格480円）**で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定**された**価格で行います。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「296,240,000」を「**309,120,000**」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「296,240,000」を「**309,120,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

（注）４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金**であります。**

５．本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を**勘案した結果、**オーバーアロットメントによる売出しを**行います。**

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２　売出要項　３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

６．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）５．の全文削除及び６．７．の番号変更

３【募集の条件】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）１．」を「480」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）１．」を「441.60」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）３．」を「220.80」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）４．」を「**１株につき480**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定**いたしました。**

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件（440円～480円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、480円と決定いたしました。

なお、引受価額は441.60円と決定いたしました。

２．「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格**（480円）**と会社法上の払込金額（374円）及び2025年12月12日に決定**された**引受価額**（441.60円）**とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。**なお、１株当たりの増加する資本準備金の額は220.80円（増加する資本準備金の額の総額309,120,000円）と決定いたしました。**

４．申込証拠金**には、**利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額**（１株につき441.60円）**は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

７．販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

（注）８．の全文削除

４【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：

２．引受人は新株式払込金として、2025年12月19日までに払込取扱場所へ引受価額と同額**（１株につき441.60円）**を払込むことといたします。

３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額**（１株につき38.40円）**の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞

（注）１．上記引受人と**2025年12月12日**に元引受契約を締結**いたしました。**

２．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株**について、**全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託**いたします。**

5【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「592,480,000」を「618,240,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「572,480,000」を「598,240,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

（2）【手取金の使途】

上記の手取概算額598,240千円に、「１　新規発行株式」の（注）３．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限96,710千円を合わせた手取概算額合計上限694,950千円については、１．既存事業の新規出店に関わる投資資金、２．手元運転資金に充当する予定であります。

１．既存事業の新規出店に関わる投資資金

今後の業容拡大及び持続的な事業成長のため、障害者雇用支援サービス事業「BYSN」の新規出店に関わる投資資金として、2027年３月期に494,950千円を充当する予定であります。

２．手元運転資金

「BYSN」の新規出店に伴う販売用の焙煎機等の仕入資金や従業員の採用費等の使用を目的に、手元運転資金として2026年３月期に200,000千円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（注）　新規出店に関わる投資資金のうち、設備資金の内容については、「第二部　企業情報　第３　設備の状況　３　設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第２【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2025年12月12日に決定された引受価額（441.60円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（２）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第２　売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格480円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「27,600,000」を「28,800,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「27,600,000」を「28,800,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

（注）３．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）２．に記載した振替機関と同一であります。

４．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

５．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）３．４．の全文削除及び５．６．７．の番号変更

２【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の記載の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）１．（注）２．」を「480」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）２．」を「441.60」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）２．」を「１株につき480」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）３．」を「（注）３．」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

（注）２．売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

３．元引受契約の内容

金融商品取引業者の引受株数　　みずほ証券株式会社　　60,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（１株につき38.40円）の総額は引受人の手取金となります。

４．上記引受人と2025年12月12日に元引受契約を締結いたしました。

３【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「100,740,000」を「105,120,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「100,740,000」を「105,120,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

（注）１．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。

５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）２．に記載した振替機関と同一であります。

（注）５．の全文削除及び６．の番号変更

４【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）１．」を「480」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）１．」を「１株につき480」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

（注）１．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2025年12月12日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社ウエスト（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年11月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式219,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

（１）	募集株式の数	当社普通株式　219,000株
（２）	募集株式の払込金額	１株につき374円
（３）	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額　48,355,200円（１株につき金220.80円） 増加する資本準備金の額　48,355,200円（１株につき金220.80円）
（４）	払込期日	2026年１月21日（水）

（注）　割当価格は、2025年12月12日に決定された「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額（441.60円）と同一であります。

（以下省略）

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2025年12月

（第１回訂正分）

株式会社スタートライン

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を2025年12月４日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2025年11月19日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,400,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2025年12月４日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し279,000株（引受人の買取引受による売出し60,000株・オーバーアロットメントによる売出し219,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項並びに「第二部　企業情報　第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況　①　ストックオプション制度の内容」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には＿＿＿罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

（注）２．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号

３．上記とは別に、2025年11月19日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式219,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

（注）２．の全文削除及び３．４．の番号変更

２【募集の方法】

2025年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2025年12月４日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（374円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「283,360,000」を「296,240,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「283,360,000」を「296,240,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

（注）３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

５．仮条件（440円～480円）の平均価格（460円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は644,000,000円となります。

３【募集の条件】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）２．」を「374」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、440円以上480円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額**（374円）**及び2025年12月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

８．引受価額が会社法上の払込金額**（374円）**を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

４【株式の引受け】

＜欄内の記載の訂正＞

「岩井コスモ証券株式会社」の「住所」の欄：

「大阪府中央区今橋一丁目８番12号」を「大阪府**大阪市**中央区今橋一丁目８番12号」に訂正

＜欄内の数値の訂正＞

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「**みずほ証券株式会社1,254,000、株式会社ＳＢＩ証券62,800、ＳＭＢＣ日興証券株式会社43,800、楽天証券株式会社17,500、極東証券株式会社7,300、松井証券株式会社3,000、岩井コスモ証券株式会社2,900、東海東京証券株式会社2,900、丸三証券株式会社2,900、水戸証券株式会社2,900**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

（注）**１．**上記引受人と発行価格決定日（2025年12月12日）に元引受契約を締結する予定であります。

２．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

（注）１．の全文削除及び２．３．の番号変更

５【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「566,720,000」を「**592,480,000**」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「546,720,000」を「**572,480,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、**仮条件（440円～480円）の平均価格（460円）を基礎として算出した見込額であります。**

（２）【手取金の使途】

上記の手取概算額572,480千円に、「１　新規発行株式」の（注）３．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限92,680千円を合わせた手取概算額合計上限665,160千円については、１．既存事業の新規出店に関わる投資資金、２．手元運転資金に充当する予定であります。

１．既存事業の新規出店に関わる投資資金

今後の業容拡大及び持続的な事業成長のため、障害者雇用支援サービス事業「BYSN」の新規出店に関わる投資資金として、2027年３月期に465,160千円を充当する予定であります。

２．手元運転資金

「BYSN」の新規出店に伴う販売用の焙煎機等の仕入資金や従業員の採用費等の使用を目的に、手元運転資金として2026年３月期に200,000千円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（注）　新規出店に関わる投資資金のうち、設備資金の内容については、「第二部　企業情報　第３　設備の状況　３　設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「26,400,000」を「27,600,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「26,400,000」を「27,600,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

（注）３．売出価額の総額は、**仮条件（440円～480円）の平均価格（460円）で算出した見込額であります。**

５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）２．に記載した振替機関と同一であります。

３【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「96,360,000」を「100,740,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「96,360,000」を「100,740,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

（注）５．売出価額の総額は、**仮条件（440円～480円）の平均価格（460円）で算出した見込額であります。**

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）２．に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社ウエスト（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年11月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式219,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

（１）	募集株式の数	当社普通株式　219,000株
（２）	募集株式の払込金額	**１株につき374円**
（３）	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　（注）
（４）	払込期日	2026年１月21日（水）

（注）　割当価格は、2025年12月12日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注）１．の全文及び２．の番号削除

（以下省略）

第二部【企業情報】

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第１回新株予約権

＜欄外注記の訂正＞

（注）新株予約権１個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により**行使価額**を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第２回新株予約権

＜欄外注記の訂正＞

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により**行使価額**を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第３回新株予約権

＜欄外注記の訂正＞

（注）新株予約権１個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により**行使価額**を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、**時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（本件新株予約権の行使による場合を含まない。）を行うとき**は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株式発行並びに
株式売出届出目論見書

2025年11月

Startline

株式会社スタートライン

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式523,600千円（見込額）の募集及び株式26,400千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式96,360千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2025年11月19日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

   したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

   なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部　特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社スタートライン

東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧下さい。

01.企業理念

PHILOSOPHY

「自分をおもいやり、
人をおもいやり、
その先をおもいやる。」

私たちの挑戦は
多様な人々が共存する時間の中で
一人でも多くの人が
自身の可能性に気付き、成長し、活躍しながら
自分らしく生きていると
実感できる社会を実現することです。

そのために掲げた言葉はただひとつ、“おもいやり”です。
私たちが考えるおもいやりとは
可能性を見つけ出す観察力、未来を描く想像力、形にする行動力
可能性を可能に変えていく技術力
そして関わる責任。
そのすべてが、おもいやりという言葉に凝縮されています。

スタートラインは
おもいやりを原動力に
誰もが自分らしく生きる社会を
創造し続けます。

02.スタートラインとは

誰もが自分らしく生きる社会を創造する

一つでも多くの選択肢をつくり、多様な人々の可能性を拡張することで、
誰もが自分らしく生きる社会を目指しています。

「障害者」×「働く」をワンストップで支援

誰もが自分らしく生きる社会を目指す中で、現在の当社は、「障害者」の「働く」に焦点を当てて事業を展開しております。一人でも多くの障害者が、自身にあった働き方や職種を選べることで、自分らしく働き、「働く喜び」を実感できる状態を目指しております。

当社の事業セグメント

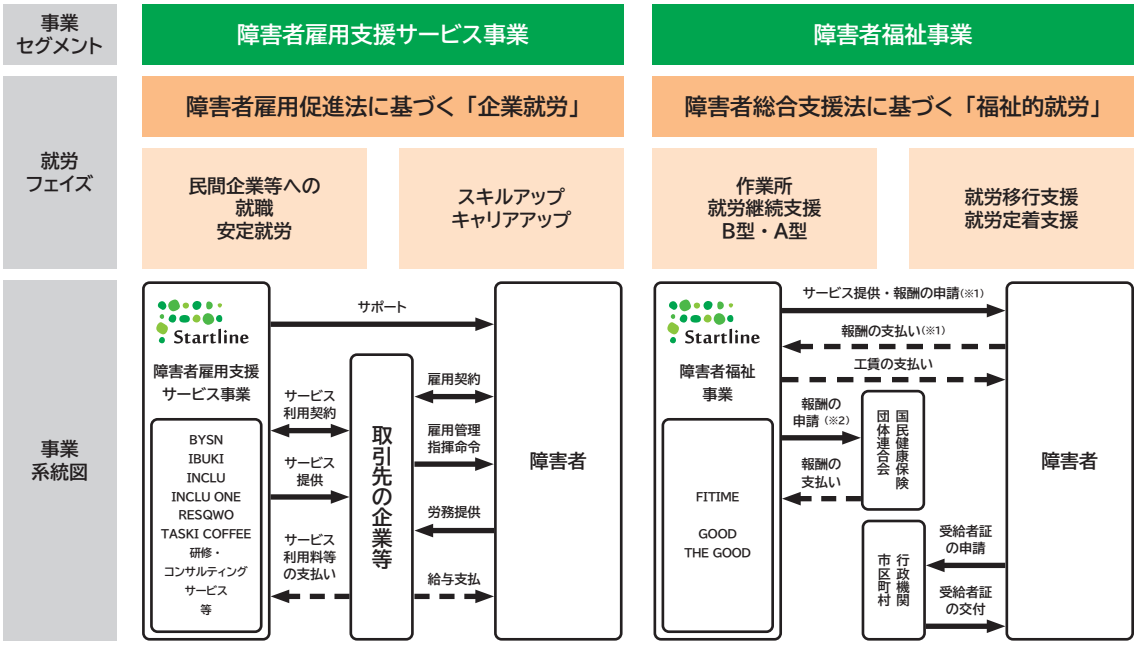

（※1）顧客に該当する障害者当人の自己負担額は10%ですが、所得水準に応じて自己負担による支払いを免除されるケースがございます。　（※2）報酬の計算方法は、障害者数×単価

なぜ「障害者」×「働く」に取り組むのか

WHY
なぜ

**障害者は、
企業からもっと必要とされる人材になれる。**

人手不足にも関わらず、雇用率があるから仕方なく障害者雇用を行う企業が、まだ多く存在します。既に企業で活躍している障害者の方が存在する一方で、仕組みや環境の未整備、支援不足によって、自分の能力を発揮できない障害者の方も多くいます。
そのような働きづらさを感じる障害者が、自分らしく働くことができると実感できるようになるための当社なりのやり方があります。

Startline ＝ 働き方の仕組みづくり × 障害者への直接支援 × 取り巻く環境へのアプローチ

03.「スタートライン」が属する市場

障害者雇用意欲のさらなる高まり

特に認知の障害、メンタル不調者の増加に伴い、障害者数が増加しております。また、民間企業の法定雇用率は、2026年7月には現在の2.5%から2.7%に引き上げられることが確定しております。その結果、障害者の実雇用人数も増加することが見込まれ、障害者雇用意欲のさらなる高まりが予測されます。

障害者の増加

特に認知の障害、メンタル不調者が増加

精神疾患外来患者数
［25～64歳］

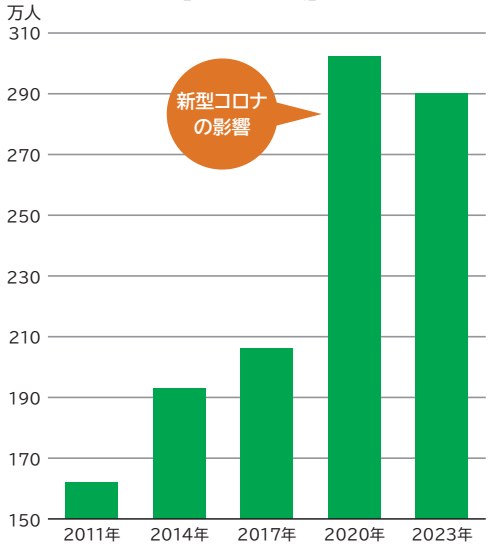

［参照］令和7年版 障害者白書（内閣府）をもとに当社作成

法定雇用率引き上げ

2026年7月に2.5%から2.7%へ

法定雇用率の推移

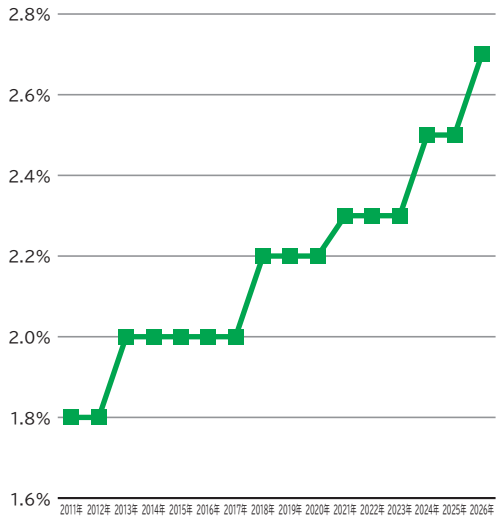

［参照］令和7年版 障害者白書（内閣府）をもとに当社作成

障害者の就労・雇用市場における「支援」と「業務開発」の必然性

労働人口の減少に伴い、民間企業においては人手不足が喫緊の課題です。一方で障害者雇用は義務感から雇用する企業も少なくなく、本当の意味で障害者が企業の戦力となることが重要です。そのためにも障害者の就労における「支援」や「任せる業務の開発」が必須です。

障害者の就労・雇用市場の課題

障害者

- 職業準備性の不足
- 支援があれば働ける方の増加

雇用企業

- 認知の障害への対応ノウハウがない
- 障害者に任せる業務がない

行政

- 企業就労への支援は少なく、法的義務

04.「スタートライン」の2つの強み

1 支援力

科学的根拠に基づく
障害者の職業リハビリテーション技術

社内研究開発機関を有し、職業リハビリテーション技術の研究、開発、実施。認知の障害に対する心理的アプローチや、アセスメント、模擬業務を通したスキル向上プログラムを有し、障害者支援システムも独自開発。200名以上の支援員（2025年9月末時点）、公認心理師等の有資格者も多数。

現場を支える **支援員**	・障害者を現場で支える当社支援員は200名以上（※） ・公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士等の国家資格者も多数 ・障害者雇用の現場で、2,359名の障害者、345社の企業を支援（※）
専門支援技術の 研究・開発 **研究開発機関**	・科学的根拠をベースに、支援技術の研究、開発、体系化 ・大学や外部研究機関、国内外の学会と連携 ・豊富な学会発表や共同研究の事例
科学的根拠に基づく **専門支援技術**	・心理的アプローチは、文脈的行動分析学がベース ・行動の原因と対策を文脈で理解し、科学的なアプローチをする支援の体系化 ・ACT等を、支援の現場で活用
デジタル技術も活用 **各種 プログラム開発**	・障害者の職業リハビリテーション向上を目的に独自開発 ・障害者支援システム「Enable360」等の各種支援プログラムを独自開発

（※）2025年9月末時点

2 職域開発力

独自のアイディアや
他社とのコラボレーションを通して職域開発

コーヒー焙煎、植物栽培、ハーブティー加工、オフィスワーク、コールセンターの応対品質、パン販売、靴磨きなど雇用企業にとって新たな付加価値となる障害者の様々な業務を開発。
豊富な選択肢（サービスラインナップ）から選べる状態へ。

新たな業務 パッケージ化	・障害者の職域を開発する中で、外部の様々な業界のプロフェッショナル企業とコラボレーション ・障害者が取り組むからこそ、付加価値が付く業務を一緒に開発し新たな業務をパッケージ化
既存業務 切り出し	・各企業の中にある既存業務の中から、障害者が取り組むことができる業務一覧をもとにカスタマイズ提供 ・障害者雇用の職域開拓の事例・実績が豊富

05.「スタートライン」のサービス

当社のサービスは、科学的根拠のある**「支援力」**をベースに、コーヒー焙煎や植物栽培業務など、**新たな付加価値を付けた業務を開発**し、障害者雇用・就労における、**様々な選択肢（サービス）**を提供しております。障害者の雇用場所も「サテライト型」「顧客オフィス」の双方に対応し、顧客ごとの課題に応じたコンサルティングサービス、その他障害者福祉サービス等、ワンストップトータルソリューションを提供しております。

コンサルティングサービス

特例子会社設立支援等、企業ごとに異なるニーズに適した障害者採用・定着支援のコンサルティングサービスを提供

オフィスワーク

サテライトオフィスにて、オフィスワークに従事／当社支援員が常駐

植物栽培・二次加工業務

サテライト型の屋内農園にて、ハーブ等の植物栽培、ハーブティー等の二次加工業務に従事／当社支援員が常駐

障害者の就職・採用支援

障害者専用求人サイトの提供や人材紹介、母集団形成、面接同席・アセスメント等障害者の就職・採用の支援

コーヒー豆ハンドピック・焙煎業務

サテライト型のロースタリーにて、コーヒー豆のハンドピックや焙煎業務に従事／当社支援員が常駐

管理者向け・障害者向け研修

対象別・学習項目別に、座学・グループワーク、eラーニング、実務研修目的に沿った研修を提供

電話対応の応対品質向上業務

サテライトオフィスにて、電話対応の応対品質向上業務に従事／当社支援員が常駐

就労移行支援・定着支援

サービス業専門スキルに特化した多彩なプログラムを提供する就労移行支援・就労定着支援・就労選択支援

リアルジョブトレーニング

カフェ店舗で実践的な業務にチャレンジしつつ、企業就労を支援するリアルジョブトレーニングステーション（就労継続支援B型）

靴磨き、社内カフェ業務等

企業オフィス内で、靴磨きや社内カフェ運営、パンのリベイク等、様々な業務に従事／当社支援員は遠隔支援

コーヒー生豆
ハンドピック業務

コーヒー焙煎・給仕業務

ハーブ等植物栽培

ハーブティーやアロマ等
の二次加工業務

コールセンター応対品質
録音確認、評価付等

カフェ業務

パンのリベイク

靴磨き

06.主要KPIの推移と中長期的な経営戦略

支援障害者数（※）	2,359名（YoY：+15.8%）

顧客企業数（※）	345社（YoY：+16.6%）

（※）2025年9月末時点

支援障害者数の推移（四半期ベース）

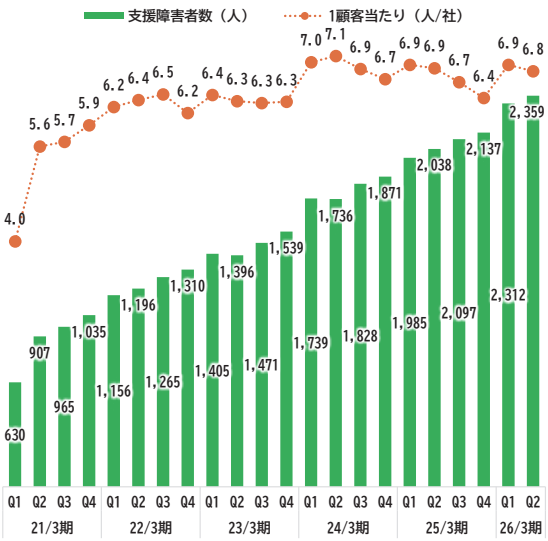

顧客企業数の推移（四半期ベース）

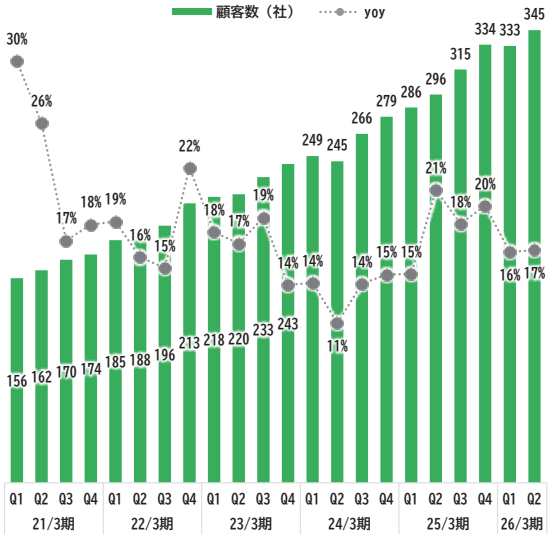

中長期的な売上拡大のイメージと成長戦略

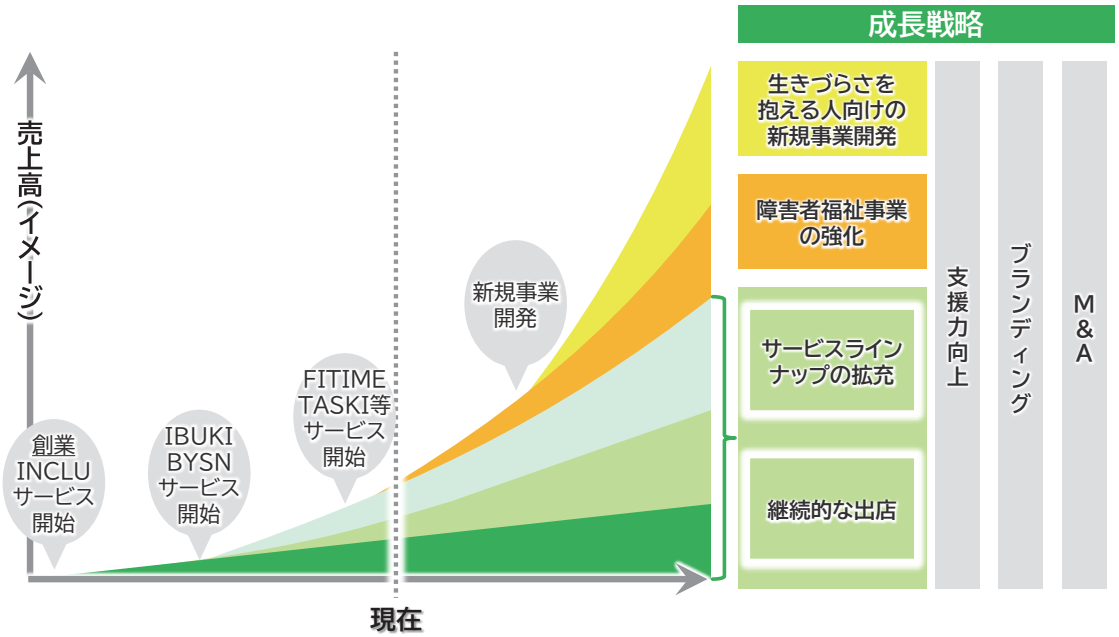

07.業績等の推移

売上高

（単位：千円）

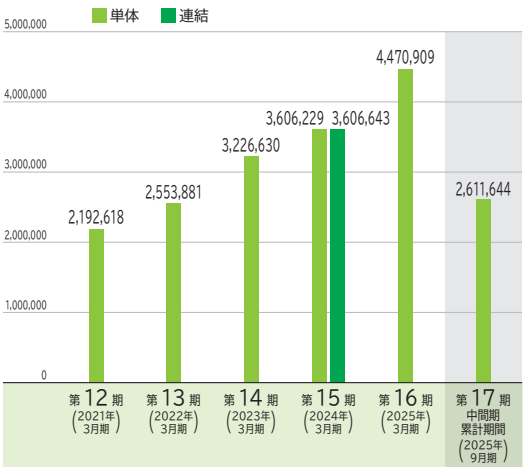

純資産額／総資産額

（単位：千円）

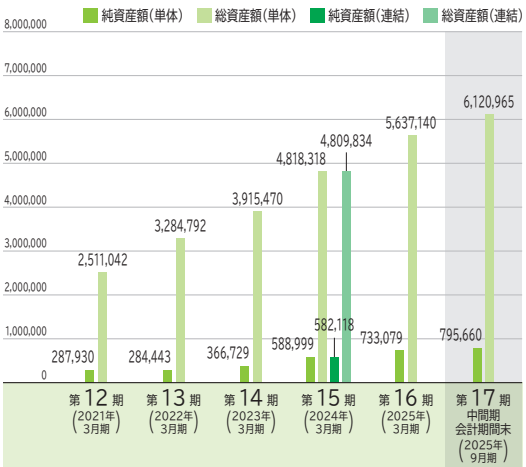

経常利益又は経常損失（△）

（単位：千円）

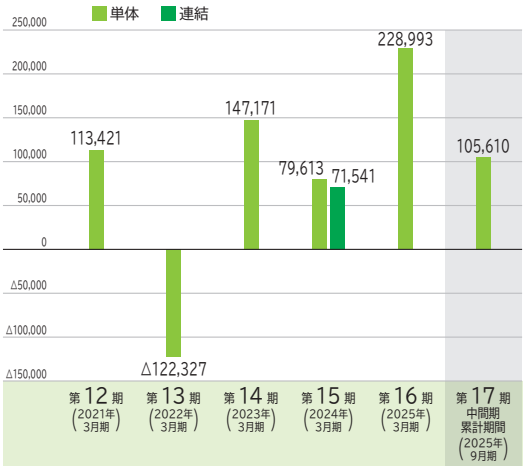

１株当たり純資産額

（単位：円）

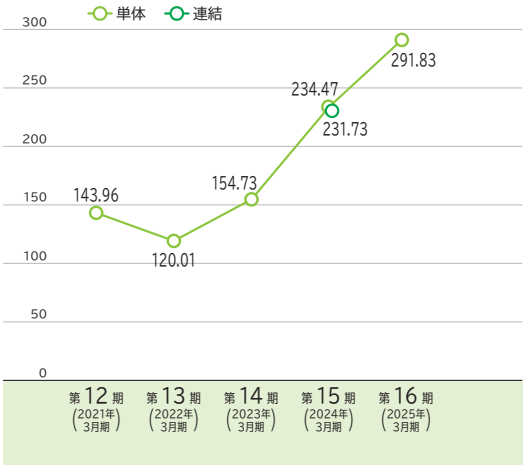

親会社株主に帰属する当期純利益／当期（中間）純利益又は当期純損失（△）

（単位：千円）

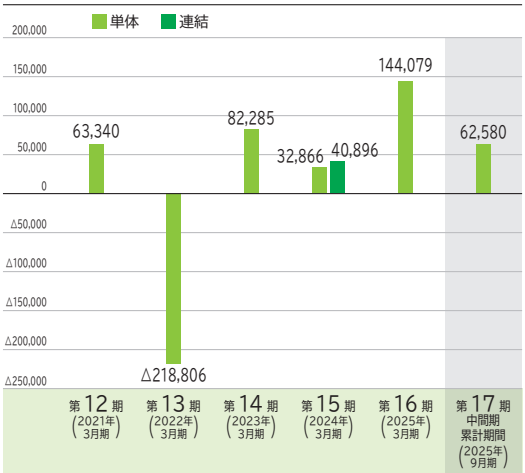

１株当たり当期（中間）純利益又は１株当たり当期純損失（△）

（単位：円）

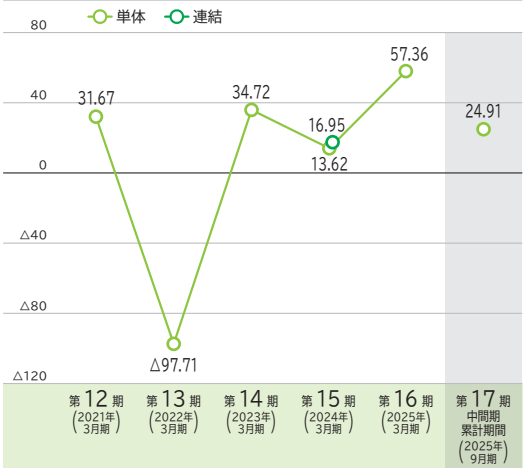

（注）1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を第13期の期首より適用しております。
2. 2020年12月17日付で普通株式1株につき100株の割合、2022年11月25日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますので、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、第12期から1株当たり純資産額及び1株当たり当期（中間）純利益又は1株当たり当期純損失（△）を算定しております。
3. 第12期、第13期及び第14期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。
4. 当社は第16期より連結財務諸表を作成しておりません。

目次

頁

表紙
第一部　証券情報 …… 1
第１　募集要項 …… 1
１．新規発行株式 …… 1
２．募集の方法 …… 2
３．募集の条件 …… 3
４．株式の引受け …… 4
５．新規発行による手取金の使途 …… 5
第２　売出要項 …… 6
１．売出株式（引受人の買取引受による売出し） …… 6
２．売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） …… 7
３．売出株式（オーバーアロットメントによる売出し） …… 8
４．売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し） …… 9
募集又は売出しに関する特別記載事項 …… 10
第二部　企業情報 …… 12
第１　企業の概況 …… 12
１．主要な経営指標等の推移 …… 12
２．沿革 …… 15
３．事業の内容 …… 16
４．関係会社の状況 …… 48
５．従業員の状況 …… 48
第２　事業の状況 …… 49
１．経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 …… 49
２．サステナビリティに関する考え方及び取組 …… 56
３．事業等のリスク …… 59
４．経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 62
５．重要な契約等 …… 67
６．研究開発活動 …… 70
第３　設備の状況 …… 71
１．設備投資等の概要 …… 71
２．主要な設備の状況 …… 72
３．設備の新設、除却等の計画 …… 76
第４　提出会社の状況 …… 78
１．株式等の状況 …… 78
２．自己株式の取得等の状況 …… 84
３．配当政策 …… 84
４．コーポレート・ガバナンスの状況等 …… 85

頁

第５　経理の状況 …… 99
１．連結財務諸表等 …… 100
(1) 連結財務諸表 …… 100
(2) その他 …… 123
２．財務諸表等 …… 124
(1) 財務諸表 …… 124
(2) 主な資産及び負債の内容 …… 162
(3) その他 …… 163
第６　提出会社の株式事務の概要 …… 164
第７　提出会社の参考情報 …… 165
１．提出会社の親会社等の情報 …… 165
２．その他の参考情報 …… 165
第四部　株式公開情報 …… 166
第１　特別利害関係者等の株式等の移動状況 …… 166
第２　第三者割当等の概況 …… 167
１．第三者割当等による株式等の発行の内容 …… 167
２．取得者の概況 …… 168
３．取得者の株式等の移動状況 …… 168
第３　株主の状況 …… 169
［監査報告書］ …… 172

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月19日
【会社名】	株式会社スタートライン
【英訳名】	Ｓｔａｒｔｌｉｎｅ ＣＯ．，ＬＴＤ．
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　西村　賢治
【本店の所在の場所】	東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号
【電話番号】	（050）5893-8926（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　井上　剛
【最寄りの連絡場所】	東京都三鷹市上連雀一丁目12番17号
【電話番号】	（050）5893-8926（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　井上　剛
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集　523,600,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し　26,400,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し　96,360,000円 （注）　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	1,400,000（注）２．	１単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

（注）１．2025年11月19日開催の取締役会決議によっております。

２．発行数については、2025年12月４日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

３．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号

４．上記とは別に、2025年11月19日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式219,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

２【募集の方法】

2025年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2025年12月４日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	－	－	－
入札方式のうち入札によらない募集	－	－	－
ブックビルディング方式	1,400,000	523,600,000	283,360,000
計（総発行株式）	1,400,000	523,600,000	283,360,000

（注）１．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

２．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2025年11月19日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の２分の１相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。

５．有価証券届出書提出時における想定発行価格（440円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は616,000,000円となります。

６．本募集並びに「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第２　売出要項　３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

７．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

３【募集の条件】

（１）【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

発行価格（円）	引受価額（円）	払込金額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）１．	未定 （注）１．	未定 （注）２．	未定 （注）３．	100	自　2025年12月15日（月） 至　2025年12月18日（木）	未定 （注）４．	2025年12月19日（金）

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、2025年12月４日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年12月４日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2025年12月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、１株当たりの増加する資本金であります。なお、2025年11月19日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025年12月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、2025年12月22日（月）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．申込みに先立ち、2025年12月５日から2025年12月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

８．引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「４　株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社横浜銀行　本店営業部	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目１番１号

（注）　上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

４【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
みずほ証券株式会社 株式会社ＳＢＩ証券 ＳＭＢＣ日興証券株式会社 楽天証券株式会社 極東証券株式会社 松井証券株式会社 岩井コスモ証券株式会社 東海東京証券株式会社 丸三証券株式会社 水戸証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号 東京都港区六本木一丁目６番１号 東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 東京都港区南青山二丁目６番21号 東京都中央区日本橋茅場町一丁目４番７号 東京都千代田区麹町一丁目４番地 大阪府中央区今橋一丁目８番12号 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号 東京都千代田区麹町三丁目３番６ 東京都文京区小石川一丁目１番１号	未定	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、2025年12月19日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこととといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	－	1,400,000	－

（注）１．2025年12月４日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
２．上記引受人と発行価格決定日（2025年12月12日）に元引受契約を締結する予定であります。
３．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

５【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
566,720,000	20,000,000	546,720,000

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（440円）を基礎として算出した見込額であります。

２．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

３．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（２）【手取金の使途】

上記の手取概算額546,720千円に、「１　新規発行株式」の（注）４．に記載の第三者割当増資の手取概算額上限88,651千円を合わせた手取概算額合計上限635,371千円については、１．既存事業の新規出店に関わる投資資金、２．手元運転資金に充当する予定であります。

１．既存事業の新規出店に関わる投資資金

今後の業容拡大及び持続的な事業成長のため、障害者雇用支援サービス事業「BYSN」の新規出店に関わる投資資金として、2027年３月期に435,371千円を充当する予定であります。

２．手元運転資金

「BYSN」の新規出店に伴う販売用の焙煎機等の仕入資金や従業員の採用費等の使用を目的に、手元運転資金として2026年３月期に200,000千円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（注）　新規出店に関わる投資資金のうち、設備資金の内容については、「第二部　企業情報　第３　設備の状況　３　設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2025年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（２）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第２　売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
－	入札方式のうち入札による売出し	－	－	－
－	入札方式のうち入札によらない売出し	－	－	－
普通株式	ブックビルディング方式	60,000	26,400,000	神奈川県川崎市宮前区宮崎六丁目５番地140 株式会社ストーン 30,000株 東京都日野市 西村　賢治 10,000株 神奈川県川崎市高津区 長谷川　新里 10,000株 東京都府中市 白木　孝一 10,000株
計(総売出株式)	－	60,000	26,400,000	－

（注）１．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

２．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

３．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（440円）で算出した見込額であります。

４．売出数等については今後変更される可能性があります。

５．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）３．に記載した振替機関と同一であります。

６．本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「３　売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「４　売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

７．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　３．ロックアップについて」をご参照下さい。

２【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（１）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）１． （注）２．	未定 （注）２．	自　2025年12月15日（月） 至　2025年12月18日（木）	100	未定 （注）２．	引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所	東京都千代田区大手町一丁目５番１号 みずほ証券株式会社	未定 （注）３．

（注）１．売出価格の決定方法は、「第１　募集要項　３　募集の条件　（２）ブックビルディング方式」の（注）１．と同様であります。

２．売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

３．引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2025年12月12日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

４．上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

５．株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

６．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第１　募集要項　３　募集の条件　（２）ブックビルディング方式」の（注）７．に記載した販売方針と同様であります。

３【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
－	入札方式のうち入札による売出し	－	－	－
－	入札方式のうち入札によらない売出し	－	－	－
普通株式	ブックビルディング方式	219,000	96,360,000	東京都千代田区大手町一丁目５番１号 みずほ証券株式会社 219,000株
計(総売出株式)	－	219,000	96,360,000	－

（注）１．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

２．オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2025年11月19日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式219,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項　２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

３．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

４．「第１　募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

５．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（440円）で算出した見込額であります。

６．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）３．に記載した振替機関と同一であります。

４【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（１）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定（注）１．	自　2025年12月15日（月）至　2025年12月18日（木）	100	未定（注）１．	みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所	－	－

（注）１．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

２．株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。

３．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

４．みずほ証券株式会社及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第２　売出要項　２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　（２）ブックビルディング方式」の（注）７．に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１．東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、「第１　募集要項」における新規発行株式及び「第２　売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

２．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社ウエスト（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年11月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式219,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

（１）	募集株式の数	当社普通株式　219,000株
（２）	募集株式の払込金額	未定　（注）１．
（３）	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。　（注）２．
（４）	払込期日	2026年１月21日（水）

（注）１．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2025年12月４日開催予定の取締役会において決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

２．割当価格は、2025年12月12日に決定される予定の「第１　募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2025年12月22日から2026年１月16日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

３．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主かつ貸株人である株式会社ウエスト、売出人かつ当社株主である株式会社ストーン、西村賢治、長谷川新里及び白木孝一、当社株主かつ新株予約権者である井上剛、当社株主であるディーエムソリューションズ株式会社、みずほリース株式会社、株式会社WOWOWコミュニケーションズ、株式会社プラネット及び本田凛太郎、並びに新株予約権者である石川敬啓及び従業員95名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年６月19日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年11月19日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部　株式公開情報　第２　第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第15期
決算年月		2024年３月
売上高	（千円）	3,606,643
経常利益	（千円）	71,541
親会社株主に帰属する当期純利益	（千円）	40,896
包括利益	（千円）	37,703
純資産額	（千円）	582,118
総資産額	（千円）	4,809,834
１株当たり純資産額	（円）	231.73
１株当たり当期純利益	（円）	16.95
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－
自己資本比率	（%）	12.1
自己資本利益率	（%）	8.7
株価収益率	（倍）	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	393,946
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△417,575
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	695,753
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	1,198,045
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	306 (29)

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

２．株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

３．第15期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

４．当社は2025年１月１日付で連結子会社であった株式会社スタートライン・プラネットを吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、第16期より連結財務諸表を作成しておりません。このため、第16期の連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

５．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、１年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		2021年３月	2022年３月	2023年３月	2024年３月	2025年３月
売上高	(千円)	2,192,618	2,553,881	3,226,630	3,606,229	4,470,909
経常利益又は経常損失（△）	(千円)	113,421	△122,327	147,171	79,613	228,993
当期純利益又は当期純損失（△）	(千円)	63,340	△218,806	82,285	32,866	144,079
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	－	－	－	－	－
資本金	(千円)	100,000	207,660	207,660	299,960	299,960
発行済株式総数	(株)	200,000	237,000	2,370,000	2,512,000	2,512,000
純資産額	(千円)	287,930	284,443	366,729	588,999	733,079
総資産額	(千円)	2,511,042	3,284,792	3,915,470	4,818,318	5,637,140
１株当たり純資産額	(円)	1,439.65	1,200.18	154.73	234.47	291.83
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	(円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	(円)	316.70	△977.14	34.72	13.62	57.36
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	－	－	－	－	－
自己資本比率	(%)	11.5	8.7	9.4	12.2	13.0
自己資本利益率	(%)	24.7	－	25.3	6.8	21.8
株価収益率	(倍)	－	－	－	－	－
配当性向	(%)	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	－	－	－	－	467,808
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	－	－	－	－	△862,645
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	－	－	－	－	418,191
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	－	－	－	－	1,216,455
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	(人)	222 (－)	249 (21)	246 (25)	305 (29)	375 (48)

（注）１．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2020年３月31日）を第13期の期首より適用しており、第13期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

２．第13期においては、当期より本格進出したIBUKI関西エリアにおける当社営業職スタッフの充足が遅れ成約数が不足したことで売上高の計画を大きく下回ったことにより、経常損失を計上しております。また、当期純損失は経常損失の計上理由に加えて、税効果会計の会社分類変更による影響を受けております。

３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

４．当社は、2020年12月17日を効力発生日として普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）を算定しております。

５．当社は、2022年11月25日を効力発生日として普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算

定しております。

６．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、第13期については１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

７．第13期の自己資本利益率は、当期純損失であるため、記載しておりません。

８．株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。

９．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

10. 第13期、第14期及び第15期は連結財務諸表を作成しておりますので、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

11. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、１年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

12. 第15期及び第16期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
なお、第12期、第13期及び第14期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。

13. 当社は、2020年12月17日を効力発生日として普通株式１株につき100株の割合で株式分割を、2022年11月25日を効力発生日として普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）』の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第12期から第14期の数値については、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月		2021年３月	2022年３月	2023年３月	2024年３月	2025年３月
１株当たり純資産額	（円）	143.96	120.01	154.73	234.47	291.83
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)	（円）	31.67	△97.71	34.72	13.62	57.36
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	－	－	－
１株当たり配当額	（円）	－	－	－	－	－

２【沿革】

年　月	事業の変遷
2009年12月	障害者雇用における通勤の課題を解決すべく、株式会社スタートライン設立（資本金15万円　本店神奈川県横浜市神奈川区）
2009年12月	サテライトオフィスを活用した障害者雇用支援サービスを開始し、「障害者向けサテライトオフィスサービス（現 INCLU）」の第１号店である八王子センターを東京都八王子市に開設
2010年４月	本店所在地を神奈川県横浜市神奈川区から、東京都八王子市へ移転
2013年12月	資本金を3,000万円に増資
2014年４月	研究開発機関として障がい者雇用研究室（現 CBSヒューマンサポート研究所）を発足
2015年５月	労働者派遣事業許可証（派13-305964）取得
2017年８月	屋内農園を活用した障害者雇用支援サービス「屋内農園型障害者雇用支援サービスIBUKI」を開始し、第１号店であるIBUKI YOKOHAMA FARMを神奈川県横浜市鶴見区に開設
2017年10月	有料職業紹介事業許可証（13-ユ-306718（本社・関西事業所））取得
2018年２月	一般社団法人日本テレワーク協会主催の「第18回テレワーク推進賞」において、「障害者向けサテライトオフィスサービス（現 INCLU）」が優秀賞を受賞
2018年11月	本店所在地を東京都八王子市から、東京都三鷹市へ移転
2018年11月	「企業向けカスタマイズ研修サービス」を開始
2019年３月	資本金を１億円に増資
2019年７月	プライバシーマーク取得
2019年10月	営業エリアの拡大のため、大阪府大阪市北区に関西事業所開設
2020年10月	古物商許可証（三鷹20-056114）取得
2021年２月	障害者雇用支援の実績・ノウハウをもとに、障害者福祉事業である就労移行支援事業に参入１拠点目となる「るりはり渋谷（現 FITIME 渋谷）」を東京都渋谷区にてサービス開始
2021年４月	資本金を１億2,316万円（資本準備金2,316万円）に増資
2021年５月	株式会社プラネットと合弁会社、株式会社スタートライン・プラネットを設立
2022年３月	資本金を２億766万円（資本準備金１億766万円）に増資
2022年４月	「ロースタリー型障害者雇用支援サービスBYSN」を開始
2023年１月	「認知能力改善支援システム」の特許取得（特許番号：第7219377号）
2023年６月	「情報処理システム、情報処理システムの制御方法、及びプログラム並びに記録媒体」の特許取得（特許番号：第7295363号）
2023年９月	「障害者雇用支援サービス サポート付きサテライトオフィスINCLU ONE」の開始
2023年12月	資本金を２億9,996万円（資本準備金１億9,996万円）に増資
2024年３月	株式会社スタートライン・プラネットの株式追加取得に伴い100％連結子会社化
2024年６月	「障害者雇用支援サービスTASKI COFFEE」を開始
2025年１月	100％連結子会社である株式会社スタートライン・プラネットを吸収合併
2025年１月	就労移行支援「るりはり」を「FITIME」にサービス名称変更
2025年１月	障害者福祉事業である就労定着支援事業を開始
2025年４月	株式会社ＷＯＷＯＷコミュニケーションズと、応対品質向上型障害者雇用支援サービス「RESQWO」を共同開発し、サービス開始
2025年５月	障害福祉サービスの１つである就労継続支援B型事業「GOOD THE GOOD」における指定通知書（福障障政第502号）取得

3【事業の内容】

①企業理念

当社の企業理念は創業以来「関わるすべての人に働く喜びを」でしたが、見直しを行い2022年４月より「自分をおもいやり、人をおもいやり、その先をおもいやる。」としております。言葉の編集は行いましたが、軸となる考え、当社が大事にすることは変わっておりません。当社は創業時より「一人でも多くの人が、自分らしく生き、喜びを実感できる社会の実現」を目指し、その中の一つの方法として障害者の「雇用支援」と「就業支援」にフォーカスし、障害者の働き方、新しい職域開発、働く場所の創出、継続的な支援に取り組んできました。その考えや想いは今も変わりません。しかし、当社の知見や支援力、提供するサービスは、障害者の雇用に限って有効に作用するものではなく、もっと多くの人の役に立てることが、事業を行っていく中で分かってきました。そのため、今までフォーカスしてきた障害者の雇用支援、就業支援の枠を超え、新たな領域へ踏み出し、「一人でも多くの人が、自分らしく生き、喜びを実感できる社会の実現」へさらに近づくため、当社の基盤となる企業理念を、より本質的な言葉に置き換えました。

PHILOSOPHY

「自分をおもいやり、
人をおもいやり、
その先をおもいやる。」

私たちの挑戦は
多様な人々が共存する時間の中で
一人でも多くの人が
自身の可能性に気付き、成長し、活躍しながら
自分らしく生きていると
実感できる社会を実現することです。

そのために掲げた言葉はただひとつ、“おもいやり”です。
私たちが考えるおもいやりとは
可能性を見つけ出す観察力、未来を描く想像力、形にする行動力
可能性を可能に変えていく技術力
そして関わる責任。
そのすべてが、おもいやりという言葉に凝縮されています。

スタートラインは
おもいやりを原動力に
誰もが自分らしく生きる社会を
創造し続けます。

②事業の概要

ａ．事業の特徴

「障害者」×「働く」をワンストップで支援

誰もが自分らしく生きる社会を目指す中で、現在の当社は「障害者」の「働く」に焦点を当てて、事業を展開しております。一人でも多くの障害者が、自分にあった働き方や職種を選べることで、自分らしく働き、「働く喜び」を実感できる状態を目指しております。

『障害者は、企業からもっと必要とされる人材になれる。』

人手不足にも関わらず、雇用率があるから仕方なく障害者雇用を行う企業が、まだ多く存在します。既に企業で活躍している障害者の方が存在する一方で、仕組みや環境の未整備、支援不足によって、自分の能力を発揮できない障害者の方も多くいます。そのような働きづらさを感じる障害者が、自分らしく働くことができると実感できるようになるための当社なりのやり方があります。

なお、当社のセグメントは、「障害者雇用支援サービス事業」「障害者福祉事業」に分けられますが、厚生労働省が定める障害者雇用率制度に則り、障害者雇用に課題を持つ民間企業等を対象として、経営資源の大半を「障害者雇用支援サービス事業」に集中して配分をしております。各事業セグメント別のサービスの概要については、以下表及びサービスラインナップをご参照ください。なお、2025年３月期の全売上に占める構成比は、障害者雇用支援サービス事業が99.3%、障害者福祉事業が0.7%です。

当社のサービスは、科学的根拠のある「支援力」をベースに、コーヒー焙煎や植物栽培業務など、新たな付加価値を付けた業務を開発し、障害者雇用・就労における、様々な選択肢（サービス）を提供しております。障害者の雇用場所も「サテライト型」「顧客オフィス」の双方に対応し、顧客ごとの課題に応じたコンサルティングサービス、その他障害者福祉サービス等、ワンストップトータルソリューションを提供しております。

事業セグメント	サービス種別	サービス名	特徴	マネタイズ先	主な支援対象者	収益モデル	契約期間
障害者雇用支援サービス事業	当社の拠点を利用したパッケージサービス	ロースタリー型障害者雇用支援サービスBYSN	障害者雇用を行う企業等に対して、当社アセットを活用し、コーヒーの焙煎業務を通じて、職場環境の提供、障害者の採用、訓練、職場定着、職業能力開発の支援を行うパッケージサービス	大企業を中心に、様々な業種規模の民間企業等	各顧客で雇用されている障害者及び管理者、人事担当者	ストック売上 物販売上 コンサル売上	原則１年間自動更新
		屋内農園型障害者雇用支援サービスIBUKI	障害者雇用を行う企業等に対して、当社アセットを活用し、屋内農園における植物栽培業務を通じて、職場環境の提供、障害者の採用、訓練、職場定着、職業能力開発の支援を行うパッケージサービス			ストック売上 物販売上 コンサル売上	

<table>
<tr><th>事業セグメント</th><th>サービス種別</th><th>サービス名</th><th>特徴</th><th>マネタイズ先</th><th>主な支援対象者</th><th>収益モデル</th><th>契約期間</th></tr>
<tr><td rowspan="5">障害者雇用支援サービス事業</td><td rowspan="3">当社の拠点を利用したパッケージサービス</td><td>障害者雇用支援サポート付きサテライトオフィスサービス
INCLU</td><td>障害者雇用を行う企業等に対して、当社アセットを活用し、オフィスワーク業務を通じて、職場環境の提供、障害者の採用、訓練、職場定着、職業能力開発の支援を行うパッケージサービス</td><td rowspan="2">大企業を中心に、様々な業種規模の民間企業等</td><td rowspan="5">各顧客で雇用されている障害者及び管理者、人事担当者</td><td>ストック売上
コンサル売上</td><td rowspan="4">原則
１年間
自動
更新</td></tr>
<tr><td>障害者雇用支援サポート付きサテライトオフィスサービス
INCLU ONE</td><td>INCLUと同じ提供内容であり、障害者１名から利用が可能。</td><td>ストック売上
コンサル売上</td></tr>
<tr><td>応対品質向上型障害者雇用支援サービス
RESQWO</td><td>株式会社ＷＯＷＯＷコミュニケーションズ社と共同開発。障害者雇用を行う企業に対して、サテライトオフィスを利用して、電話対応の応対品質向上業務を通じて、職場環境の提供、障害者の採用、訓練、職場定着、職業能力開発の支援を行う障害者１名から利用可能</td><td>ユーザー向け電話対応が必要な民間企業等</td><td>ストック売上
コンサル売上</td></tr>
<tr><td>顧客の拠点を利用したパッケージサービス</td><td>TASKI
（TASKI COFFEE）</td><td>障害者雇用を行う企業等に対して、当該企業の事務所や施設で、プロ同等の工程で高品質な焙煎・コーヒーの抽出、提供業務を通して、障害者の採用、訓練、職場定着、職業能力開発の支援を行う</td><td rowspan="2">様々な業種規模の民間企業等</td><td>ストック売上
物販売上
コンサル売上</td></tr>
<tr><td>顧客ごとの課題に応じたカスタマイズサービス</td><td>研修・コンサルティングサービス</td><td>障害者雇用を行う企業等に対して、各社ごとの課題に応じた研修の提供やコンサルティングを実施</td><td>提供内容により異なる
ワンタイム例
・コンサルティング
・研修費用
・特例子会社設立支援

ランニング例
・定着支援
・相談窓口</td><td>提供内容により異なる</td></tr>
</table>

事業セグメント	サービス種別	サービス名	特徴	マネタイズ先	主な支援対象者	収益モデル	契約期間
障害者福祉事業	就労移行・定着支援サービス	FITIME	障害者に対して企業等に就職する前の職業訓練を実施することにより、企業等への就職後も安定的に就業できる支援	行政	これから企業への就職を目指す障害者	利用者一人当たりの利用日数に応じて基本報酬が発生 条件に応じて、加算報酬等あり	一人の利用者が利用できる最長期間は原則２年間
	就労継続支援B型	GOOD THE GOOD	国連の2017年プロジェクトゼロ賞受賞等、世界の主要な組織から評価されている海外企業と提携。就労継続支援B型にて、カフェ店舗で実践的な業務にチャレンジしつつ、一般就労を支援				一人の利用者が利用できる期間の定めはなし

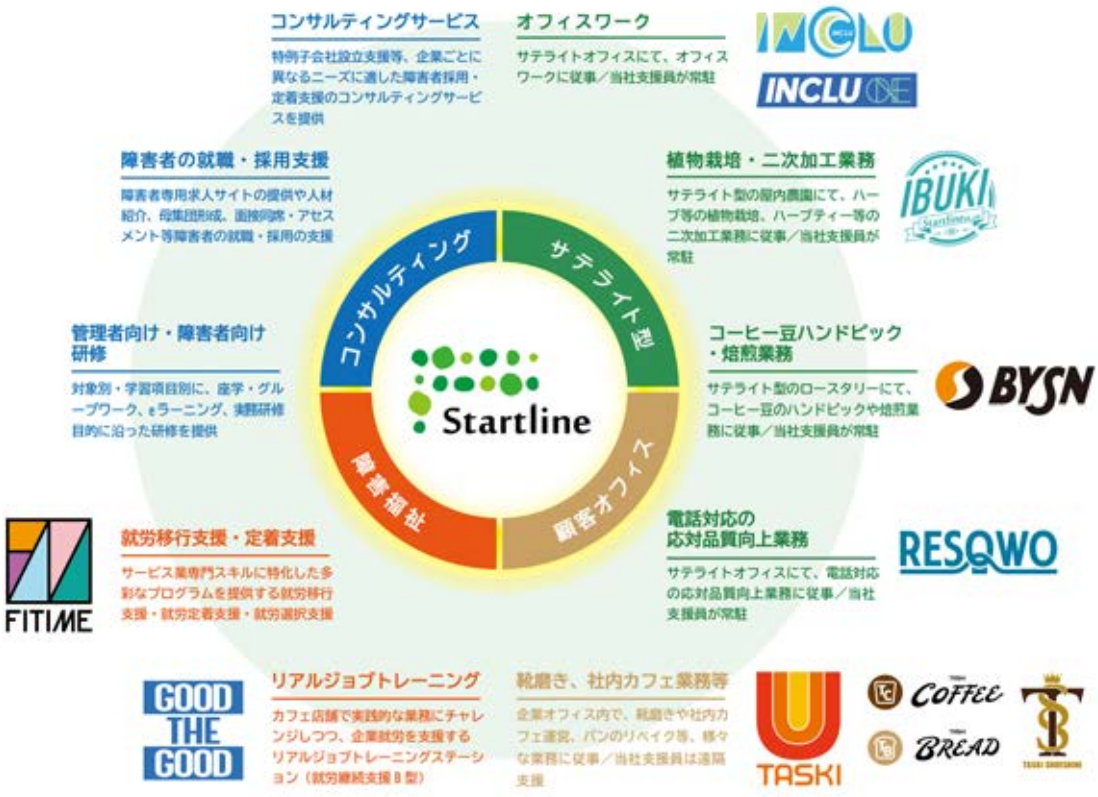

障害者雇用支援サービス事業及び障害者福祉事業における事業系統図は、以下のとおりです。

障害者雇用支援サービス事業　事業系統図

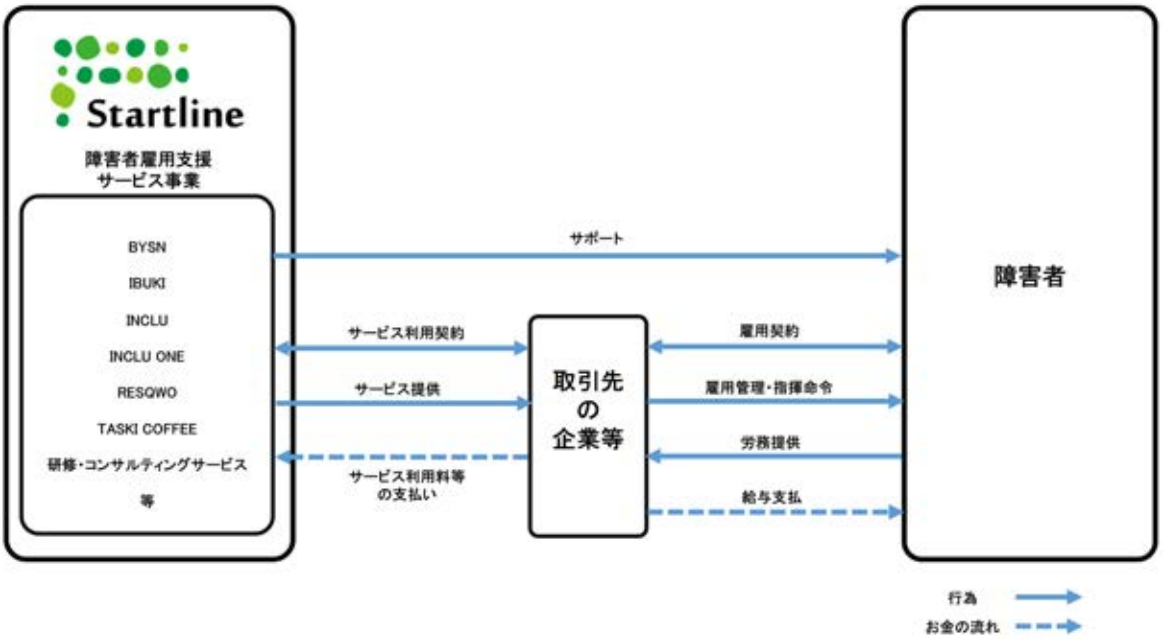

障害者福祉事業　事業系統図

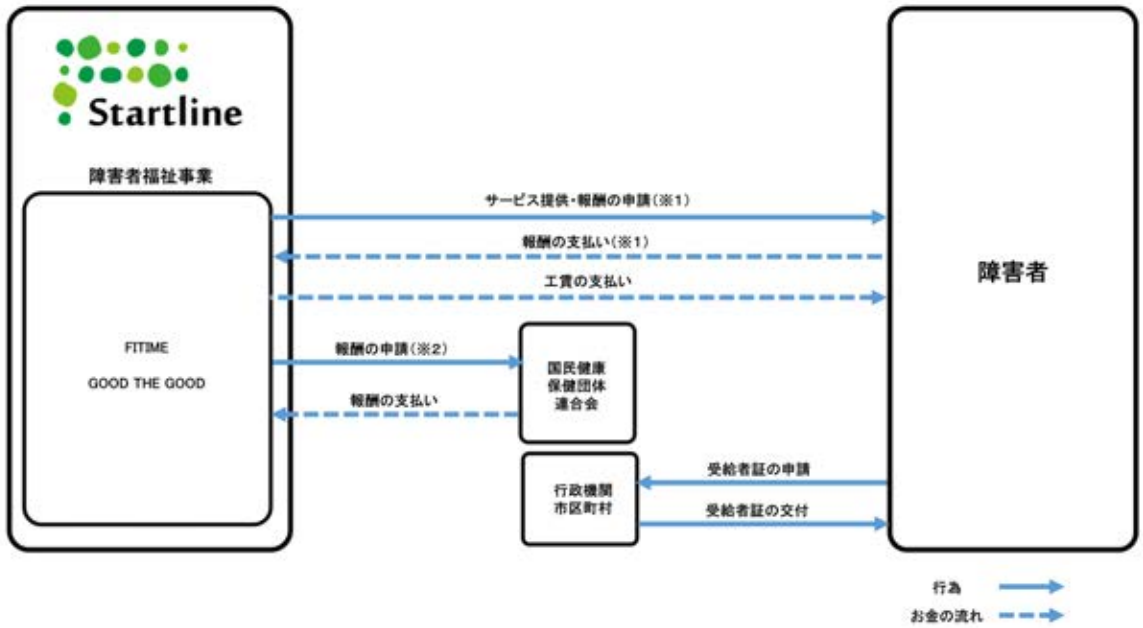

（※1）顧客に該当する障害者当人の自己負担額は10%ですが、所得水準に応じて自己負担による支払いを免除されるケースがございます。
（※2）報酬の計算方法は、障害者数×単価

ｂ．競争優位性と事業戦略

当社における競争優位性は、①支援するチカラ「支援力」と②「職域開発力」です。

障害者雇用の「量」と「質」の双方が重視される中、障害者及び雇用企業のニーズはますます多様化しております。その中で、当社はCBSヒューマンサポート研究所という障害者支援の研究機関を有しており、日々支援力の研究・開発・学会発表等を行っております。またその支援力を身に付けた支援員が200名以上（2025年９月末時点）おり、この支援員の中には公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、産業カウンセラーの有資格者も多数おります。これらの支援員が、各サービスの現場で障害者の継続的な支援を行っております。

このように、様々な民間企業等（業種、規模、社風、障害者雇用への姿勢や意欲、障害者に任せる職種等）や様々な障害者（障害種別、障害状況、年齢、性別、職業スキル、キャリアアップ志向等）の双方を継続的に支援しており、当社には様々な事例やノウハウが蓄積されます。また当社は、「職域開発力」を活かし、新たな業務のパッケージ化や既存業務の切り出しにより、多様なサービスラインナップの提供を実現しております。障害者雇用において農園型等、単一サービスのみを提供する競合他社は一定数おりますが、当社において、農園型は複数あるサービスラインナップの一つでしかなく、障害者雇用支援のワンストップソリューションを提供しているという点において特徴があります。

1 支援力

科学的根拠に基づく
障害者の職業リハビリテーション技術

社内研究開発機関を有し、職業リハビリテーション技術の研究、開発、実施。認知の障害に対する心理的アプローチや、アセスメント、模擬業務を通したスキル向上プログラムを有し、障害者支援システムも独自開発。
200名以上の支援員（2025年9月末時点）、公認心理師等の有資格者も多数。

現場を支える **支援員**	・障害者を現場で支える当社支援員は200名以上(※) ・公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士等の国家資格者も多数 ・障害者雇用の現場で、2,359名の障害者、345社の企業を支援(※)
専門支援技術の 研究・開発 **研究開発機関**	・科学的根拠をベースに、支援技術の研究、開発、体系化 ・大学や外部研究機関、国内外の学会と連携 ・豊富な学会発表や共同研究の事例
科学的根拠に基づく **専門支援技術**	・心理的アプローチは、文脈的行動分析学がベース ・行動の原因と対策を文脈で理解し、科学的なアプローチをする支援の体系化 ・ACT等を、支援の現場で活用
デジタル技術も活用 **各種 プログラム開発**	・障害者の職業リハビリテーション向上を目的に独自開発 ・障害者支援システム「Enable360」等の各種支援プログラムを独自開発

(※)2025年9月末時点

2 職域開発力

独自のアイディアや
他社とのコラボレーションを通して職域開発

コーヒー焙煎、植物栽培、ハーブティー加工、オフィスワーク、コールセンターの応対品質、パン販売、靴磨きなど雇用企業にとって新たな付加価値となる障害者の様々な業務を開発。
豊富な選択肢（サービスラインナップ）から選べる状態へ。

新たな業務 パッケージ化	・障害者の職域を開発する中で、外部の様々な業界のプロフェッショナル企業とコラボレーション ・障害者が取り組むからこそ、付加価値が付く業務を一緒に開発し新たな業務をパッケージ化
既存業務 切り出し	・各企業の中にある既存業務の中から、障害者が取り組むことができる業務一覧をもとにカスタマイズ提供 ・障害者雇用の職域開拓の事例・実績が豊富

③具体的なサービスの特徴

ａ．ロースタリー型障害者雇用支援サービス BYSN

コンセプト	コーヒー焙煎業務を通して、 障害者の職域開発とスキルアップを支援する
BYSNが解決する企業等の課題	① 障害者に任せる業務の創出ができない ② 障害者を採用しても定着しない ③ 障害者の職業スキルの向上の仕方が分からない ④ 障害者を複数名期日までに雇用しなければいけない
採用時の特徴	・精神、発達障害者の雇用促進 ・10,000名以上の選考を実施した当社が面接同席支援 ・500事業所以上の支援機関ネットワークで母集団形成
運用時の特徴	・BYSN専用にカスタマイズされた安心安全なプロ仕様の電気式焙煎機を使用 ・ブレンダーやバリスタなど専門性の高い業務へチャレンジする機会を設け、ステップアップも支援

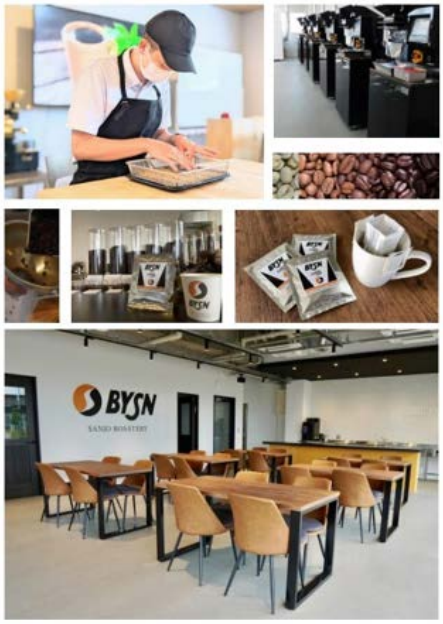

(a) サービスの概略

BYSNは、2022年４月に新潟県三条市に第１号拠点となるBYSN SANJO ROASTERYを開設し、サービスの提供を開始いたしました。法定雇用率の引き上げに伴い、障害者雇用が拡大していく中、障害者の雇用ノウハウを持たない企業にとっては、障害者の採用や定着に加えて、障害者にどのような業務を任せるか（職域開拓）に大きな課題を感じております。このような企業が抱える障害者雇用の課題の解決策の一つとして、農園型サービスが挙げられますが、障害者の働き方や職種の選択肢を増やすことを目的として、BYSNのサービス開発がなされました。BYSNは、コーヒーの焙煎業務を通して障害者の職域開発とスキルアップを支援する障害者雇用支援サービスの一つです。利用企業に雇用された障害者は、BYSN専用のプロ仕様焙煎機で高品質なコーヒー豆を作り上げます。そのコーヒー豆から企業オリジナルブレンドコーヒーを開発し、社内で飲用されたり、ノベルティなどのプレゼントとして活用されます。また、BYSNの拠点（以下、「ロースタリー」という。）はカフェ同様の設備を有し、地域と連携したイベントの開催等も可能で、障害者はBYSN版ワークサンプル（模擬業務）を通じて、業務習得やスキルアップのトレーニングを行います。将来的にはコーヒーマイスターなどの資格取得をサポートするなど、それぞれの人に合わせたステップアップも支援します。

利用企業とは契約締結後に、障害者及び管理者の採用実務、初期研修、障害者への定着支援、職業能力開発支援を行っており、障害者の採用から、雇用後の定着、スキルアップ、就業場所の提供をワンストップで提供しております。

なお、採用時の特徴としては、創業以来2025年９月末時点まで、10,000名以上の選考を実施しており、面接ノウハウを十分に有した支援員が面接に同席をさせていただきます。また障害者採用時の母集団形成として、創業以来2025年９月末時点まで、累計500事業所以上の福祉施設との連携を行っており、支援機関とのネットワークがあるため、母集団形成も支援しております。

BYSNにおいて、障害者が従事する業務は、生豆の選別、焙煎、焙煎豆の選別、パック詰め、梱包、コーヒー抽出、給仕、洗い物など多岐にわたっております。なお、コーヒー豆（生豆・焙煎豆）の選別が重要なのは、生産国によってコーヒー豆の等級の基準は異なるものの、主に「栽培地の標高」「コーヒー豆の大きさ」「欠点豆の混入率」によって等級は決まります。等級が高いほど高品質なコーヒーになり、缶コーヒーやインスタントコーヒーが安価で手軽に楽しめるのは、等級の低いコーヒー豆を使用していることが一つの要因です。等級

の低いコーヒー豆については、欠点豆が多く混入しております。そのため、より高品質なコーヒーを楽しむためには、どの等級であってもこの「欠点豆」を手作業で選別するという作業が欠かせない、重要なものになります。

(b) サービス利用の流れ

利用企業とサービス利用契約を締結したのち、BYSNで各利用企業が雇用する障害者と管理者の採用支援を行います。BYSNは、利用する区画単位で価格が設定されており、最小単位の１区画においては障害者３名、管理者１名で構成されております。当社は、顧客ごとの採用を支援する事務局を設置し、近隣の特別支援学校や就労移行支援事業所、福祉施設やハローワークに対して、利用企業の求人票提出をサポートし、求職者の母集団形成を支援、特に見極めが難しい障害求職者の面接サポートを行い、最終的には顧客が採用可否を判断します。また、管理者については顧客の既存の社員が常駐するケースもありますが、新たに採用する場合は求人を出し、母集団形成の支援を行い、顧客が最終的に採用可否を判断します。

管理者の入社決定後、まず管理者に対して初期研修を実施し、障害者とのコミュニケーション技法、障害者雇用関連法令（差別禁止、合理的配慮）等の研修を行います。また障害者に対しては、初期アセスメントを行い、障害特性のより正確な把握や支援方針を明確にします。その上で、実際の業務に模したBYSN版ワークサンプル（模擬業務）を活用し、障害者の業務特性（強みや苦手としていること）を明確にした上で、補完手段について検討を行います。また、心理的柔軟性を高めるプログラムを導入し、より障害者が安定的に就業でき、業務スキルが向上するための支援を行っております。

障害者は利用企業管理者の指揮命令の下、焙煎機を活用し、コーヒーの焙煎業務を行います。その状況については当社支援員が定期的にモニタリングを行い、管理者とは定期的に面談を行うことで、様々なトラブル等の予兆をスピーディーに把握し、必要に応じて利用企業人事担当者ともコミュニケーションを取りながら、支援力を活用し、必要な支援を行います。

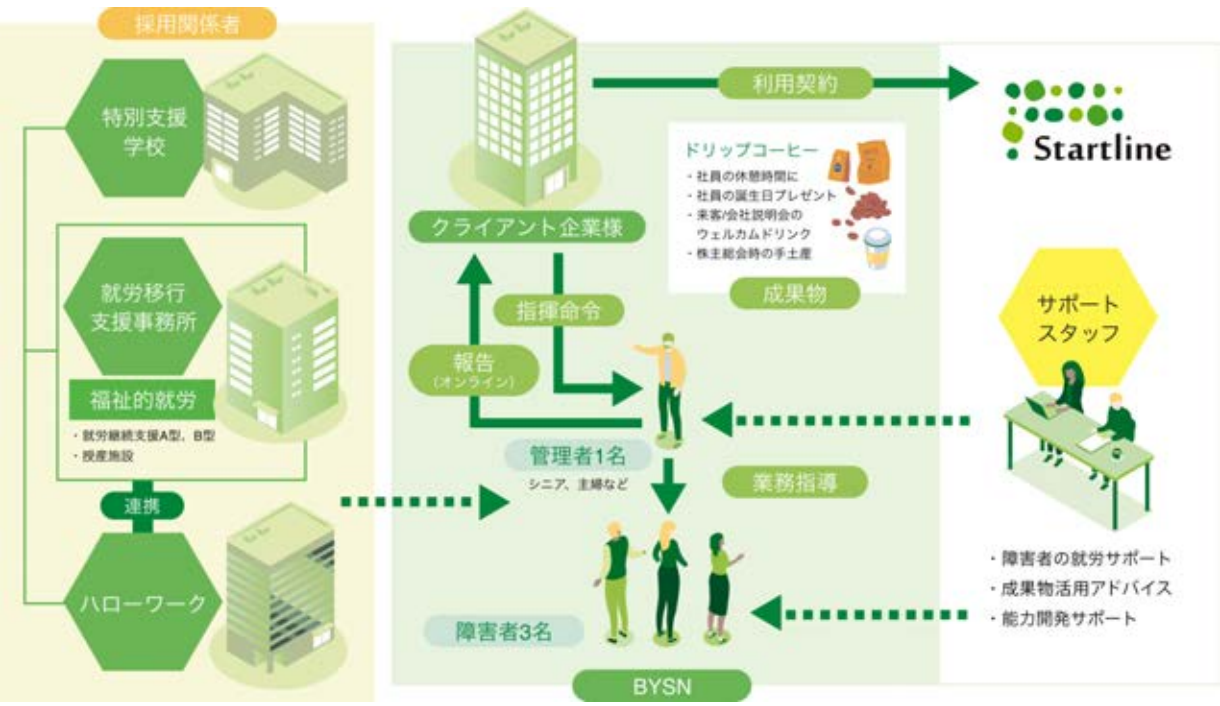

(c) 収益モデル

収益モデルは、ストックモデルです。

売上構成は、「採用支援」「初期研修」「焙煎機販売」「サービス利用料」に大別されますが、「採用支援」及び「初期研修」、「焙煎機販売」はワンタイムで発生する売上、「サービス利用料」は利用開始月より毎月発生するサブスクリプション契約です。焙煎機は「購入」「リース」の２パターンから顧客は選択できます。なお、「リース」については、当社がリース会社に焙煎機を販売し、リース会社と顧客の間で契約を締結しております。「購入」「リース」いずれの場合も、物販販売におけるワンタイムの売上計上です。また、サービスの解約については、６か月前告知としておりますが、2025年３月期（2024年４月１日～2025年３月31日）において、解約は１社もございませんでした。

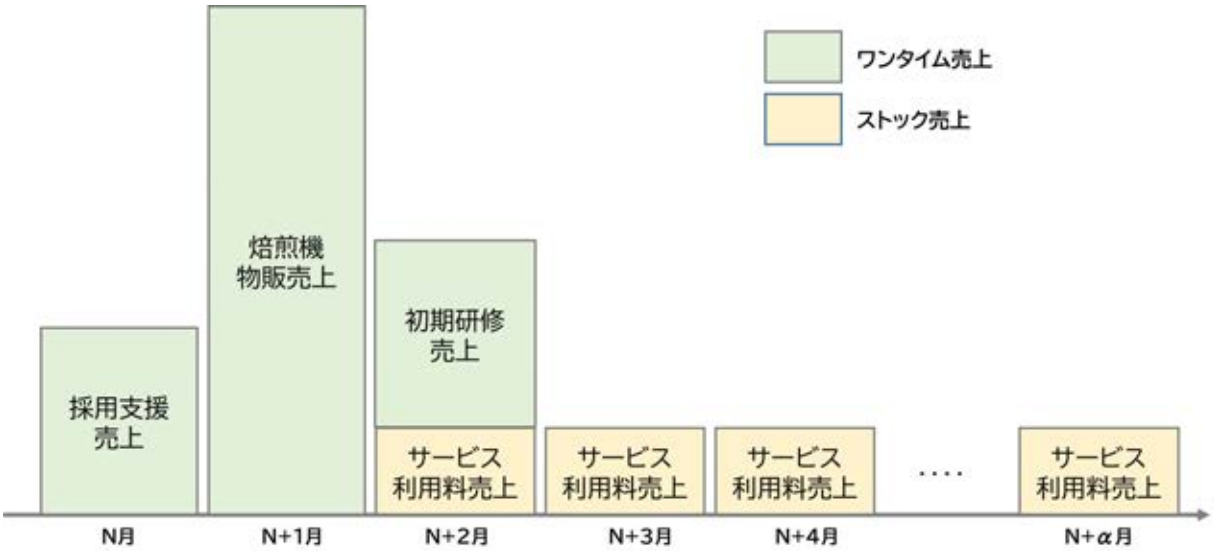

(d) 出店状況

BYSNの拠点は、東京都、埼玉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、新潟県において2025年９月30日現在で９拠点あり、今後も継続的に出店を行ってまいります。なお、出店エリアについては、人口10万人以上の市区町村としております。

No	サービス	開設年	開設拠点名	都道府県	市区町村	開設日
1	BYSN	2022年	BYSN SANJO ROASTERY	新潟県	三条市	2022/９
2		2023年	BYSN KADOMA ROASTERY	大阪府	門真市	2023/８
3		2024年	BYSN OMIYA ROASTERY	埼玉県	さいたま市	2024/10
4			BYSN TACHIKAWA ROASTERY	東京都	立川市	2024/12
5		2025年	BYSN KOBE ROASTERY	兵庫県	神戸市	2025/３
6			BYSN HANNO ROASTERY	埼玉県	飯能市	2025/４
7			BYSN ISEHARA ROASTERY	神奈川県	伊勢原市	2025/６
8			BYSN HIGASHIOSAKA ROASTERY	大阪府	東大阪市	2025/６
9			BYSN HACHIOJI ROASTERY	東京都	八王子市	2025/８

(e) 実績

2025年９月30日現在において、契約社数は75社以上、支援している障害者数は401名にご利用いただいております。障害者の内訳は、身体障害者が14%、発達障害者が13%、知的障害者が24%、精神障害者が49%です。障害者の年齢構成は、特別支援学校を卒業したばかりの18歳から73歳まで、幅広い年齢層の方が活躍されており、ボリュームゾーンは20代です。

ｂ．屋内農園型障害者雇用支援サービス IBUKI

コンセプト	オフィスワーク以外で障害者の活躍の場を創出 成果物を通して組織に貢献
IBUKIが解決する企業等の課題	① 障害者に任せる業務の創出ができない ② 障害者を採用しても定着しない ③ 障害者の職業スキルの向上の仕方が分からない ④ 障害者を複数名期日までに雇用しなければいけない
採用時の特徴	・軽作業が得意な知的、精神障害者の雇用促進 ・10,000名以上の選考を実施した当社が面接同席支援 ・500事業所以上の支援機関ネットワークで母集団形成
運用時の特徴	・管理者の採用と教育を支援 ・屋外農園と比較して働きやすく、労災リスク少 ・販促物として活躍する成果物が組織に貢献

(a) サービスの概略

IBUKIは、2017年８月に神奈川県横浜市鶴見区に第１号拠点となるIBUKI YOKOHAMA FARMを開設し、サービスの提供を開始いたしました。法定雇用率の引き上げに伴い、障害者雇用が拡大していく中、障害者の雇用ノウハウを持たない企業は、障害者の採用や定着に加えて、障害者にどのような業務を任せるか（職域開拓）に大きな課題を感じております。このような企業が抱える障害者雇用の課題に加えて、2017年当時、農福連携が注目されていた背景もあり、障害者の業務の選択肢として植物栽培に従事できるサービスとして関心が寄せられました。IBUKIは、主に知的障害者、精神障害者、発達障害者に就業いただいておりますが、植物栽培などの農作業は、植物に触れることで精神の安定にもつながり、それぞれの障害特性にあった仕事ができるという点で、障害者に適している仕事の一つと考えられます。

IBUKIの各拠点（以下、「ファーム」という。）は、障害者の働く環境を重視し、夏場の熱中症のリスクや天候の影響を受けにくい屋内型農園として、倉庫等の屋内に植物栽培装置を設置し、ハーブや葉物野菜を栽培しております。障害者は、植物の栽培を行い、栽培した作物は企業ごとの用途に合わせて、ハーブティー、青汁、カレー等への二次加工を行い、各利用企業にて活用されております。IBUKIの各ファームには、支援技術を習得した当社支援員が常駐しており、障害者への初期研修、アセスメントに加えて、継続的な支援を行うことで、定着率や業務スキルの向上を行っております。

なお、採用時の特徴としては、創業以来2025年９月末時点まで、10,000名以上の選考を実施しており、面接

ノウハウを十分に有した支援員が面接に同席をさせていただきます。また障害者採用時の母集団形成として、創業以来2025年９月末時点まで、累計500事業所以上の福祉施設との連携を行っており、支援機関とのネットワークがあるため、母集団形成も支援しております。

BYSNと同様に利用企業とは契約締結後に、障害者及び管理者の採用支援、初期研修、障害者への定着支援を行っており、障害者の採用から、雇用後の定着、就業場所の提供をワンストップで提供しております。

(b) サービス利用の流れ

サービスの流れは、原則としてBYSNと同様です。異なるのは、IBUKIの場合は、IBUKI版ワークサンプル（模擬業務）を通じて、業務習得やスキルアップのトレーニングを行う点です。

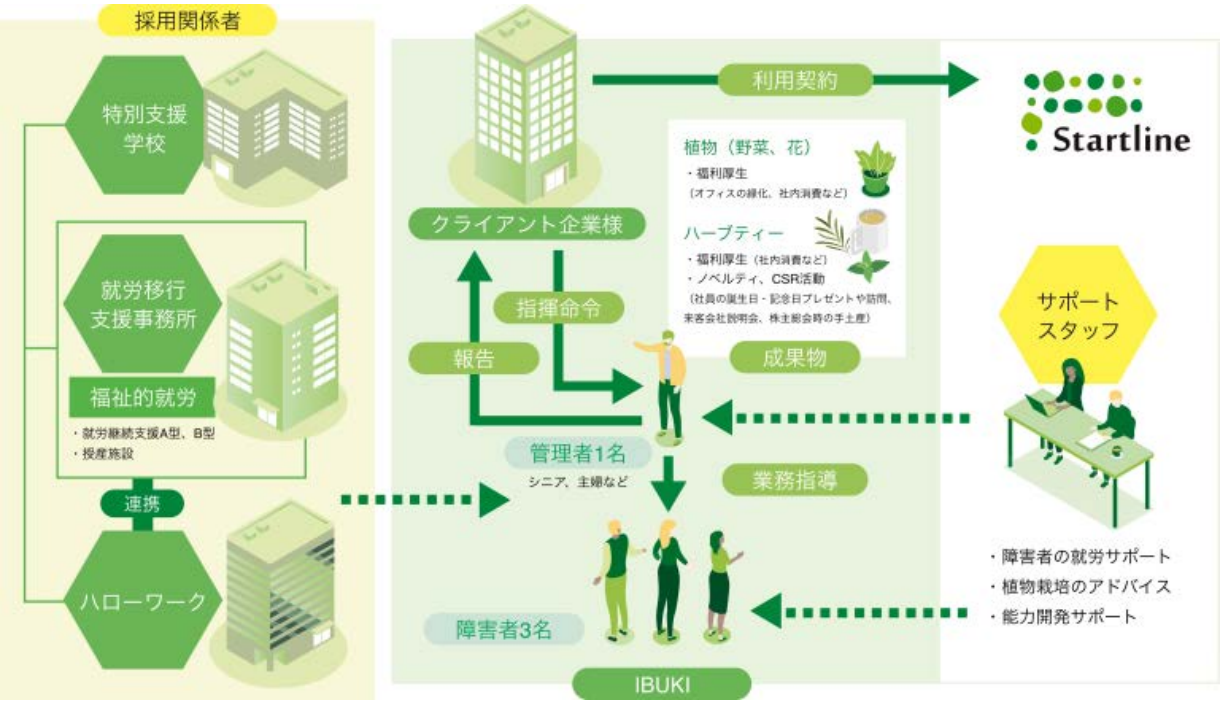

(c) 収益モデル

収益モデルは、ストックモデルです。

売上構成は、「採用支援」「初期研修」「植物栽培装置販売」「サービス利用料」に大別されますが、「採用支援」及び「初期研修」はワンタイムで発生する売上、「サービス利用料」は利用開始月より毎月発生するサブスクリプション契約です。植物栽培装置等は、「レンタル」「購入」「リース」の３パターンから顧客は選択できます。「レンタル」の場合はサブスクリプション契約、「購入」「リース」の場合は、物販販売におけるワンタイムの売上計上です。2025年３月期においては「レンタル」を選択する利用企業は10%未満であり、大半は「購入」若しくは「リース」を選択されております。なお、「リース」については、当社がリース会社に植物栽培装置等を販売し、リース会社と顧客の間で契約を締結しております。また、サービスの解約については６か月前告知としておりますが、2025年３月期（2024年４月１日～2025年３月31日）において、解約は６社で、1.1%と低い解約率です。なお、解約率とは、2025年３月期における全ストック売上に占める、解約に伴い失ったストック売上相当額として算出をしております。

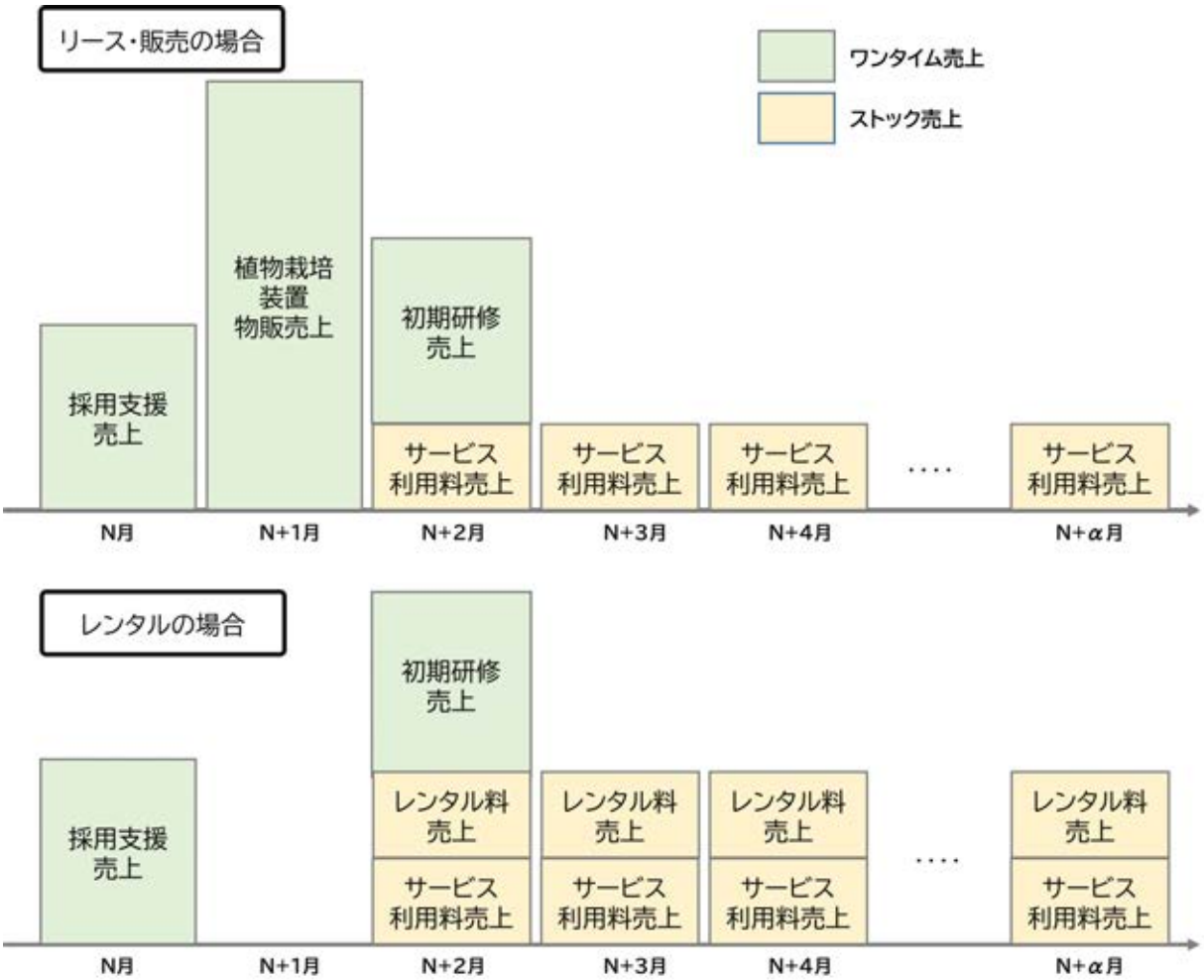

(d) 出店状況

IBUKIの拠点は、2025年９月30日現在において、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府において23拠点あります。企業や障害者からのニーズは引き続き旺盛ではありますが、電気代や初期開設費用が上昇し、収益性がBYSNと比較すると低いため、当面は出店を見合わせております。

No	サービス	開設年	開設拠点名	都道府県	市区町村	開設日
1	IBUKI	2017年	IBUKI YOKOHAMA FARM	神奈川県	横浜市鶴見区	2017/８
2		2018年	IBUKI TODA FARM	埼玉県	戸田市	2018/５
3			IBUKI YOKOHAMA FARM２	神奈川県	横浜市鶴見区	2018/９
4			IBUKI TONERI FARM	東京都	足立区	2018/12
5		2019年	IBUKI TODA FARM２	埼玉県	戸田市	2019/３
6			IBUKI EBINA FARM	神奈川県	海老名市	2019/６
7			IBUKI KAWAGOE FARM	埼玉県	川越市	2019/７
8			IBUKI EBINA FARM２	神奈川県	海老名市	2019/10
9		2020年	IBUKI EBINA FARM３	神奈川県	海老名市	2020/２
10			IBUKI FUJISAWA FARM	神奈川県	藤沢市	2020/３
11			IBUKI YAO FARM	大阪府	八尾市	2020/５
12			IBUKI HANNO FARM	埼玉県	飯能市	2020/６
13		2021年	IBUKI HIRAKATA FARM	大阪府	枚方市	2021/１
14			IBUKI KAWAGUCHI FARM	埼玉県	川口市	2021/４
15			IBUKI YOKOHAMA FARM３	神奈川県	横浜市港北区	2021/６
16			IBUKI TOYONAKA FARM	大阪府	豊中市	2021/８
17			IBUKI KADOMA FARM	大阪府	門真市	2021/10
18		2022年	IBUKI KASHIWA FARM	千葉県	柏市	2022/１
19			IBUKI SAGAMINO FARM	神奈川県	海老名市	2022/５
20			IBUKI KITAMOTO FARM	埼玉県	北本市	2022/11
21		2023年	IBUKI IRUMA FARM	埼玉県	入間市	2023/３
22			IBUKI NIIZA FARM	埼玉県	新座市	2023/９
23		2024年	IBUKI YOKOHAMA FARM４	神奈川県	横浜市都筑区	2024/３

(e) 実績

2025年９月30日現在において、契約社数は200社以上、支援している障害者数は1,426名にご利用いただいております。障害者の内訳は、身体障害者が９％、発達障害者が14％、知的障害者が34％、精神障害者が43％です。障害者の年齢構成は、特別支援学校を卒業したばかりの18歳から72歳まで、幅広い年齢層の方が活躍されており、ボリュームゾーンは20代です。

ｃ．障害者雇用支援サポート付きサテライトオフィスサービス INCLU ／INCLU ONE

コンセプト	企業内にあるオフィスワーク等の業務を切り出し、 オフィスワークを希望する障害者の 職域開発とスキルアップを支援する
INCLUが解決する企業等の課題	① 障害者に任せる業務の切り出し(職域開発) ② 障害者を採用しても定着しない ③ 障害者の職業スキルの向上の仕方が分からない ④ 障害者を複数名期日までに雇用しなければいけない
採用時の特徴	・就労移行支援機関と連携、有利な母集団形成 ・10,000名以上の選考を実施した当社が面接同席支援 ・職域開拓コンサルティングを実施
運用時の特徴	・心理職、ジョブコーチに類する支援員が週1回面談 ・個別の状態に合わせた支援プログラムを作成、実施

(a) サービスの概略

INCLUは、「職住接近」をコンセプトに2009年創業時に開始したサービスで、当初は「障害者向けサテライトオフィスサービス」として、東京都八王子市に第１号拠点となる八王子センターを開設し、サービスの提供を開始いたしました。その後、2023年６月に障害者雇用支援サービス サポート付きサテライトオフィスINCLUにサービス名称を変更しております。一般的に企業のオフィスへの通勤が必要でしたが、車いす利用者は満員電車に乗る負担が大きく、精神障害者の一部の方は満員電車でパニックになるなど、通勤に大きな課題がありました。そのため障害者は働きたくても通勤等の面で長く働けない、企業は障害者を採用したくてもなかなか採用できず、採用できても定着が難しいとの双方に課題がありました。そのような課題を解決することを目的として、郊外に完全バリアフリーなサテライトオフィスを開設し、当社支援員が常駐し、継続的な支援を行うことで、障害者、企業双方の課題解決を行ってきました。

INCLUでは、事業開始当初は、身体障害者を主な対象としておりましたが、近年の精神障害者の増加に伴い、より当社の支援力を活かした支援ができるという点において、精神障害者の就業が増加しております。業務は、各利用企業のオフィス業務（事務作業）を中心に行っております。

利用企業とは契約締結後に、障害者の採用実務・初期研修・障害者への定着まで網羅した支援をすると共に、就業場所の提供を行うことで、ワンストップのサービスを確立しました。

また、BYSNやIBUKIと同様に、当社INCLUの各拠点（以下、「センター」という。）には、当社コアコンピタンスである「支援力」を習得した当社支援員が常駐しており、障害者への初期研修、アセスメントに加えて、継続的な支援を行うことで、定着率や業務スキルの向上を行っております。なお、「支援力」の詳細は、後術の『④当社のコアコンピタンス「支援力」』をご参照ください。

なお、INCLUは、障害者３名が基本パッケージのサービスですが、障害者１名からでも利用できるようにしてほしいとの要望が多く、2023年９月より障害者１名から利用が可能であるINCLU ONEの提供を開始しました。

INCLU ONEは、基本的にはINCLUの拠点の中でサービス提供がなされ、支援する障害者の人数が１名から就業が可能なサービスです。

(b) サービス利用の流れ

利用企業とサービス利用契約を締結したのち、INCLUの各センターで障害者が従事する業務の選定（職域開拓）を導入コンサルティングとして実施します。並行して、各センターで各利用企業が雇用する障害者の採用支援を行います。BYSNやIBUKIとは異なり、管理者の採用支援は行っておりません。なお、INCLUも区画単位で価格が設定されており、最小単位の１区画においては障害者３名で構成されております。ただし、INCLU ONEは、利用する障害者１名単位で価格が設定されております。

当社は、顧客ごとの採用を支援する事務局を設置し、近隣の就労移行支援事務所、福祉施設やハローワークに対して、利用企業の求人票提出をサポートし、求職者の母集団形成を行い、特に見極めが難しい障害者求職者の面接サポートを行い、最終的には顧客が採用可否を判断します。

入社後、障害者に対して、初期アセスメントを行い、障害特性のより正確な把握や支援方針を明確にします。その上で、実際の業務に模したワークサンプル（模擬業務）を活用し、障害者の業務特性（強みや苦手としていること）を明確にした上で、補完手段について検討を行います。また、当社独自開発の障害者支援システムであるEnable360を活用し、心理的柔軟性を高めるプログラムを導入し、継続的なモニタリングを当社支援員が行い、より障害者が安定的に就業でき、業務スキルが向上するための支援を行っております。

（参考）当社独自開発の障害者支援システム「Enable360」

障害者は利用企業の本社等担当者の遠隔での指揮命令の下、各社のオフィス業務に従事します。障害者とは定期的に面談を行うことで、様々なトラブル等の予兆をスピーディーに把握し、必要に応じて利用企業人事担当者ともコミュニケーションを取りながら、支援技術を活用し、支援を行います。

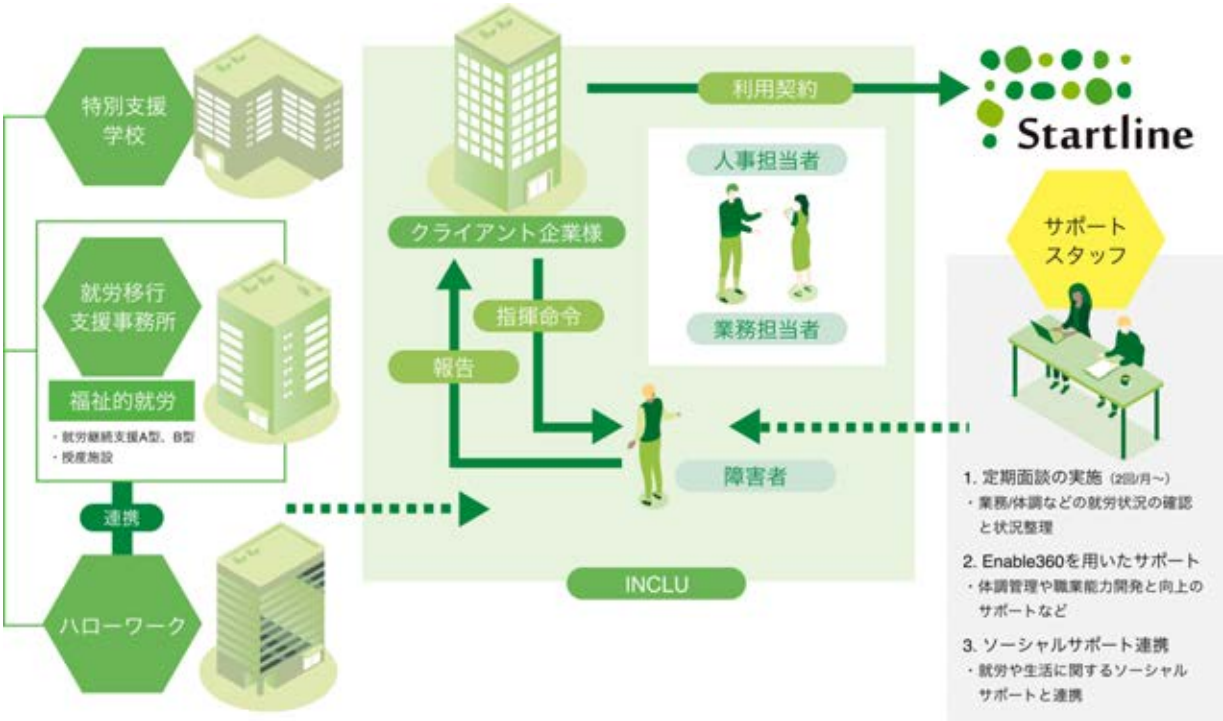

(c) 収益モデル

収益モデルは、ストックモデルです。

売上構成は、「導入コンサルティング」「採用支援」「初期研修」「サービス利用料」に大別されますが、「導入コンサルティング」、「採用支援」及び「初期研修」はワンタイムで発生する売上、「サービス利用料」は利用開始月より毎月発生するサブスクリプション契約です。

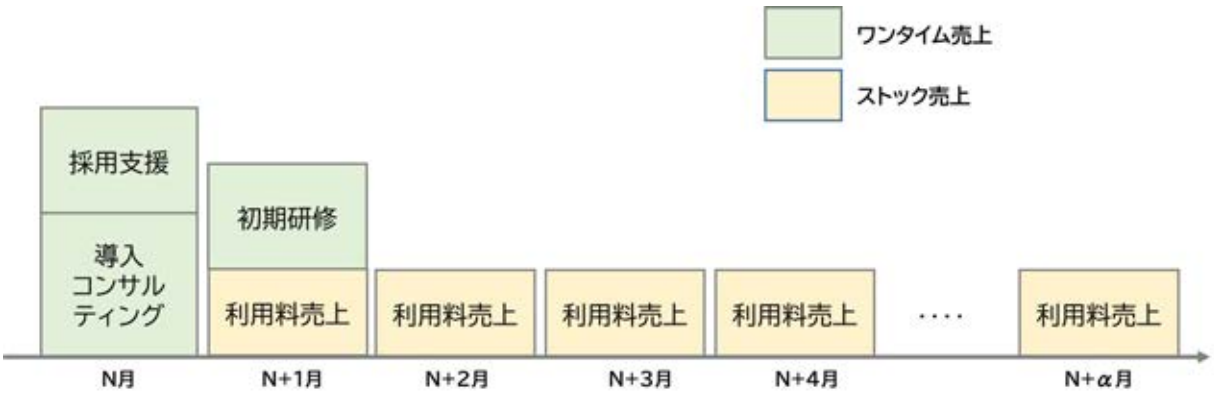

(d) 出店状況

INCLUの拠点は、2025年９月30日現在において、東京都、神奈川県、埼玉県、大阪府において13拠点（開設自体は14拠点ですが、うち１拠点は統廃合）あります。2024年12月に大阪エリアで初のINCLU拠点を出店するなど、今後も出店を加速させていきます。

No	サービス	開設年	開設拠点名	都道府県	市区町村	開設日
1	INCLU	2009年	八王子第１センター	東京都	八王子市	2009/12
2		2011年	八王子第２センター （現 八王子センター）	東京都	八王子市	2011/７
3		2012年	相模原第１	神奈川県	相模原市	2012/１
4			三鷹センター	東京都	三鷹市	2012/７
5		2014年	川越センター	埼玉県	川越市	2014/６
6		2015年	新宿第１センター	東京都	新宿区	2015/９
7		2016年	横浜第１センター	神奈川県	横浜市中区	2016/10
8		2017年	横浜第２センター	神奈川県	横浜市中区	2017/10
9		2018年	丸の内センター	東京都	千代田区	2018/10
10			みなとみらい第１センター	神奈川県	横浜市西区	2018/11
11		2019年	相模原第２センター	神奈川県	相模原市	2019/３
12			みなとみらい第２センター	神奈川県	横浜市西区	2019/７
13		2024年	新宿第２センター	東京都	渋谷区	2024/11
14			本町センター	大阪府	大阪市	2024/12

（注）１．八王子第１センターは2020年10月に八王子第２センターへ統合しております。
２．八王子センターは、2025年７月１日付で、同八王子市内に移転、増床しております。

(e) 実績

2025年９月30日現在において、契約社数は50社以上、支援している障害者数は464名にご利用いただいております。障害者の内訳は、身体障害者が20%、発達障害者が20%、知的障害者が２%、精神障害者が58%です。

d．TASKI（TASKI COFFEE）

コンセプト	私からあなたへ あなたから私に “TASKI”が 人や想いを社会とつなぎ 関わるすべての人の 自立を想像する
TASKIが解決する課題	同じ空間で ◀ 働きたい 働いて欲しい
TASKI定義	TASKIは、様々な”プロフェッショナル“が所有する突出したノウハウと、当社が培ってきた障害者雇用支援、就労支援のノウハウを掛け合わせることで、障害のある社員が、その他の社員と同じ空間(例えば企業のオフィス内)で1人から行える業務を創出し活躍を広げるサービスです。

(a) サービスの概略

TASKIとは、様々なプロフェッショナルが所有する突出したノウハウと、当社が培ってきた障害者雇用支援、就労支援のノウハウを掛け合わせることで、多様な人が同じ空間で働くことを前提に、ラインナップを展開していくサービスです。企業がTASKIのラインナップを自由に組み合わせていくことでTASKIから独創的な「らしさ」が社内に広がり企業のアイデンティティとつながっていきます。

TASKIシリーズの第１弾として、高品質なコーヒー製作と障害者就労支援を掛け合わせたTASKI COFFEEの提供を2024年６月より開始しております。TASKI COFFEEは、コラボレーションパートナーである株式会社ウエシマコーヒーのコーヒー鑑定士が世界中より厳選したコーヒーの中から、独自のノウハウにより、香りや風味を最大限引き出すテイスト設計をしていただいております。

TASKI COFFEEは、BYSNやIBUKI、INCLUと同様にパッケージサービスではありますが、当社が提供する拠点内で障害者を雇用するのではなく、利用企業が持つ拠点内で障害者を雇用する点が大きな違いです。そのため当社支援員は常駐しておらず、オンラインと月１回の定期訪問による支援となります。また１名からご利用いただける点も異なる点です。

今後も当社は、様々なプロフェッショナルとコラボレーションし、顧客オフィス内での新たな付加価値のある業務をこれからも創出していきます。

(b) サービス利用の流れ

利用企業とサービス利用契約を締結したのち、各利用企業が雇用する障害者の採用支援を行います。当社は、利用企業ごとの採用事務局を設置し、近隣の特別支援学校や就労移行支援事業所、福祉施設やハローワークに対して、利用企業の求人票提出をサポートし、求職者の母集団形成を行い、特に見極めが難しい障害者求職者の面接サポートを行い、最終的には顧客が採用可否を判断します。

障害者に対して、初期アセスメントを行い、障害特性のより正確な把握や支援方針を明確にします。その上で、実際の業務に模したワークサンプル（模擬業務）を活用し、障害者の業務特性（強みや苦手としていること）を明確にした上で、補完手段について検討を行います。また、心理的柔軟性を高めるプログラムを導入し、より障害者が安定的に就業できるように支援し、コーヒー業務のスキルが向上するための支援を行っております。コーヒー業務においては将来的にはコーヒーインストラクターの資格取得を目指すなど、能力開発やスキルアップも支援します。

障害者は管理者の指揮命令の下、生豆のピッキング業務を行い、欠点豆を排除します。その上で、スタートラインが提供する焙煎所に焙煎依頼を行います。当社が焙煎業務を行った後、焙煎豆を返送します。その焙煎豆をもって、社員の皆様にコーヒーを給仕していただきます。

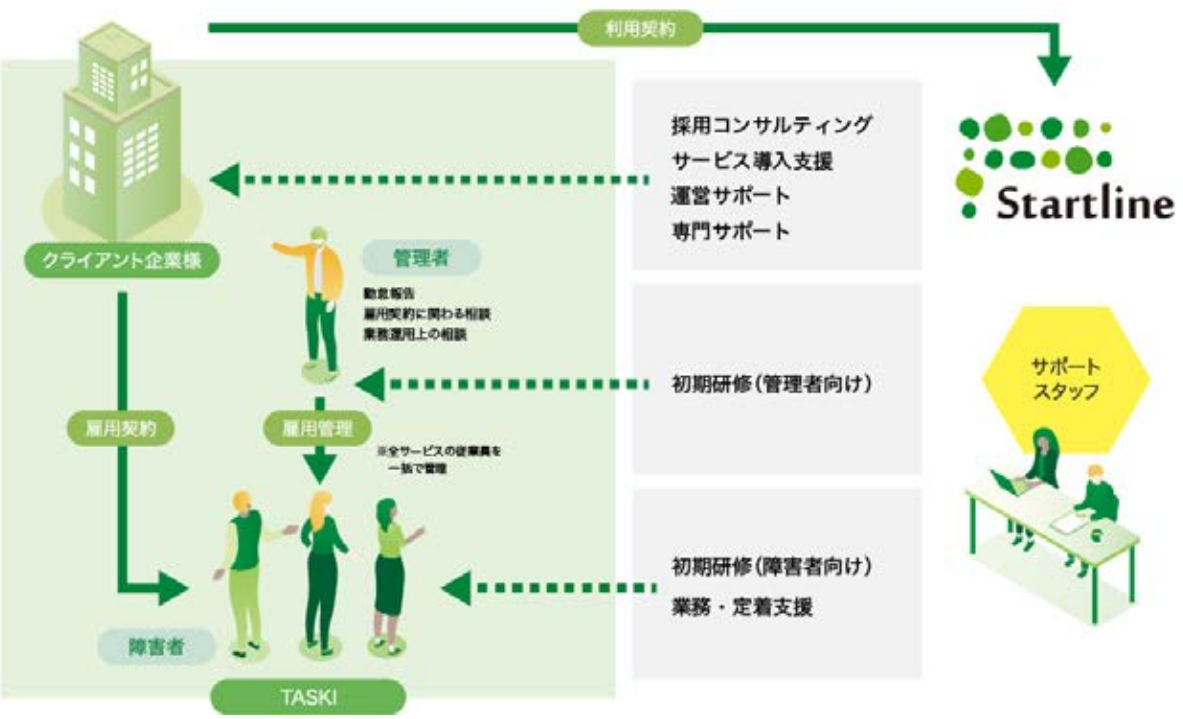

(c) 収益モデル

収益モデルは、ストックモデルです。

売上構成は、「採用支援」「初期研修」「導入コンサルティング」「コーヒーマシン販売」「運営サポート料」に大別されますが、「運営サポート料」以外は、すべてワンタイムで発生する売上です。

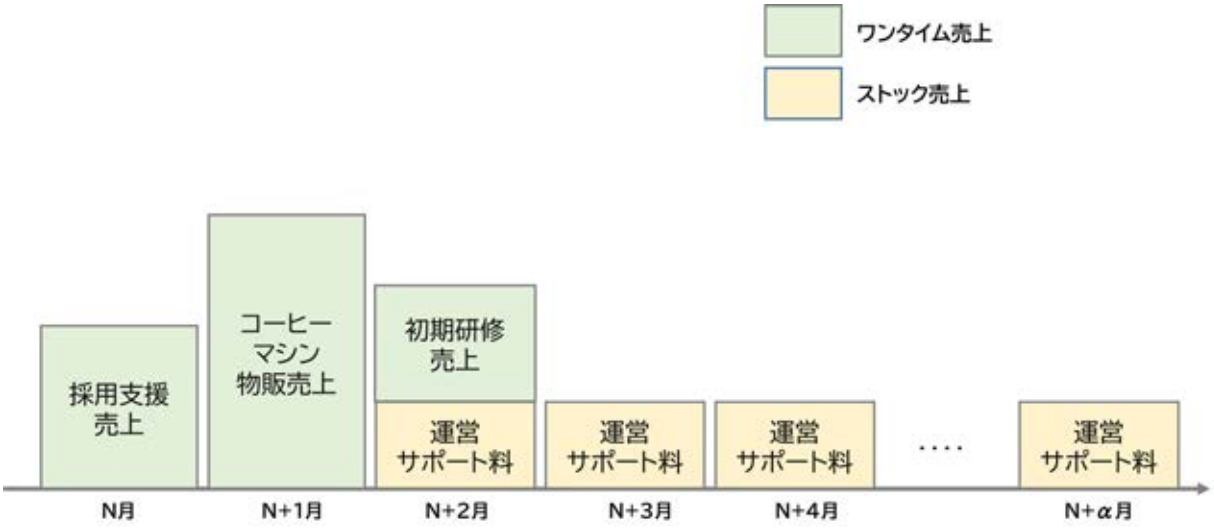

(d) 出店状況

TASKI COFFEEは、当社が提供するアセット内で障害者を雇用するのではなく、利用企業が持つアセット内で障害者を雇用するため、出店は行わないモデルです。

(e) 実績

2024年６月にローンチしたばかりの新サービスであり、まだ大きな実績には至っておりませんが、2025年９月30日現在において、契約社数は12社、支援している障害者数は27名にご利用いただいております。今後もTASKIシリーズのラインナップを拡充していきます。

ｅ．総合コンサルティングサービス

(a) サービスの概略

一人の研修から、特例子会社設立支援まで、顧客の課題に応じたカスタマイズサービスです。BYSNやIBUKI、INCLUを通して培った障害者雇用支援のノウハウを基に各社の課題に合わせたプランをオーダーメイドで設計し、提供しております。職域開拓（業務切り出し）、制度設計、採用、定着、スキルアップといった様々なフェイズの課題に対して、各社ごとにカスタマイズをしたソリューションの提供が可能です。

具体的には、以下の図のとおり、障害者採用支援、職域開拓、特例子会社設立支援、定着支援、障害者及び管理者向け研修に大別されます。直近では、障害者向けの人事制度の構築、特例子会社の設立支援、障害者の採用支援、支店や工場における障害者チームの構築、相談窓口の運営、e-learningを活用した研修メニューの提供などを行っております。

ｆ．就労移行・定着支援サービス FITIME

コンセプト	アンコンシャス・バイアスに気づくことで 自分にあった働き方を見つける。
FITIME の特徴	・飲食、アパレル、販売等のサービス業への就労のための 専門スキル特化型の就労移行・定着支援
プログラム	①基礎トレーニングプログラム 自分に合った働き方の選択肢を広げる訓練 ②カラフルトレーニング 自分に合った働き方の選択肢を知る多彩な適職体験 業務訓練 ③リアルジョブトレーニング 実際の生産活動(工賃支給有)を通じて、就労移行段 階から働く喜びや責任を体験

(a) サービスの概略

FITIMEは、ａ～ｅでご説明をさせていただいた障害者雇用支援サービス事業とは異なり、障害者福祉事業に該当します。就職前の障害者の教育訓練を提供する就労移行、定着支援サービスです。2021年２月よりサービスを開始しております。

就労移行支援事業所において、行政（市区町村）によって障害福祉サービス受給者証を発行された65歳未満の障害者に対して、就労移行支援を行います。前述の障害者雇用支援サービス事業にて培われている支援力を活用し、より多くの障害者に対して就職前の教育訓練を行うことで、就職の実現及び就職後の安定就労を目指しております。

2025年１月より、当初の「るりはり」から「FITIME」にサービス名称を変更しましたが、伴ってサービスコンセプトも見直しております。従来は、一般事務職等の就労を想定した総合型として展開をしておりましたが、サービス業（飲食、アパレル、販売等）の専門スキル特化型にサービス提供内容を変更しております。これにより、多くある就労移行支援事業所の一つという立ち位置から、利用者により積極的に選ばれる就労移行支援事業所への差別化を図り、就職実績も増やしていけるものと考えております。

(b) 出店状況

FITIMEの拠点は、2025年９月30日現在において、東京都、埼玉県において２拠点あります。2025年３月期における全売上に占める障害者福祉事業の構成比は、0.7％程度です。2025年３月期において、当初の「るりはり」からサービス業特化型の就労移行支援「FITIME」へとリブランディングを行いました。既存２拠点において、利用者集客方法や効率的な運営手法の確立を行い、2026年３月期中の単月黒字化を目指します。そのため2026年３月期は新規出店を行わずに、既存２拠点における実績、ノウハウの積上げを行い、2027年３月期以降さらなる出店を行う予定です。

No	サービス	開設年	開設拠点名	都道府県	市区町村	開設日
1	FITIME	2021年	FITIME 渋谷	東京都	渋谷区	2021/２
2			FITIME 大宮	埼玉県	さいたま市	2021/８

④当社のコアコンピタンス「支援力」

ａ．支援力

障害者支援及び障害者雇用支援というと、「障害者が働きやすいように職場環境を整える」、「困りごとをヒアリングして解決する」、「定期的な面談を行って活躍できるようなサポートをする」など、障害者と向き合うことを「支援」というイメージがあるかと思います。一方で当社は、障害者と向き合うだけを「支援」とは考えておりません。どんな方が自社にあっているのか、企業の担当者は採用時の面接で見極めることが重要です。採用した方が活躍するためには、経営層や配属部署の皆様の理解が必要になってきます。社内研修を通して、より自分たちの会社らしい雇用ができるように、環境づくりのサポートが必要なときもあるかと思います。また安定して活躍するためには、福祉機関と生活面での連携を取り、適切なフィードバックをしていくこともときに必要です。「支援」とは、１対１だけで行うのではなく、社会全体で行うものであると当社は考えています。障害者だけが、企業だけが、福祉施設だけが、どれか一方だけが努力すれば良いわけではありません。それぞれがお互いを理解し、対話を繰り返し、分かり合っていくことで成功が実現されます。障害者だけにフォーカスするのではなく、社内や部署へ障害者雇用の理解を促し、福祉施設からの助言を受け、繰り返しコミュニケーションを重ねることで、「共に働く」ことが実現されます。当社は、これまで障害者雇用に関わる様々な人、企業の支援を、様々な立場から行ってきました。だからこそ、多角的な視点で障害者の雇用支援、就業支援を行うことができます。このように当社は、一人ひとりが自分らしく働くため、多方とコミュニケーションを取り、相互理解を促進することを「支援」と考えます。

このような「支援」を行う上で欠かせないのが、「支援力」であり、当社のコアコンピタンスです。

「支援力」は、大きく２つから構成されます。１つ目は、「人への想い」です。具体的にいうと、障害者雇用の現場を支える支援員が、科学的根拠に基づく障害者の職業リハビリテーション技術「支援技術」を身に付け、ホスピタリティ精神をもって支援を行うことで、多様な人の活躍につながると考えております。専門研修を受講した50名近くの支援員を毎年育成しており、公認心理師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、産業カウンセラー等の有資格者も多数在籍をしております。このように高い専門知識を身に付けたスタッフが、障害者及び企業の支援にあたります。このような支援を通して、知見やノウハウが継続的にブラッシュアップする仕組みがあります。２つ目は科学的根拠に基づく障害者職業リハビリテーションにおける「支援技術」です。当社は、「支援技術」の重要性に着目し、2014年４月に障がい者雇用研究室（現 CBSヒューマンサポート研究所）を発足し、2025年９月30日現在では、臨床心理士や公認心理師等の有資格者含め、10名が研究開発スタッフとして常駐しております。CBSヒューマンサポート研究所は、従来の職業リハビリテーションに加えて、行動の原因と対策を文脈という視点で理解し、科学的なアプローチから解き明かすことで、支援のノウハウを体系化しております。また、大学や研究機関、国内外の学会等と連携することで、科学的根拠に基づいた学問を取り入れ、サービスを運営する現場支援員への教育、研修を継続的に行い、支援の現場で得られた知見をデジタルデータ化し共有を図り、さらに支援技術をブラッシュアップし、新たな支援技術の開発が行われるサイクルです。「応用行動分析学」や「関係フレーム理論」、既存の障害者職業リハビリテーションをベースとして、当社独自の障害者支援ツールも多数開発をして、障害者の雇用支援、就業支援の現場で活用しております。

b．CBSヒューマンサポート研究所　研究員抜粋

小倉 玄　研究所長

博士(医学)、公認心理師

1994年東京都立大学工学部卒業後、アロカ株式会社(現株式会社日立製作所)にて医療機器の開発に携わる。障害がある長女の出生をきっかけに株式会社スタートラインに入社。現場での支援を経験した後、CBSヒューマンサポート研究所にて、職業リハビリテーションのための新たなツール開発や支援技術の開発業務、社員の専門技術研修、企業向けの研修などに携わる。専門分野は応用行動分析学、ACTを用いた職業リハビリテーション。

刎田 文記　主幹主任研究員

元障害者職業カウンセラー、公認心理師

1991年明星大学大学院修士課程修了。
日本障害者雇用促進協会(現 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)での勤務などを経て、株式会社スタートラインに入社。
専門分野は応用行動分析学、言語行動理論、関係フレーム理論、ACT、障害者の職業リハビリテーション。

c．外部パートナー

また外部研究機関との連携も重視しており、明星大学心理学部心理学科教授の竹内康二氏など、複数の外部パートナーと研究開発を進めております。なお、竹内康二氏は、当社の顧問でもあります。

d．支援技術 研究・開発サイクル

BYSN、IBUKI、INCLU、INCLU ONE、TASKI COFFEE等の当社が提供する障害者雇用支援サービスの現場、支援技術の研究開発・教育などを行うCBSヒューマンサポート研究所、大学・研究機関・学会等国内外の専門機関との連携によって、支援技術は磨き続けられます。

e．直近の学会発表事例

学会名	年次	発表テーマ
日本行動分析学会	第42回年次大会	・Enable360システムを用いたSE&RFの訓練の実践と社会実装に向けた取り組み
	第40回年次大会	・知的・発達障害児における認知能力と適応行動の変化 -関係フレーム理論に基づいたPC訓練による介入-
	第39回年次大会	・関係フレーム理論の応用的実践 -個人の心理的課題から世界の社会問題へ-
	第36回年次大会	・言語関係の機能的拡張に向けた等価性アセスメントとトレーニング
	第35回年次大会	・就労移行期の精神障害者におけるセルフマネジメントスキル向上への介入について ・発達障害者の就労上の課題と脱フュージョンの効果　RGBの介入とIRAPを用いた効果に関する事例報告　他
日本職業リハビリテーション学会	第51回島根大会	・プロセスベースドセラピー活用による心理的柔軟性の変化 ・多面的な本人理解のための新たなアプローチ
	第49回宮城大会	・職業リハビリテーション分野における応用行動分析（ABA）及び臨床行動分析（ACT）の効果的な活用について
	第48回愛知大会	・職業リハビリテーションの分野におけるアクセプタンス＆コミットメントセラピーの活用～多様な働き方を支える支援技法の充実に向けて～
職業リハビリテーション研究・実践発表大会	第32回	・文脈的行動科学のアプローチを用いた就労支援と今後の展望 ・継続的な就労に課題のある就労移行支援事業所に通所する成人に対する刺激等価性 ・職業リハビリテーションの現場における支援スーパーバイザーの導入と効果の検証 ・社内支援技術向上を目的としたワーキンググループの取り組み ・障害者雇用支援従事者に対するEEMMグリッド面談の実践 ・精神障害のある対象者に向けたPBT・ACTアプローチの実践と結果について ・障害者への就労支援者に対するPBT(プロセスベースドセラピー）を活用したサポート事例
	第31回	・社内支援スタッフの支援技術向上に係る人材育成の取組みについて～スタッフの職責に応じた階層別集合型研修の開発～ ・障害者雇用支援システム「Enable360」について ・PBT(プロセスベースドセラピー)に基づくアセスメントとマインドフルネストレーニングの効果 ・業務上のコミュニケーションに課題があったてんかんを持つ成人に対する関係フレームスキル訓練の実施とその効果 ・職業リハビリテーションにおけるPBTの活用に向けて -EEMMグリッドについての理解を深める- ・Prosocialの概念を導入した多職種でのグループワークの実践およびその効果の検討
	第30回	・ロースタリー型障害者雇用支援サービス『BYSN』におけるワークサンプルの開発およびEIT研修の実施について ・日本の障害者雇用の課題へのPROSOCIALアプローチの活用に向けて ・社内支援スタッフの支援技術の向上に係る人材育成の取組みについて ～スタッフの階層に応じた集合型研修の実施と効果検証～
ACBS World Conference	ACBS World Conference 2023	・The practice of PBT in Vocational Rehabilitation -Two cases of interviews, analysis, and support using the EEMM grid- ・The effectiveness of the Prosocial process in a variety of types of groups ・Improving Intellectual and Cognitive Ability and Adaptive Behaviour in Children with Intellectual and Developmental Disorders Using Stimulus Equivalence and Relational Frame Theory Tasks

学会名	年次	発表テーマ
	ACBS World Conference 2022-Hilton San Francisco Union Square	・Prosocial and Ideology
	ACBS VIRTUAL World Conference 19	・成人のための日本語版関係フレームスキルアセスメントの関係と試行、及びPCA得点との相関の検証 ・PEAKをもとにしたMMSTとPCA日本語版を用いた非定形発達児におけるRFSのトレーニングと評価 ・AIM日本語版の作成と職業訓練中の成人に対するAIMの実践 他
ACT Japan	2024年度 年次ミーティング	・管理職層に対するCBSおよびPBT研修の実施による心理的柔軟性・非柔軟性の変化 ・職業リハビリテーションにおけるスーパービジョンの効果検証 ・成人向け関係フレームスキルアセスメントシートの開発と有用性の検討 ・高次脳機能障害を有する就労移行支援事業所通所者に対する刺激等価性訓練の実施とその効果 ・対人援助職を志すも職業選択の悩みをもつ成人に対するEEMMグリッド面談の効果検証 ・心理的柔軟性の向上を目的としたEEMMグリッド面談の実践と効果について ・就労場面にて課題を感じている支援職に向けて、EEMMグリッドを活用したアプローチ
	2023年度 年次ミーティング	・EEMMグリッドの実践とその活用可能性 ・PBTを活用した自己理解の促しとACTアプローチによる変化 ・企業の従業員に向けたアクセプタンス＆コミットメントセラピー（ACT）集団プログラムの実践報告 ・職業リハビリテーションの現場における支援スーパーバイザーの導入と効果検証 ・職業場面においてコミュニケーションや業務遂行に課題があった成人に対する関係フレームスキル訓練の実施とその効果』 ・刺激等価性理論及び関係フレーム理論に基づいた訓練ツールを搭載した障害者雇用支援システム「Enable360」について
	2022年度 年次ミーティング	・データと語ろうCBSの実践と研究：現場での実践研究の最前線 ・EEMMグリッドを活用したこころの整理 ・EEMMグリットを活用した多面的なこころの整理 ・関係フレーム理論に基づいたPC訓練による介入
	2020年度 年次ミーティング	・発達及び知的に困難を抱える児童を対象としたPEAK日本語版を用いた関係フレームスキルの評価及び訓練 ・雇用可能性の向上を目的とした集団研修のオンライン実践における効果検証 ・「強化子ストア」を用いた個人の行動変容と組織行動マネジメントに関する研究　他
	ACBS VIRTUAL World Conference 19	・成人のための日本語版関係フレームスキルアセスメントの開発と試行、及びPCA得点との相関の検証 ・PEAKをもとにしたMMSTとPCA日本語版を用いた非定形発達児におけるRFSのトレーニングと評価 ・AIM日本語版の作成と職業訓練中の成人に対するAIMの実践　他
日本特殊教育学会	第62回大会	・特別支援学校における言語・認知に対する新たな評価・訓練システムの社会実装に向けた取り組み
	第61回大会	・汎用見本合わせ課題プログラムを用いた-関係フレームスキル訓練の実践と効果について-

ｆ．直近の共同研究事例

共同研究概要	研究パートナー
「精神障害者が働きやすい執務スペースのあり方」に関する共同研究（注）	コマニー株式会社 WINフロンティア株式会社
「関係フレーム理論」に基づいた訓練ソフト「MMST」を活用した共同訓練	放課後等デイサービスLino
大学生を対象としたセルフコンパッションの講義内容とその効果	明星大学
就労移行支援事業所利用開始から一般就労定着支援までのACTを活用した実践発表	社会福祉法人釧路のぞみ協会 自立センター

（注）第46回人間情報学会オーラルセッション　最優秀賞受賞

ｇ．書籍出版

改訂版 成功する精神障害者雇用～受入準備・採用面接・定着支援～ 第一法規

ACTマトリックス・カード<第2版>（日本語版） 星和書店

こころがふわっと軽くなるACT(アクセプタンス＆コミットメント・セラピー)-ガチガチな心を柔らかくするトレーニング　星和書店

PROSOCIAL:進化化学を使って、生産的で衡平で協働性のあるグループを作る
ratik

⑤各拠点の管理方法

当社では、本社の他営業拠点として関西事業所、代々木オフィスがあります。またサービス提供拠点としては、2025年９月30日現在で、BYSN、IBUKI、INCLU、そしてFITIMEが東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、新潟県に計48拠点ございます。サービス提供拠点においては、エリアごとにエリア責任者を配置しており、エリア責任者は、月次で売上高、変動経費における計画との対比、異常値の発生の有無などを分析した上で、各エリアの上位役職者であるマネージャー職、部長職、本部長職へ報告がなされます。また、イレギュラーな事象が発生した場合は、速やかに上位役職者へエスカレーションがなされます。部長職、マネージャー職はもちろん、内部監査による定期的な拠点巡回を行い、実地調査を行っております。

⑥事業戦略と構造

顧客企業の多様なニーズに対して、複数サービスラインナップによるトータルソリューションの提供が可能です。例えば、IBUKIをご利用いただいている既存顧客が同一サービス内での拡張（アップセル）や、BYSNやINCLU、研修・コンサルティングサービス、TASKI COFFEEの新規契約（クロスセル）があり、契約顧客数の増加に伴い、既存顧客によるアップセル・クロスセル件数が増加します。

また、主力事業であるBYSN、IBUKI、INCLUがストックモデルであることから、景気循環に大きな影響は受けず、リセッション時にも需要の瞬間蒸発を招かない収益構造を実現しています。回復期から好況期には、BYSN、IBUKI、INCLUが強みを発揮し、後退期から不況期には就労移行支援、コンサルティングサービスが強みを発揮するなど、外部環境変化への対応力が高い事業ポートフォリオが構築できております。

クロスセル／アップセルでのトータルソリューション

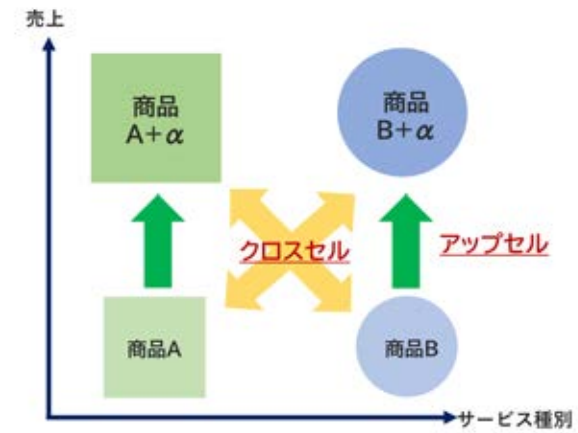

景気循環と収益構造

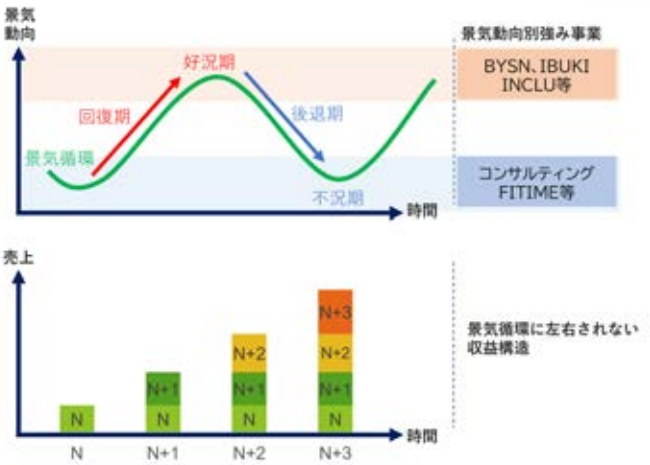

⑦用語説明

当社を取り巻く障害者雇用支援サービス事業、障害者福祉事業における用語解説は、以下をご参照ください。

No	用語	意味・内容
1	障害者	身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。
2	障害者手帳	日本の公的機関で認定され障害者福祉関連のサービスを利用する資格を証明するもの。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳がある。
3	身体障害	先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故など）で身体の一部が機能しない状態のこと。 具体的には、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部障害（心臓、じん臓若しくは呼吸器又は膀胱若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害）などが挙げられる。 なお、身体障害者に交付される障害者手帳は、「身体障害者手帳」という。
4	知的障害	児童相談所又は知的障害者更生相談所などにおいて知的障害であると判定された者を指し社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力、理解・思考・判断など）の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期（18歳以下）に現れる。知能指数（IQ）を基準に使い、軽度・中等度・重度・最重度に分けられる。発達障害のうち、幼児期、児童期等に判定を受けて手帳を取得した方を含む。 なお、知的障害者に交付される障害者手帳は、「療育手帳」という。
5	精神障害	うつ病、双極性障害、統合失調症、てんかんなどの精神疾患であり、脳内の情報を伝達する物質のバランスが何らかの原因によって崩れることで発症する精神疾患の総称（意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能が障害され、社会生活が困難になる）。 発達障害のうち医療機関の診断を受け手帳取得した方（若年者が多い）や認知症の方で手帳取得した方（高齢者が多い）、高次脳機能障害者のうち身体障害を持たない方（若年から壮年者が多い）を含む。 なお、精神障害者に交付される障害者手帳は、「精神障害者保健福祉手帳」という。
6	発達障害	先天的な脳機能の障害で主に症状は乳児期から幼児期に現れ始める発達遅延であり、高機能自閉症や学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、広汎性発達障害などがある。 発達障害の判定時期によって、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得するケースに分かれる。
7	障害者雇用	民間企業や自治体などが働きたい身体障害、精神障害、知的障害、発達障害のある方を雇用（トライアル雇用も含む）すること。企業や自治体などは、従業員のうち一定割合の障害者を雇用することが、障害者雇用促進法により義務付けられている。
8	障害者雇用率制度	障害者が一般労働者と同じように働く機会を設けるため、民間企業等に常用労働者の数に対して2.5％（2025年９月30日現在）に相当する障害者を雇用することを義務付ける制度。 なお民間企業等における法定雇用率は、2013年以前は1.8％、2013年４月に2.0％、2018年４月に2.2％、2021年４月に2.3％、2024年４月に2.5％と段階的に引き上げられており、2026年7月には2.7％になることが既に決定している。
9	障害者雇用状況報告書	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第５項に基づき、毎年６月１日現在の障害者の雇用状況を、事業主が公共職業安定所を経由して厚生労働大臣に報告する制度のことを障害者雇用状況報告制度といい、障害者雇用状況報告書とは、企業の主たる事業所において、支社、支店等の分を取りまとめて作成する当該障害者雇用状況報告制度に基づく報告書であり、本社の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出する。いわゆる61報告（ロクイチ報告）と呼ばれることが多い。
10	雇用義務	従業員が一定数以上の規模の事業主に課される、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務（障害者雇用促進法第43条第１項）。 企業全体の常用労働者（除外率により除外すべき労働者を控除した数）が40.0人以上（2025年９月30日現在）の事業主に雇用義務がある。
11	障害者雇用枠	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など、障害者手帳を取得している障害者を対象として、一般雇用とは異なる採用基準により企業や公的機関等に就職できる雇用枠。

No	用語	意味・内容
12	納付金制度	常時雇用している労働者数が100人を超える事業主で、障害者法定雇用率未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて一人につき月額50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならない制度。 その納付金を財源として、障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金、特例給付金及び各種助成金を支給している。
13	医学モデル	障害は個人の側にあるとする考え方。個人の対応では限界があると考えられている。
14	社会モデル	障害は環境の側にあるとする近時の考え方。制限の解消、軽減の可能性の余地があると考えられている。
15	障害者総合支援法	2013年４月（一部は2014年４月）に施行された、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律であり、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の範囲に難病などが主な改正点として追加された。
16	障害者権利条約	障害者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進・保護・確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための条約の名称。2006年の国連総会で採択され、障害に基づく差別の禁止や障害者の社会参加促進などが内容として盛り込まれている。現在191か国が批准をしており、日本でも条約の内容に沿った法整備が整ったため2014年に批准した。
17	障害者雇用促進法	障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律で、障害者の職業生活における自立を実現するための職業リハビリテーション推進について、また事業主が障害者を雇用する義務をはじめ、法定雇用率、差別の禁止や合理的配慮の提供義務等を定めている。
18	障害者差別解消法	2016年に施行された、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もってすべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律。
19	合理的配慮	特別の状況下で生きづらさや困難さが生じないように、障害者一人ひとりの特性に合った方法で環境調整等を行うこと。障害者の権利に関する条約第２条においては、「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義される。 障害者差別解消法においても、就労や教育など様々な場面で合理的配慮を行うことが2024年４月に努力義務から義務化に改正されている。
20	職域開拓（業務切り出し）	日常業務を細分化して整理し、障害特性や適性を見ながら障害者が従事する仕事を明確にすること。
21	定着支援	障害者が入社した企業で長く安心して働き続けるための支援をすること。障害者本人への支援に加えて、職場への環境調整や医療・家族との連携など、本人の必要性が高いものに対して幅広く実施する。 支援者は、就労状況や困り事などを確認し、必要に応じて面談を行い、職場での人間関係や業務環境に関する相談を受け、必要に応じて企業に環境調整に関する提案や改善を申し入れるなどの支援を行う。
22	障害福祉サービス	障害福祉サービスは、大きくわけて障害者総合支援法で定める介護給付と訓練等給付があり、自宅や施設で介護の支援を受ける場合には介護給付、施設などで訓練等の支援を受ける場合には訓練等給付のサービスを利用する。 障害者総合支援法で、障害者が利用したいサービスを選び、市区町村に相談し、障害福祉サービス支給の申請を行い、市区町村は障害の程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）について聞き取り調査などを行い、判定結果に基づいてサービス支給の必要性があると認めた場合、サービス支給決定を行う。
23	就労移行支援	障害者総合支援法に基づく就労支援事業の一つであり、企業等への就職を目指す障害者を対象に、就職に必要な知識やスキル向上のために行われる支援。
24	就労定着支援	障害者総合支援法に基づく就労支援事業の一つであり、企業等に就職した障害者を対象に、職場に長く定着するために必要なサポートを行う支援。
25	就労継続支援	一般企業への就職が困難な方へ働く機会を提供するサービスであり、対象者や支援内容により就労継続支援A型（雇用型）と就労継続支援B型（非雇用型）の２つの枠組みがある支援。

No	用語	意味・内容
26	サービス管理責任者	「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（厚生労働省告示第五百四十四号）を基準にして障害福祉サービス事業所に配置することが義務付けられている者。障害者総合支援法に基づくサービスの品質向上を目的に、利用者に関してアセスメントから個別支援計画の策定、モニタリングなどサービス提供プロセス全般に関する責任を担う。
27	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発及び向上のために、高齢者、障害者、求職者、事業主等に対して総合的な支援を行っている機関。
28	職業リハビリテーション	障害者が職業を通じて社会参加し、自己実現や経済的自立を達成できるよう支援する取組みであり、具体的には障害者の職業相談、職業評価、技能習得のための職業訓練、就職活動の支援、就職後の職場定着支援など、様々なサービスを組み合わせ、個々のニーズに合わせた支援を行うこと。
29	応用行動分析学	人の行動の原因を、周囲環境との関係の中に見出す手法。望ましい行動を増やし、望ましくない行動を減らすようにすることが可能で、教育・スポーツ・リハビリテーション・企業コンサルティングなどの分野で幅広く取り入れられている。Applied Behavior Analysis（ABA）とも呼ばれる。
30	ACT	Acceptance & Commitment Therapy（アクセプタンス＆コミットメントセラピー）の略であり、アメリカの心理学者スティーブン・C・ヘイズが提唱した、第三世代の認知行動療法といわれる最新の科学的な心理療法。 行動分析学と関係フレーム理論に基づき、「心の問題に向き合い、心との付き合い方を身に付けるアプローチ」であり、不安やストレス、強迫性障害、うつ病、薬物乱用、対人恐怖、職場等のストレス等の領域において有効とされる。 思考や感情との付き合い方を変え、自分の価値に沿った行動を増やすことで、より人生が豊かになり、結果として症状が緩和される。
31	トータルパッケージ	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業センターにおいて開発された、障害者の職場適応促進するための支援パッケージで、以下の４つから構成をされている。 ①MSFAS（幕張ストレス・疲労アセスメントシート） ②幕張版メモリーノート ③MWS（ワークサンプル幕張版） ④WCST（ウィスコンシン・カードソーティングテスト） 障害者の基礎情報を①MSFAS（幕張ストレス・疲労アセスメントシート）を使用し、障害者及び支援者が障害を正確に把握し、②幕張版メモリーノートを活用してスケジューリングと相談支援を行い、③MWS（ワークサンプル幕張版）、④WCST（ウィスコンシン・カードソーティングテスト）を通して作業遂行状況の把握及び訓練を実施。
32	MSFAS（幕張ストレス・疲労アセスメントシート）	障害者の疲労やストレスについて分析するアセスメントシート。職場適用に向けた対処行動を確立し、環境整備について検討することにより効果的かつ具体的な支援が実現できる。障害者自身が障害理解を深め、また周囲の人にも共有することにより、より効果的な支援につなげることが可能になる。
33	幕張版メモリーノート	基本的な情報整理スキルの獲得をサポートするためのシステムノート。スケジュールや行動の管理、行動記録、情報共有のツールとして、利用者のニーズに合わせて使用することができる。障害者自身が、メモリーノートを活用し、毎日の生活をチェックすることで、健康への関心を高め、自己管理を促すことが可能になる。
34	MWS（ワークサンプル幕張版）	様々な模擬業務を活用し作業課題の体験を通して、作業における障害の表れや、作業の実行が可能かどうかの職業評価を実施し、トレーニングすることで、作業ミスや作業効率の改善、作業遂行の安定を図るツール。 模擬業務は、①数値入力、文章入力等の５種類のOA作業、②数値チェック、物品請求書作成等４種類の事務作業、③ナプキン折り、ピッキング等の４種類の実務作業の合計13種類の模擬業務がある。
35	WCST（ウィスコンシン・カードソーティングテスト）	脳の前頭葉の機能を評価するために用いられるツール。遂行機能障害の有無や効果的な支援方法を判断できる。 障害者自身がWCSTを実施することにより、自身の障害を認識し、障害を補完することが必要であることを実感（障害受容を進める）でき、また支援者が障害者への支援方法を判断することが可能になる。

４【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年９月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
419	34.2	3.3	4,605,307

セグメントの名称	従業員数（人）
障害者雇用支援サービス事業	318 (30)
報告セグメント計	318 (30)
その他	16 (0)
全社（共通）	85 (17)
合計	419 (47)

（注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．平均年齢及び平均勤続年数、平均年間給与の数値には、出向者及び臨時従業員の数値は含まれておりません。

３．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります(2024年10月１日～2025年９月30日の期間で算出）。

４．全社（共通）として記載されている従業員数は、障害者雇用支援サービス事業及び障害者福祉事業以外の主に管理部門の従業員であります。

５．その他の内容は障害者福祉事業であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

最近事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合（%）（注）１	男性労働者の育児休業取得率（%）（注）２	労働者の男女の賃金の差異（%）（注）１			
		全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者	
35.0	100.0	72.0	71.0	127.0	－

（注）１．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

２．「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成３年労働省令第25号）第71条の４第１号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は「自分をおもいやり、人をおもいやり、その先をおもいやる。」を企業理念として掲げております。この理念の下、障害の有無に関係なく、一つでも多くの選択肢をつくり、多様な人々の可能性を拡張することで、誰もが自分らしく生きる社会の実現を目指しております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、中長期的に事業の成長性を高めるために、競争優位性であり当社のコアコンピタンスでもある①支援するチカラ「支援力」と②「職域開発力」をベースとして、障害者雇用支援サービス事業に人材及び資金を優先的に投資することで経営の安定基盤を確保しつつ、得られた利益をもとに新規事業の開発を行います。

・「支援力」及び「職域開発力」をベースに、障害者雇用支援サービス事業に人材及び資金を優先的に投資
・ストック売上の継続的な積み上げによる経営の安定基盤を確保
・得られた利益をもとに、さらなる出店、新サービス開発、生きづらさを抱える人向けの新規事業の開発等を行う

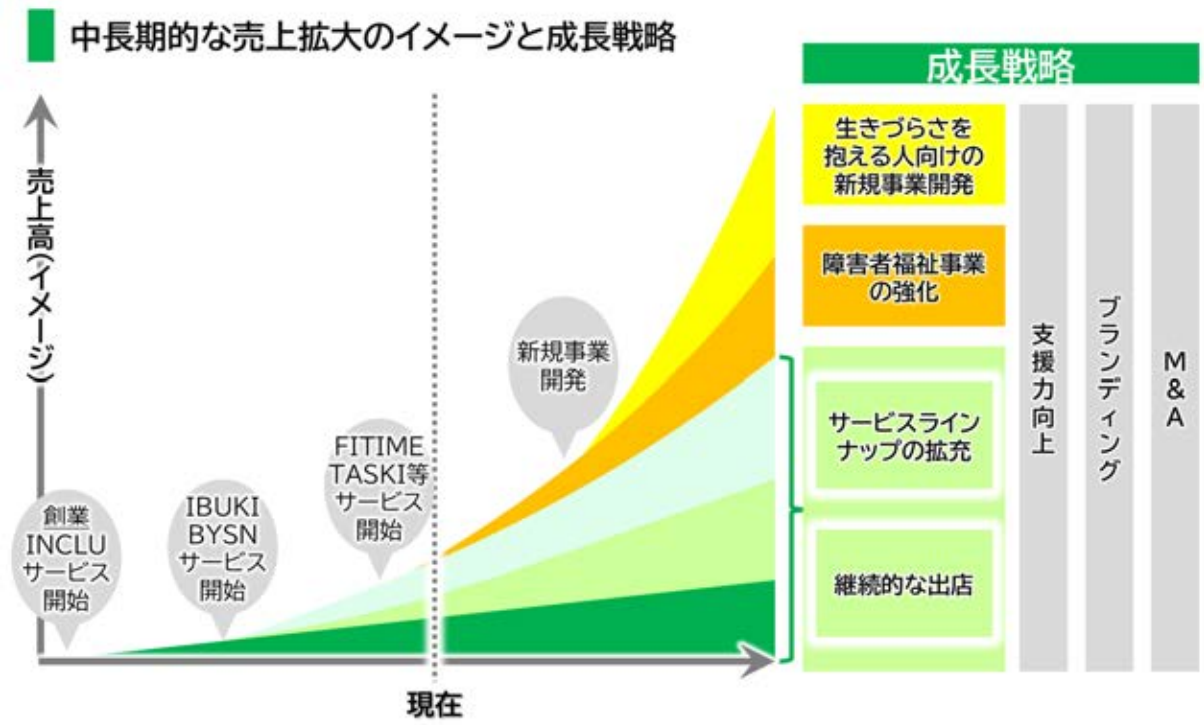

①障害者雇用支援サービス事業

ストック売上を継続的に積み上げることで経営の安定基盤を確保しつつ、「企業理念の体現」をより重視したサービス運営、新規サービス開発を行います。BYSN、IBUKI、INCLU、INCLU ONEの既存パッケージサービスの継続的な改善、伸長を行い、またコンサルティングサービス、研修サービス等の多様なコンサルティングサービスの開発及び付加価値の向上を目指します。また障害者が職種を豊富な選択肢（サービスラインナップ）の中から選べる状態にするため、TASKIシリーズのラインナップも拡充していく予定です。

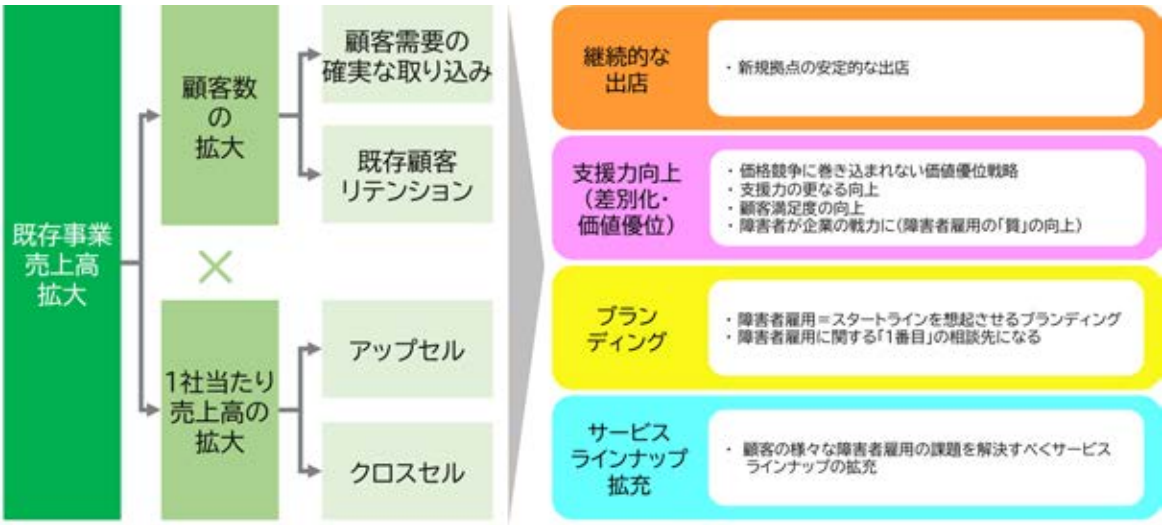

継続的な出店

年間5拠点以上出店し、各拠点で重層的なサービス展開をすることで、クロスセルが促進

- ➤ BYSNの出店加速
  特に成長ドライバーであるBYSNの出店を加速
- ➤ 出店エリアの拡大と積極的な行政連携
  大都市圏はもちろん、人口10万人以上の市区町村へ出店エリア拡大
  三条市、戸田市、牛久市に次ぐ行政との連携を強化
- ➤ 店舗開発における専門人材の強化
  人員体制の増強
- ➤ 各エリアにサービスラインナップを展開
  各エリアに、BYSN、IBUKI、INCLUの拠点がある状態に

支援力向上（差別化・価値優位）

支援する障害者が企業の戦力になることで、顧客に積極的に選ばれる

- ➤ 研究機関「CBSヒューマンサポート研究所」への継続投資
  専門人員の増強、外部機関との更なる連携
- ➤ 社員大学「STARTLINE UNIVERSITY」への継続投資
  教育体系の更なる充実、学び続けられる環境の向上
- ➤ 年間約50名程度の支援員の新規採用
  ブランド力向上による採用力強化及びリファラル採用の強化
- ➤ 支援員が支援に注力できる体制へ
  生成AIの活用や、DXの推進

ブランディング

業界の更なる認知拡大と、その中で当社のポジショニングを高め、顧客・障害者の双方から選ばれる

- ➤ 広報・ブランディングの強化、発信
  当社や業界の情報をアップデートし続ける
- ➤ 当社の「支援力」の一般化
  支援力を誰にでもより分かりやすく発信をし続ける
- ➤ 業界団体「促進協」との連携
  業界時代のさらなる成長に向けた連携の強化
  行政、福祉業界等とのさらなる対話
- ➤ 既存顧客向け情報交換の場の提供
  2024年より実施の「コークリテラス」の拡大

コークリテラス
co-creation terrace

じれいを わかち
たがいを てらす
であいと きづきで
みらいを つくる

障害者雇用の関係者が集い、情報交換し、さまざまな成功や失敗に光をあてながら、意見を交わすことで新しい取り組みを創出し、それをまた実践する。実例から新たな価値をクリエーションしていく「コークリテラス」を開催しています。
2024年度は計3回のコークリテラスを開催し、延べ75社約100名の方にご参加いただきました。2025年度からは当社との取引の有無に関係なく参加いただけるよう要件を緩和し、規模を拡大

サービスラインナップ拡充

業界の更なる認知拡大と、その中で当社のポジショニングを高め、顧客・障害者の双方から選ばれる

- ➤ サテライト型サービスの拡張
  BYSN、IBUKI、INCLUに次ぐサテライト型サービスの拡張
- ➤ 1名から利用できるサービスの拡張
  サテライト型は3名～が中心であるが、
  大企業以外も利用しやすいサービスへ
- ➤ 顧客オフィスで雇用する「TASKI」のサービス拡張
  現状は、カフェ、パンのリベイク、靴磨きのみであるが、
  TASKIシリーズのラインナップを拡充
- ➤ 外部企業との更なる連携、M&A、資本提携等
  新サービスを開発する上で、外部のプロフェッショナルとの
  更なる連携

②障害者福祉事業

既存２拠点において、利用者集客方法や効率的な運営手法の確立を行い、2026年３月期中の単月黒字化を目指します。そのため2026年３月期は新規出店を行わずに、既存２拠点における実績、ノウハウの積上げを行い、2027年３月期より新規出店を再開させ、拠点ごとのストック売上が積み上がる体制を予定しております。

また、2026年３月期において、就労継続支援B型「GOOD THE GOOD」を出店しております。当該GOOD THE GOODは、イスラエルのShekulotov Groupとパートナーシップ契約を締結しており、日本で初めて展開するリアルジョブトレーニングステーションです。Shekulotov Groupが開発した職業リハビリテーションモデルを活用し、利用者それぞれの目標に焦点を合わせた支援プランをもとに、カフェ店舗で実践的な業務にチャレンジし、実体験を通じて必要なスキルを身に付けていきます。なお、Shekulotov Groupの職業リハビリテーションモデルは、国連の2017年プロジェクトゼロ賞を受賞し、OECDをはじめとする世界中の主要な組織から評価を受けています。

③非障害者領域

当社の支援力を活用し、従来の障害者手帳保持者から、非保持者まで領域を広げた事業展開を予定しております。

(3) 経営上の目標を達成するための客観的な指標

当社は、高い成長性及び生産性をもって収益に結びつけ、継続的に成長していくことを経営上の目標としております。具体的には、以下の２つを重要な指標としております。

① 継続的に支援をさせていただいている対象者数

・2025年９月30日現在において障害者雇用支援サービス事業及び障害者福祉事業の各種サービスを通して、2,359名（前年同月比15.8％増）の障害者を継続的に支援しております。

② 支援をさせていただいている対象顧客社数

・2025年９月30日現在において障害者雇用支援サービス事業の各種サービスを通して、顧客社数345社（前年同月比16.6％増）を支援しております。

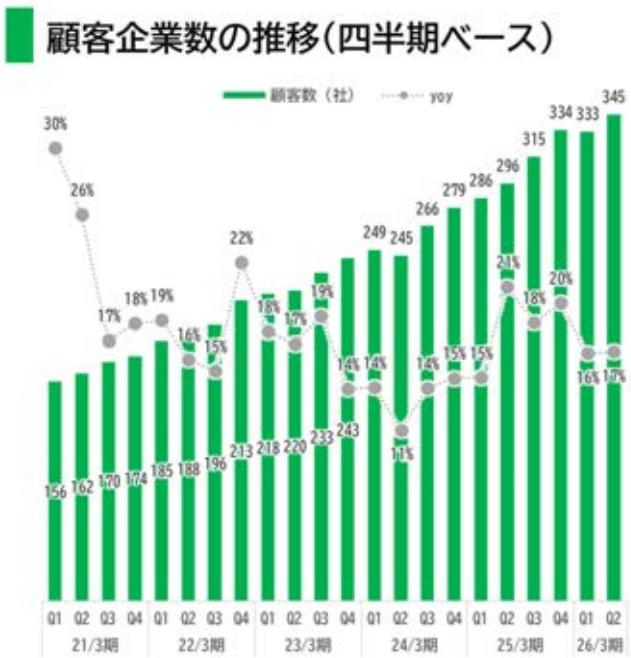

その他の指標としては、以下のとおりです。

・2025年３月期におけるストック売上の売上比率は、66.1％です。

・2024年３月時点での稼働顧客数を分母として、2025年３月時点で、2024年３月と比較して１円でも売上が増加した顧客数の割合（アップセル比率）は、35.3％です。

・2025年３月時点での稼働顧客数を分母として、２サービス以上利用の顧客数の割合（クロスセル比率）は15.3％です。

・BYSN、IBUKI、INCLUの稼働顧客における2025年３月の月次売上合計を分母として、同サービス稼働顧客のうち2025年３月期中に解約に伴い減少した月次売上合計の割合（解約率）は1.9％です。

・2021年３月期獲得顧客の物販を除く売上高は、2022年３月期253百万円、2025年３月期304百万円であり、

約20%増加しております。

(4) 経営環境

当社の取り扱うサービスは、BYSN、IBUKIやINCLU等のパッケージ型サービスが中心であり、ストック型のビジネスモデルです。実際に利用企業は、当社のパッケージサービスを利用して障害者を雇用するため、景気が悪化したとしても解約になるケースはほとんどなく、サービス利用を継続される顧客が大半であり、景気等の影響を受けにくいビジネスモデルです。一方で、障害者数の増減や、法定雇用率等に伴う制度改正に影響を受けます。

障害者数の増減という観点で、障害別の18歳～64歳の労働人口の人数に焦点を当てると、身体障害者は減少傾向であり、一方で知的障害者は増加傾向にあります。また、精神疾患を有する外来患者数において、25歳～64歳の年齢層が増加傾向にあり、特に認知の障害、メンタル不調者が増加しております。そのため、今後の障害者雇用においては、増加傾向にある「知的障害者」と「精神障害者」をいかに雇用するかが、重要なテーマになってきます。

このように障害者総数が増加傾向にある中、当社の事業領域である障害者雇用支援市場において大きく影響を及ぼすのは、行政施策の障害者雇用率制度の動向であり、2025年９月30日現在で法定雇用率が民間企業は2.5%、国・地方公共団体は2.8%、都道府県等の教育委員会は2.7%と設定されております。つまり民間企業においては、40.0人以上の事業主に対して障害者を雇うことを義務付けております。

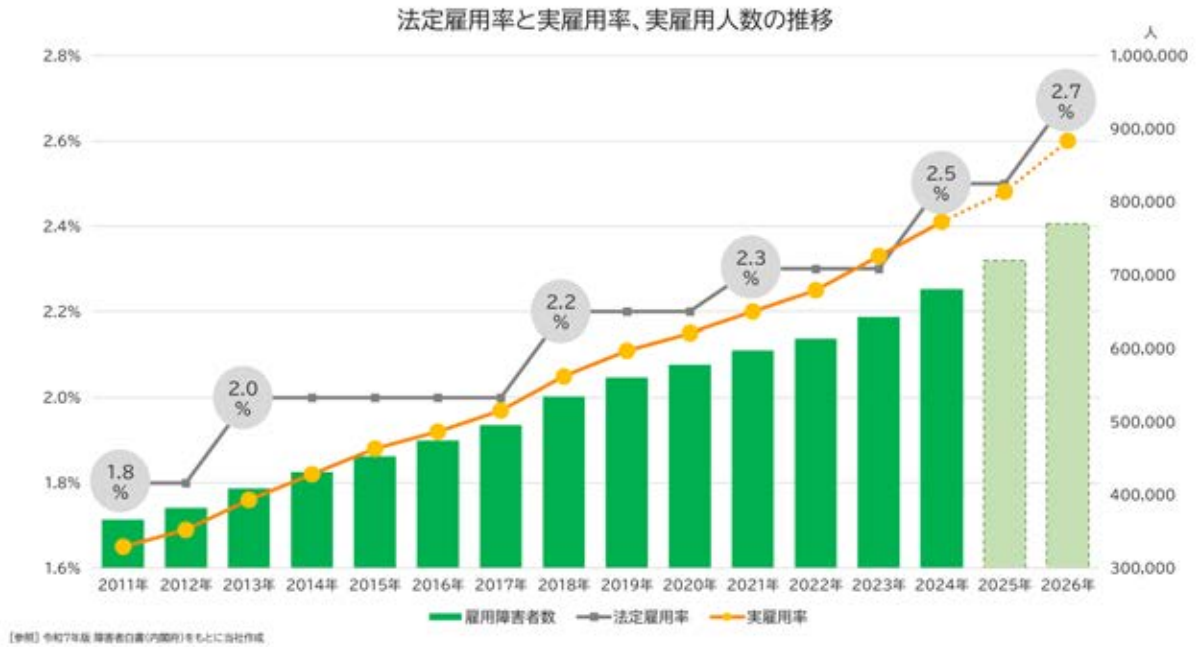

なお、2026年７月には民間企業において法定雇用率が2.7%に引き上げられることが決定しており、対象事業主の範囲が、現在の40.0人以上から、37.5人以上の事業主へと広がります。

このように法定雇用率が段階的に引き上げられる中、実雇用率が上昇、実雇用人数も増加しており、この傾向は今後も継続される可能性が非常に高い状況です。

このように法定雇用率の段階的な引き上げに伴い、障害者の雇用人数は増加し、市場規模は拡大傾向にあります。精神障害者の一般就労者は急増傾向であるものの、就職１年後の職場定着率は55.69%と、他の障害種別に比べても低く、メンタルケア等のフォローが難しい状況です。また、企業等に雇用されている発達障害者において、障害程度の重い方の雇用が増加しております。

法定雇用率の段階的な引き上げに伴い、実雇用人数も増加しているため
障害程度が軽い方は既に民間企業で就労していることが多く、
障害等級がより重い方や就労継続支援A型やB型で福祉就労していた方の
企業就労の増加が予測されます。

このように障害者雇用支援領域における市場は拡大傾向にある中、農園型サービスを提供する事業者が増加しており、2022年１月以降、労働局において、いわゆる障害者雇用ビジネス実施事業者やその利用企業の実態把握を行うとともに、障害者雇用ビジネス実施事業者等への必要な助言や支援が行われ、その詳細が、厚生労働省 第128回労働政策審議会障害者雇用分科会において「いわゆる障害者雇用ビジネスに係る実態把握の取組について」にて2023年４月17日に公表されており、障害者雇用ビジネス事業者数は23事業者、就業場所数は125か所、就業障害者数は6,568人以上と把握されております。その後、同年12月27日に開催の厚生労働省 第130回労働政策審議会障害者雇用分科会において、2023年11月末時点の把握状況として更新された情報が公表されております。また、2024年12月20日（第133回 労働政策審議会障害者雇用分科会）に、2024年11月末時点の把握状況が以下のように公表されております。

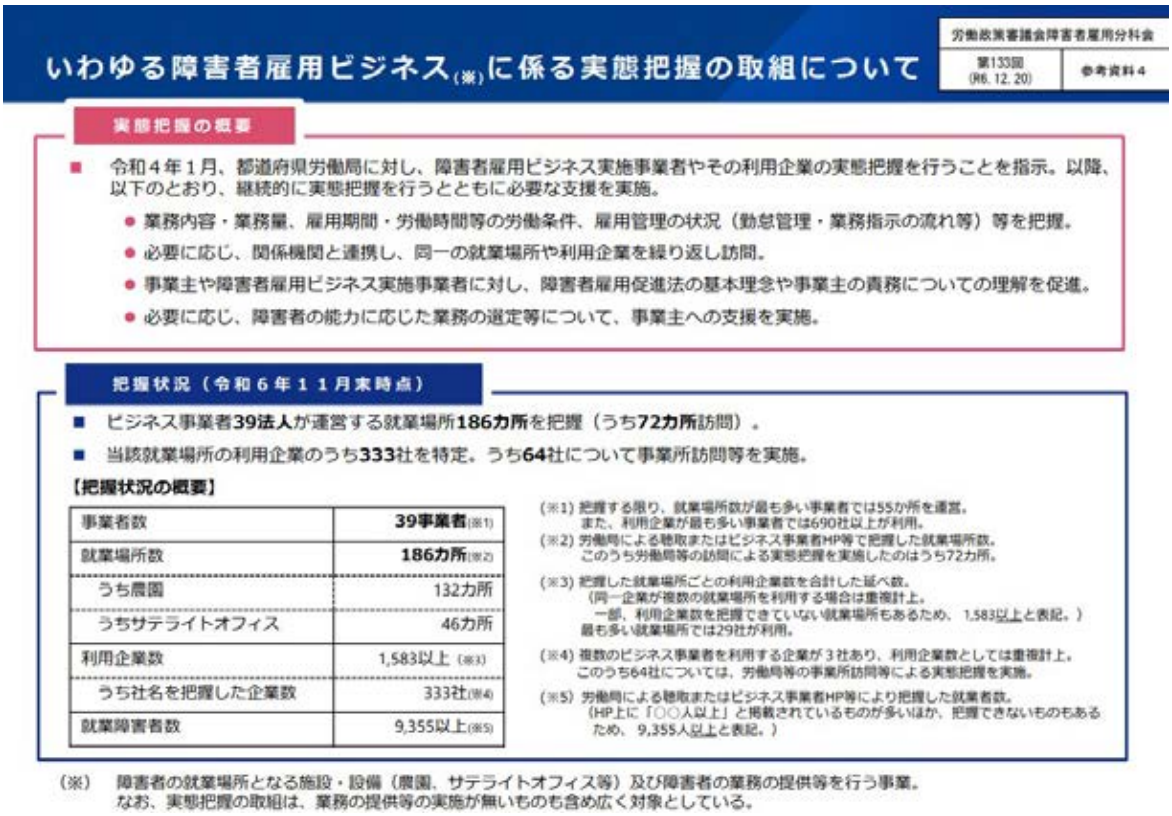

労働政策審議会障害者雇用分科会
第133回（R6. 12. 20）
参考資料４

いわゆる障害者雇用ビジネス(※)に係る実態把握の取組について

実態把握の概要

- 令和４年１月、都道府県労働局に対し、障害者雇用ビジネス実施事業者やその利用企業の実態把握を行うことを指示。以降、以下のとおり、継続的に実態把握を行うとともに必要な支援を実施。
  - 業務内容・業務量、雇用期間・労働時間等の労働条件、雇用管理の状況（勤怠管理・業務指示の流れ等）等を把握。
  - 必要に応じ、関係機関と連携し、同一の就業場所や利用企業を繰り返し訪問。
  - 事業主や障害者雇用ビジネス実施事業者に対し、障害者雇用促進法の基本理念や事業主の責務についての理解を促進。
  - 必要に応じ、障害者の能力に応じた業務の選定等について、事業主への支援を実施。

把握状況（令和６年１１月末時点）

- ビジネス事業者**39法人**が運営する就業場所**186カ所**を把握（うち**72カ所**訪問）。
- 当該就業場所の利用企業のうち**333**社を特定。うち**64**社について事業所訪問等を実施。

【把握状況の概要】

事業者数	**39事業者**(※1)
就業場所数	**186カ所**(※2)
うち農園	132カ所
うちサテライトオフィス	46カ所
利用企業数	1,583以上 (※3)
うち社名を把握した企業数	333社(※4)
就業障害者数	9,355以上(※5)

(※1) 把握する限り、就業場所数が最も多い事業者では55か所を運営。
また、利用企業が最も多い事業者では690社以上が利用。
(※2) 労働局による聴取またはビジネス事業者HP等で把握した就業場所数。
このうち労働局等の訪問による実態把握を実施したのはうち72カ所。
(※3) 把握した就業場所ごとの利用企業数を合計した延べ数。
（同一企業が複数の就業場所を利用する場合は重複計上。
一部、利用企業数を把握できていない就業場所もあるため、1,583以上と表記。）
最も多い就業場所では29社が利用。
(※4) 複数のビジネス事業者を利用する企業が３社あり、利用企業数としては重複計上。
このうち64社については、労働局等の事業所訪問等による実態把握を実施。
(※5) 労働局による聴取またはビジネス事業者HP等により把握した就業者数。
（HP上に「○○人以上」と掲載されているものが多いほか、把握できないものもあるため、9,355人以上と表記。）

(※) 障害者の就業場所となる施設・設備（農園、サテライトオフィス等）及び障害者の業務の提供等を行う事業。
なお、実態把握の取組は、業務の提供等の実施が無いものも含め広く対象としている。

また、2023年６月12日（第129回 労働政策審議会障害者雇用分科会）には、「事業主の皆様へ」と題するリーフレットが厚生労働省より公表されております。これらの公表資料において、障害者雇用ビジネス実施事業者が提供するサービスを利用する事業主に対して、法定雇用率を達成することのみを目的とするのではなく、より主体的に障害者雇用に取り組むように、障害者の職業能力の開発・向上等に焦点を当てて、「望ましい取組」としてそのあり方が紹介をされております。

2023年４月からは、障害者である労働者の「職業能力の開発・向上に関する措置を行うこと」が事業主の責務として「障害者雇用促進法」にも明記され、今後は障害者の雇用機会の確保及び必要な合理的配慮を行うことに加え、「障害のある方がその特性や希望に応じて能力を発揮できる業務の提供」、「雇入れ後も職域開発や業務の選定を通じて多様な業務に取り組む機会、特性を生かしその能力を発揮する機会の提供」、「障害者本人の希望、能力等を踏まえた業務目標の設定、業務実績等を踏まえた人事評価、その結果に基づく待遇の実施」「キャリア形成の視点を踏まえた継続的な能力開発・向上の機会の提供」等、障害者が活躍できる職場環境の整備や適切な雇用管理の取組みを行うことが望ましいとされております。

このように、これからの障害者雇用は、法定雇用率達成のための「数合わせの雇用」ではなく、障害者が活躍できる職場づくりを行えるかといった「雇用の質」と「雇用人数」の双方がより重視されてきます。そのため民間企業の障害者雇用におけるニーズ（課題）は多様化してきていると考えられます。一方で、障害者の働くことへのニーズも多様化してきており、民間企業と障害者双方のニーズや課題が多様化してきていると判断されます。

このような状況下において、例えば農園型の障害者雇用支援サービスは、双方の課題を解決するための一つの手段に過ぎません。多様化した双方のニーズに応えるため、当社は複数サービスラインナップを用意することで、障害者雇用のワンストップソリューションを提供して参ります。

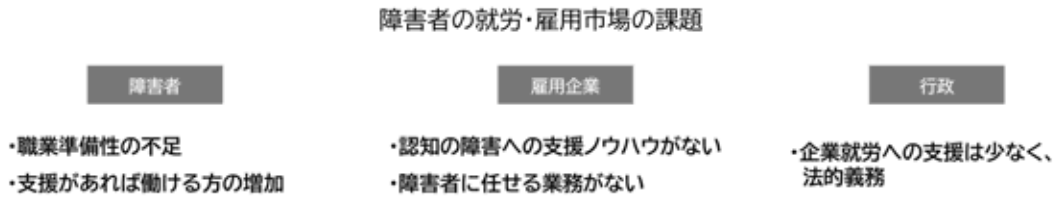

『障害者の就労・雇用市場における「支援」と「業務開発」の必然性』

労働人口の減少に伴い、民間企業においては人手不足が喫緊の課題です。一方で障害者雇用は義務感から雇用する企業も少なくなく、本当の意味で障害者が企業の戦力となることが重要です。そのためにも障害者の就労における「支援」や「任せる業務の開発」が必須です。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社におきましては、高い事業の成長性の実現のために、以下５点を対処すべき課題として認識しております。

①障害者雇用支援サービス事業の継続的な成長

日本における障害者雇用を促進するためには、より多くの民間企業等の障害者雇用を支援することが重要な課題であり、新たにサービスを利用いただく企業の確保に努めるとともに、既存のサービス利用企業の満足度を高め、一人でも多くの障害者の就労を支援することが重要であると考えております。

現在、当社は民間企業等の障害者雇用の課題を解決するサービスとして、BYSN、IBUKI、INCLU、INCLU ONE、TASKI COFFEE、研修・コンサルティングサービス、RESQWOを提供しております。その結果、現在は障害者雇用を総合的に支援できる専門コンサルティング会社として、創業以来、多種多様な規模・業種の企業及び障害者双方の支援を行ってまいりました。法定雇用率のさらなる引き上げに伴い、障害者雇用においては「量」と「質」の双方がより重視されてきております。また企業や障害当事者の課題やニーズもますます多様化しておきており、「支援力」と「職域開発力」を有している点を強みに、障害者雇用支援サービス事業の継続的な成長に取り組んでまいります。

②安定的な出店拡大

障害者雇用支援サービス事業、障害者福祉事業のすべての事業を合わせて、合計42拠点を運営しておりますが、一人でも多くの障害者の企業就労を増やすために、今後も新規拠点を開設してまいります。

③支援力のさらなる研究・開発

当社のコアコンピタンスは、「支援力」です。支援力の有無が、競争優位性の源泉となっております。当社研究開発機関であるCBSヒューマンサポート研究所と、実際に障害者を支援する各サービスの現場における実践フィールドにおいて、支援力の研究・開発を継続的に行ってまいります。

④人材採用と育成

「自分をおもいやり、人をおもいやり、その先をおもいやる。」という企業理念に共感する人材の採用と育成が、中長期的な成長には欠かせません。当社においては、障害者への直接的な支援や教育を行っており、当社の人材の質が、サービスの質に直接影響を与えるといっても過言ではございません。

⑤地域・関係機関との連携強化

当社の各事業は、障害当事者はもちろん、雇用企業や行政、福祉施設、障害当事者のご家族など、障害者雇用に関わるすべての方々との連携のもとに成り立つものであると認識をしております。

２【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する記載事項については、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、サステナビリティに関する取組みを中長期的な企業価値向上のための経営課題と位置づけ、取締役会の監督のもと、全社的に推進しております。サステナビリティに関する基本方針および重点課題は、経営会議において審議のうえ取締役会に付議し、取締役会が最終的に承認・監督する体制としています。
また、代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、その中で環境対応、人的資本、多様性推進、ガバナンス強化などに関する取組み方針を策定し、進捗状況を定期的に報告・評価する仕組みを整えております。「第４　提出会社の状況　４．コーポレート・ガバナンスの状況等　（１）コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のコーポレート・ガバナンス体制のもとで、持続可能な社会の実現と当社の継続的な企業価値の向上を目指しております。また、コンプライアンス・情報セキュリティ等においても継続的な活動の改善及び強化に取り組んでおります。

(2) 戦略（人的資本）について

当社は、「自分をおもいやり、人をおもいやり、その先をおもいやる。」という企業理念のもと、障害者雇用支援サービス事業及び障害者福祉事業を通じて、「誰もが自分らしく生きる社会の創造」を目指すゴールとしております。そのゴールの実現に向けて、企業の持続的かつ継続的な成長を目指し、従業員の職業能力の向上に取り組んでおります。当社の事業の特性上、障害者を直接的に支援する支援員が従業員の70%を占めており、人に依拠するところが大きいため、人的資本について記載しております。

①人材マネジメントサイクル

従業員のキャリア形成を念頭に、採用からステップアップ（管理職登用など）まで連なったフローと連動することを意図して、人材マネジメントサイクルを構築、運用しております。特に従業員の定着と併せて、中間マネジメント層の育成を強化します。

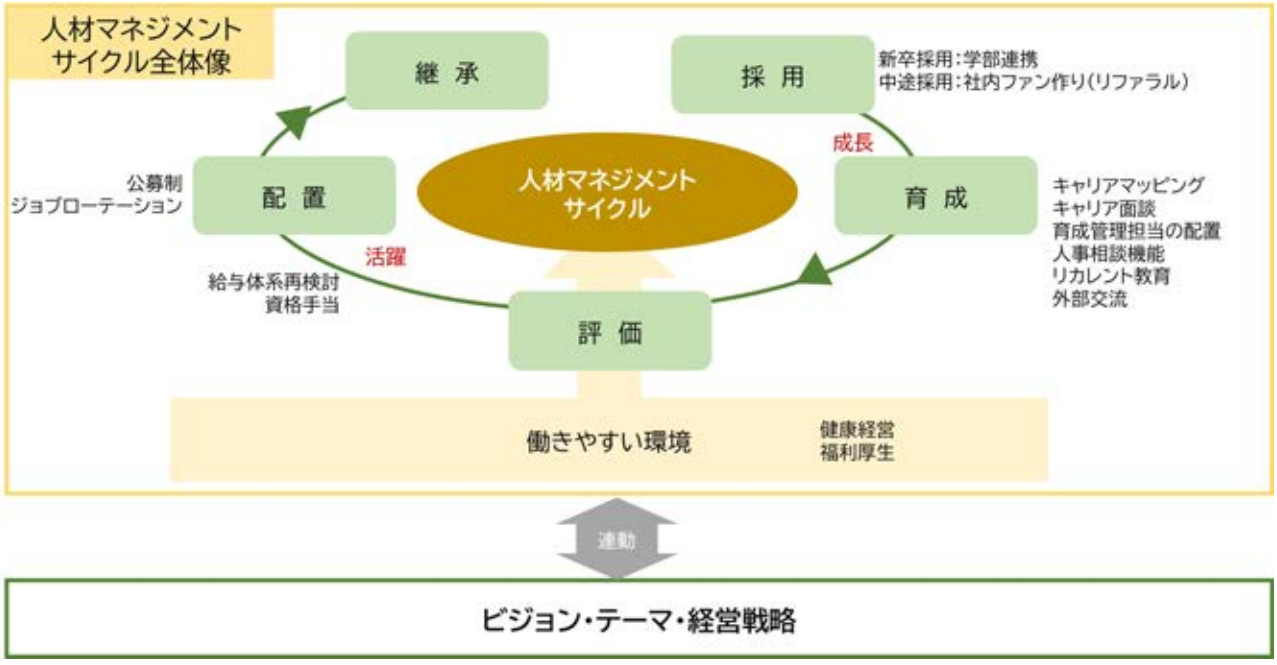

②社内環境整備方針

当社は、全従業員が企業理念を体現し「自分らしく生きること」を期待しており、その結果モチベーションが高く、より主体的に業務に取り組むことができるよう、以下のような各種人事施策を行い、積極的に社内環境整備に努めています。

ａ．勤務体系の多様化

コロナ禍における対策として導入した在宅勤務にかかる取扱いを継続し、フル出社、フル在宅、在宅と出社のハイブリッドを選択できるなど、従業員の状況にあった勤務体系を選択できるようにすることで、従業員一人ひとりにあった働き方を支援しております。

ｂ．ICT技術の活用

各種業務用SaaS、ICTを最大限活用することで、ノンコア業務の負担軽減を図り、生産性の向上、学習機会の増加に繋げております。

ｃ．スキルアップ支援制度

従業員の自主的なスキルアップが当社への貢献として認められる場合に、大学などの専門機関の学費補助、また、会社が指定した資格取得においては会社より資格取得補助を支払っております。

これらの支援を通して職業能力が高まり、それがサービスの質の向上に繋がると考えております。

ｄ．eラーニング制度

全社員が自主学習できるように外部のeラーニングシステム会社と契約を行い、従業員がいつでも好きな時に興味があるテーマの自主学習できる制度を構築、運用しております。

ｅ．公募制の導入

従業員のキャリア形成の一環で、通常のジョブローテーションに加えて、社内公募制度を導入しており、従業員自ら、自身が望む職種への配置転換にチャレンジすることができます。

ｆ．従業員アンケートの実施

全従業員を対象とした、定期的なストレスチェックはもちろん、エンゲージメント調査等も定期的に行うことで、従業員一人ひとりのコンディションや組織の状態等の理解に努め、個々の教育方針やプログラムに活かしております。

ｇ．健康診断時のオプション検査の会社負担

年１回全従業員を対象として健康診断において、乳がん検診等の一部項目において会社負担で受診をしていただけます。これは、誰もが自分らしく生きる社会を実現する上で、まずは従業員一人ひとりの健康こそが重要であると考えているからです。

ｈ．階層別研修制度

入社時研修に加え、その後も継続的にテーマ別・階層別の研修を多岐に渡って実施することで、従業員一人ひとりのキャリア・スキルアップに注力しております。一部の研修についてはアーカイブされており、録画した研修動画を随時視聴することが可能です。

ｉ．評価制度

従業員の努力と成果、チャレンジを公正に評価し、処遇に結びつけるとともに、人事評価制度を運用しております。また、評価者の質を高めるために、評価者を対象とした研修を継続的に実施しております。

(3) リスク管理

当社は、リスクの軽減、予防のため、リスク管理規程の制定・運用及びリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。その他、情報セキュリティ規程、個人情報保護管理規程及び反社会的勢力排除規程を定めており、内部監査により遵守の状況を監査し、コンプライアンスの遵守に努めております。必要に応じて、外部専門家に助言を求められる体制を整備するとともに、弁護士を窓口とする社外通報窓口や内部通報窓口を設置し、法令違反や不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

また、リスク・コンプライアンス委員会においては、各部署より報告を受けたリスクに対して、リスクマトリクスによるリスク判定を行い、経営に重要な影響を与えるリスクを選別するなど、網羅的かつ体系的なリスク管理を

行っております。リスクマトリクスにおいては、リスクの抽出・分析・評価を行った上で、優先的対応リスクを選定し、主幹部署が中心となってリスク低減に関する各種施策を実施しております。

リスク・コンプライアンス委員会は四半期に１度開催され、代表取締役社長、各管掌取締役、常勤監査役、部・所長職が構成員です。当該リスク・コンプライアンス委員会の実施概要は、議事録として開催翌月の取締役会にて報告されることとなっております。

なお、当社では、障害者雇用支援という社会的課題に対する取り組み自体がサステナビリティ経営の中核に位置づけられております。包摂的な雇用環境の整備や多様な人材の活躍支援を通じて、企業の社会的価値と経済的価値の両立を実現し、顧客企業にとっても人的資本経営・ESG対応の強化という機会を提供するビジネスモデルを展開しております。これらの取り組みは、社会的信頼の向上や新たな取引機会の創出にもつながるものと認識しております。

(4) 指標及び指標に対する目標・実績

当社は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する当社の実績を長期的に評価し、管理及び監視するために用いられる情報としての指標は具体的に定めておりませんが、今後の事業を進める中でその精緻化を図ってまいります。

また、人的資本に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関しましては、当社は現在目標値等を定めておりませんが、その具体的な目標設定や状況の開示については、今後の課題として検討してまいります。なお、人的資本に係る実績は、「第１　企業の概況　５．従業員の状況」に記載のとおりです。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に関わるリスクについて

①法改正について〔顕在化の可能性：低　顕在化の時期：特定時期なし　影響度：中〕

当社は事業活動を行う上で、障害者雇用促進法及び障害者総合支援法を主として、様々な法規制の適用を受けておりますが、これらの法規制を遵守するため、法律の改廃、法的規制の新設、適用基準の変更等の情報を遅滞なく収集し、かつ、これらの法規制に抵触しないように、行政と適宜連絡や確認を取りながら事業を進めております。

特に当社の障害者雇用支援サービス事業においては、障害者雇用促進法が規定する法定雇用率が企業には義務付けられております。民間企業等における法定雇用率は、2026年７月に2.7%に引き上げられることが決定しており、この改正自体は当社にとって事業機会の増加・創出に繋がっておりますが、法定雇用率制度自体が見直しになる場合等においては、主力事業であるBYSN、IBUKI、INCLU等の解約に繋がる可能性もあり、当社の業績に影響を与える可能性があります。法定雇用率制度自体が見直される可能性は現時点では低いものの、行政や法改正等の動向について継続的に情報収集を行い、早めの対策を講じられる体制を構築することで回避をしてまいります。また、当社の支援を通して障害者をより企業の戦力とすることで、法定雇用率制度に関わらず、積極的に障害者雇用を行うという顧客を増やすことがより重要であると考えております。

事業運営に係るその他各種関連法令についても、人事総務部において網羅的かつ適宜確認を行っております。サービス開始前の関連諸法規の確認はもちろん、サービス運営後も継続的に法令違反行為が発生しないように細心の注意を払っております。ただし、法律の改正、新たな規制等を速やかに把握することができない場合、法令違反等で事業活動が制限される可能性があります。

②風評等の影響について〔顕在化の可能性：低　顕在化の時期：特定時期なし　影響度：小〕

当社の事業は、障害当事者はもちろんのこと、雇用企業、行政、福祉施設、障害当事者のご家族等障害者雇用に関わるすべての方々との連携の元に成り立つものであると認識をしております。当社は、障害者雇用促進法の趣旨に立脚した共生社会の実現に向けて、事業の開発や運営、発信に取り組んでおります。また、より業界を健全に成長させることが必要不可欠であると考えており、同業他社とともに、業界団体（一般社団法人日本障害者雇用促進事業者協会）を設立し、加盟しております。しかしながら、障害者雇用促進法の趣旨に立脚しない障害者雇用支援サービスを提供する会社による不祥事の発生や、法令違反等により、業界全体に対する社会的批判が高まった場合には、当社の業績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

(2) 事業内容に関わるリスクについて

①新規出店について〔顕在化の可能性：中　顕在化の時期：短期　影響度：中〕

障害者雇用支援サービス事業におけるBYSN、IBUKI、INCLU等の各サービスにおいて、支援をさせていただく障害者の方を増やすために、継続的に出店を行っております。出店に当たり、障害者が就業する上での物件自体の安全性、通勤等の利便性などを考慮し、専門部署を配置し万全の体制で、出店エリア・物件を選定しておりますが、適切な物件が何らかの理由で確保できず、出店時期が遅れる等の支障が出る場合がございます。また、物件確保後には障害者が安全に働ける職場環境を創出するために内外装工事を実施しておりますが、資材調達の遅れや資材の値上がり等に起因し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

②支援員人材の採用及び育成について〔顕在化の可能性：低　顕在化の時期：特定時期なし　影響度：中〕

当社にとって、障害者雇用支援サービス事業及び障害者福祉事業を行う上で、障害者に対して直接的に支援を行う支援員の採用・育成は、事業の成長において必要不可欠です。採用活動においては、各種採用媒体や人材紹介会社の利用、各種採用イベント等の実施、継続的な採用広報の実施等、様々な採用手法を講じております。また、入社後には、障害者雇用支援業界の関係法令等、当社が事業を行う上で必要な知識の習得を目的として研修を実施しております。支援技術の習得については、専門研修制度を設けており、各階層別に入社時の初期研修から、将来的にスーパーバイズできる状態に到達するまでに、体系的かつ継続的な専門教育研修を実施しております。しかし、これらの対策が十分効果が得られず、社員の採用・育成が計画通り実施できない場合においては、新規出店時期の遅れや、支援の充実度が低下し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

③情報の管理について〔顕在化の可能性：低　顕在化の時期：特定時期なし　影響度：大〕

当社は、障害者雇用支援サービス事業及び障害者福祉事業を行う上で、顧客情報や支援をさせていただく障害者の個人情報（機微情報含む）など、様々な情報を保有しております。

これらの情報は、所定の社内規程等に基づき厳重に管理を行っており、部署ごとに基幹システムにアクセスできる権限を細分化し、不必要なアクセスができないようにするなど、情報管理を徹底しております。基幹システムの利用に際しては、ID、パスワード、アクセス制限等、システム上の一定の制御を行っております。

また、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護に関する取り組み及び考え方並びに遵守すべき事項を、JIS Q 15001：2017（個人情報保護マネジメントシステム-要求事項）に基づき規定した「個人情報保護規程」を定め、社内への周知と管理の徹底を行い、個人情報の取り扱いについて慎重な対応を行っております。

このような対策を行っておりますが、万が一社内システムへの外部からの不正侵入によるウィルスの拡散や各種情報の漏洩等が発生した場合、当社の社会的信用力は下がり、サービス解約の発生や、新規顧客開拓が鈍化するなど、事業運営に影響を与える可能性があります。

(3) 組織体制及び経営管理に関わるリスクについて

①管理体制の構築について〔顕在化の可能性：低　顕在化の時期：中期　影響度：中〕

当社は、企業価値の永続的な増大には内部管理体制の充実、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。事業の急速な拡大、社員の急速な増加等に十分な内部管理体制が追い付かず、適切な業務管理が困難となる場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 財務状況に関するリスクについて

①固定資産の減損について〔顕在化の可能性：中　顕在化の時期：長期　影響度：中〕

拠点毎の収益の定期的なモニタリングを行うことで、対策を講じておりますが、当社が保有する固定資産において、資産価値の下落等により減損処理が必要となった場合には、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす場合があります。

②有利子負債への依存について〔顕在化の可能性：中　顕在化の時期：長期　影響度：中〕

当社は、拠点展開による事業拡大を図っており、新規出店に際しては、金融機関からの借入を行っております。そのため、有利子負債の残高は年々増加しており、有利子負債依存度も高い水準です。当社では、借入に際して、取締役会で十分な協議・検討を重ね決議することとしておりますが、今後金融政策の変更等により市中金利に変動が生じた場合には、支払利息の増加等により、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性がございます。また、資金が計画通り調達できない場合、新規出店や新規事業開発などの投資活動に影響を与え、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

③財務制限条項に関するリスクについて〔顕在化の可能性：低　顕在化の時期：長期　影響度：大〕

金融機関からの借入金の一部にはコベナンツ（財務制限条項）が付されている契約があり、その内容は「５　重要な契約等」に記載しています。万が一これらの条件に抵触した場合には、借入金利の上昇や期限の利益の喪失等、当社の財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、コベナンツに抵触しないように投資等の見直し、支援金融機関との関係性の構築等の対策を講じております。

④配当について〔顕在化の可能性：中　顕在化の時期：中期　影響度：中〕

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現時点においては財務体質の強化と開発投資による事業拡大のため、内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。将来的には収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を行うことを検討してまいりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(5) その他のリスクについて

①各種利益の下期偏重について〔顕在化の可能性：高　顕在化の時期：全期間　影響度：小〕

障害者雇用支援サービス事業においては、新規販売を行うにあたって約６か月以上前から、出店に係る物件確保及び社員採用・教育を行うため先行投資が発生します。一方で売上高の多くを占めるストック売上は毎月積み上がっていくため、売上高は下期偏重となります。このように、出店等の先行投資及びストック売上の積上げの影響により営業利益をはじめとする各段階利益において下期偏重の傾向があります。なお、2025年３月期における営業利益は、上期57百万円、下期205百万円でした。

②新株予約権の行使による株式価値の希薄化について〔顕在化の可能性：高　顕在化の時期：短期　影響度：小〕

当社では、長期的な企業価値向上のためのインセンティブを目的として、当社従業員向けに新株予約権を発行しております。現在付与している新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

③大規模自然災害について〔顕在化の可能性：中　顕在化の時期：特定時期なし　影響度：大〕

当社は、都市圏を中心に事業拠点を有しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、リモートによる事業運営を取り入れ、問題なく運営できております。しかしながら、当社のビジネスモデル上、全業務をリモートへ移行することは現時点において現実的ではなく、今後、大規模災害が万が一発生した際において、当社の業績に影響を与える場合があります。

④当社株式の流通株式時価総額について〔顕在化の可能性：中　顕在化の時期：特定時期なし　影響度：中〕

当社は本書提出日現在における想定する流通株式時価総額は、東京証券取引所が定める形式要件に近接しております。当社株式の流通株式時価総額は投資家による売買を通じて変動することとなりますが、今後においても取引所が定める形式要件を充足し続けるために、当社の経営方針・経営戦略に従い、企業価値を継続的に向上させること及び資本政策を検討することで、流通株式時価総額の拡大に努める方針であります。

４【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態の状況

第16期事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

（資産）

当事業年度末における資産合計は5,637,140千円となり、前事業年度末に比べ818,821千円増加いたしました。これは主に、新規出店の内装工事費等の発生により有形固定資産が572,938千円増加、新規出店での建物賃貸借契約発生等により敷金及び保証金が150,884千円増加、売上高増加により売掛金が46,141千円増加、出店増による前払家賃増により前払費用が45,344千円増加したことによるものです。

（負債）

当事業年度末における負債合計は4,904,061千円となり、前事業年度末に比べ674,741千円増加いたしました。これは主に、新規出店等のために長期借入金が197,323千円、１年以内返済予定の長期借入金が159,945千円、短期借入金が82,394千円増加、新規出店の内装工事等の発生により資産除去債務が76,226千円増加したことによるものです。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は733,079千円となり、前事業年度末に比べ144,079千円増加いたしました。これは、当期純利益により利益剰余金が144,079千円増加したことによるものです。

第17期中間会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）

（資産）

当中間会計期間における資産合計は6,120,965千円となり、前事業年度末に比べ483,825千円増加いたしました。これは主に、新規出店の内装工事費等の発生により有形固定資産が445,455千円、新規出店での建物賃貸借契約発生等により敷金及び保証金55,951千円増加した一方、現金及び預金が36,347千円減少したことによるものです。

（負債）

当中間会計期間における負債合計は5,325,305千円となり、前事業年度末に比べ421,244千円増加いたしました。これは主に、新規出店等のために長期借入金が548,029千円、資産除去債務が64,213千円増加した一方、未払金が234,166千円減少したことによるものです。

（純資産）

当中間会計期間における純資産合計は795,660千円となり、前事業年度末に比べ62,580千円増加いたしました。これは主に、中間純利益により利益剰余金が62,580千円増加したことによるものです。

②経営成績の状況

第16期事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加により、景気は緩やかな回復傾向となりました。一方で、物価上昇の継続や金融引き締め、米国における今後の政策転換による影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く環境は、厚生労働省にて公表された「令和６年 障害者雇用状況の集計結果」によると、雇用障害者数及び実雇用率ともに過去最高を更新しております。具体的には、雇用障害者数は67万7,461.5人（対前年差３万5,283.5人　対前年比5.5％増加）、実雇用率は2.41％（対前年比0.08ポイント増加）の結果となりました。一方で、法定雇用率達成企業の割合は46.0％と前年50.1％から4.1ポイント減少し、法定雇用率未達成企業の割合が増えております。これは民間企業における法定雇用率が2024年４月に2.3％から2.5％へ引き上げられたことに起因していると推定されます。さらに2026年７月には、2.7％まで引き上げられることが既に決定しており、雇用率達成に向けた各社の取組みは益々加速するものと思われます。また2023年4月には障害者である労働者の「職業能力の開発・向上に関する措置を行うこと」が事業主の責務として法律に明記され、厚生労働省より「障害者が活躍できる職場づくりのための望ましい取組のポイント」をまとめたリーフレットが公表されるなど、雇用率達成だけではなく、雇用する障害者の職業能力の開発・向上やキャリアアップ

等も重視されており、障害者雇用の「量」と「質」の双方が今まで以上に重視される傾向となり、障害者雇用に対する社会の意識や取り組みは、今後も継続的に高まると考えております。

このような中、当社は、障害者の働き方の選択肢を増やすことを目指し、既存サービスの支援力向上やエリア拡大に加え、新たな雇用創出を支援できる新サービスの開発など、事業拡大を進めてまいりました。当事業年度において、サービス利用をご依頼いただく状況は引き続き堅調でした。新サービス「TASKI COFFEE」や就労移行支援「FITIME」は売上計画を下回ったものの、障害者雇用支援サービス事業の既存サービスは堅調であったため、期初計画通りの売上実績となりました。一方で、翌期以降の出店を見据えて、支援員等を中心とした正社員を前倒し採用したことに伴い、計画外で求人費22百万円が発生したものの、ランニング消耗品等の抑制もあり、営業利益及び各段階利益ともに、利益計画を上回る結果となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,470,909千円（前年同期比24.0％増）、営業利益は263,070千円（前年同期比142.5％増）、経常利益は228,993千円（前年同期比187.6％増）、当期純利益につきましては144,079千円（前年同期比338.4％増）となりました。

セグメント別の売上高実績は以下のとおりであります。

セグメントの名称	第16期事業年度 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）	前年同期比（％）
障害者雇用支援サービス事業（千円）	4,439,684	124.3
報告セグメント計（千円）	4,439,684	124.3
その他（千円）	31,224	92.8
合計（千円）	4,470,909	124.0

第17期中間会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により、景気は緩やかな回復基調が見られました。一方で、米国の関税政策による経済活動への影響、資源価格の高騰や物価上昇など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く環境においては、厚生労働省にて公表された「令和６年 障害者雇用状況の集計結果」によると、雇用障害者数及び実雇用率はともに過去最高を更新しており、雇用障害者数は67万7,461.5人（対前年差３万5,283.5人　対前年比5.5％増加）、実雇用率は2.41％（対前年比0.08ポイント増加）となっております。一方で、法定雇用率達成企業の割合は46.0％と前年の50.1％から4.1ポイント減少し、法定雇用率未達成企業の割合が増えております。これは2024年４月に民間企業における法定雇用率が2.3％から2.5％へ引き上げられたことに起因していると推定されます。さらに2026年７月には、2.7％まで引き上げられることが既に決定しており、雇用率達成に向けた各社の取り組みは益々活発化するものと思われます。また2023年4月には障害者である労働者の「職業能力の開発・向上に関する措置を行うこと」が事業主の責務として法律に明記され、厚生労働省より「障害者が活躍できる職場づくりのための望ましい取組のポイント」をまとめたリーフレットが公表されるなど、雇用率達成のみならず、障害者雇用の「質」の向上に向けた取り組みも求められており、障害者雇用に対する社会の意識や取り組みは、今後も継続的に高まると考えております。

このような中、当社は、障害者の働き方の選択肢を増やすことを目指し、既存サービスの支援力向上やエリア拡大に加え、新たな雇用創出を支援できる新サービスの開発など、事業拡大を進めてまいりました。当中間会計期間において、新サービス「TASKI COFFEE」や就労移行支援「FITIME」は売上計画を下回ったものの、障害者雇用支援サービス事業の既存サービスの受注は堅調であり、BYSNやIBUKIの物販売上が計画通り推移したことにより、売上高は計画比98.9％と、ほぼ計画通りとなりました。売上原価においては、各サービス拠点において発生するランニング消耗品費の抑制、既存サービス改善や新規サービス開発コストの抑制により一部未消化となり計画を上回る営業利益となっております。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は2,611,644千円、営業利益は131,950千円、経常利益は105,610千円、中間純利益につきましては62,580千円となりました。

セグメント別の売上高実績は以下のとおりであります。

セグメントの名称	第17期中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）
障害者雇用支援サービス事業（千円）	2,591,463
報告セグメント計（千円）	2,591,463
その他（千円）	20,180
合計（千円）	2,611,644

（注）当社は第16期中間会計期間は中間財務諸表を作成していないため、前年同期比の記載は行っておりません。

③キャッシュ・フローの状況

第16期事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は前事業年度末と比較して23,354千円増加し、1,216,455千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動の結果得られた資金は、467,808千円となりました。これは主に、売掛金の増加額46,141千円及び法人税等の支払額49,796千円による減少があった一方で、税引前当期純利益222,779千円及び減価償却費287,830千円の増加があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動の結果使用した資金は、862,645千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出685,768千円、敷金及び保証金の預入による支出155,889千円の減少によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動の結果獲得した資金は、418,191千円となりました。これは主に、短期借入金の純増額82,394千円及び長期借入れによる収入と長期借入金の返済による支出との純増額357,268千円によるものであります。

第17期中間会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。）の期末残高は、1,180,108千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において、営業活動の結果得られた資金は144,865千円となりました。これは主に減価償却費及び償却費の計上167,613千円と税引前中間純利益の計上104,668千円があった一方、法人税等の支払額84,000千円と未払金の減少額57,246千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において、投資活動の結果支出された資金は776,589千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出724,313千円と敷金・保証金の預入による支出59,117千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において、財務活動の結果得られた資金は595,376千円となりました。これは主に長期借入金の純増額573,611千円によるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

ａ．生産実績

当社が提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしておりません。

ｂ．受注実績

生産実績と同様の理由により、受注実績に関する記載はしておりません。

ｃ．販売実績

販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第16期事業年度 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）		第17期中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）
	売上高（千円）	前期比（％）	売上高（千円）
障害者雇用支援サービス事業（千円）	4,439,684	124.3	2,591,463
報告セグメント計（千円）	4,439,684	124.3	2,591,463
その他（千円）	31,224	92.8	20,180
合計（千円）	4,470,909	124.0	2,611,644

（注）最近２事業年度及び第17期中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第15期事業年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）		第16期事業年度 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）		第17期中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）	
	金額 （千円）	割合 （％）	金額 （千円）	割合 （％）	金額 （千円）	割合 （％）
みずほリース株式会社	576,282	16.0	644,790	14.4	304,805	11.7

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

①重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。なお、財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第５　経理の状況　１．財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

②当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

ａ．経営成績等

「(1) 経営成績等の状況の概要　②経営成績の状況」をご参照ください。

ｂ．キャッシュ・フローの分析

「(1) 経営成績等の状況の概要　③キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

③資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、従業員の給与手当の他、本社や各拠点の地代家賃及び水道光熱費、及び設備販売に伴う仕入等であります。

一方で設備資金需要の主なものは、事業規模拡大に伴う新規出店に伴う設備投資資金であります。当該資金に関しては自己資金及び金融機関からの借入により調達する方針であります。

なお、金融機関からの借入金の一部においては、「５　重要な契約等」に記載のとおり、財務制限条項付きの契約があります。現時点で財務制限条項に抵触するものはございません。

5【重要な契約等】

(1) 合併契約

当社は、子会社である株式会社スタートライン・プラネットと2024年11月14日付で『合併契約書』を締結し、2025年１月１日付で吸収合併いたしました。

詳細は、「第５　経理の状況　２　財務諸表等（1）財務諸表　注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりであります。

(2) 財務制限条項付き金銭消費貸借契約１

当社は2022年９月15日開催の取締役会において金銭消費貸借契約の締結について決議し、2022年９月29日付で契約いたしました。

資金使途	IBUKI事業における換気設備更新資金
契約締結先	株式会社横浜銀行
貸付限度額	150,000,000円
借入実行額	132,000,000円
期末残高（2025年3月期）	99,009,000円
契約締結日	2022年９月29日
契約期間	開始日　2022年９月29日 満期日　2030年６月末日 （但し、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その直前の営業日とする。）
金利	基準金利＋スプレッド
財務制限条項	2022年９月末日を初回とする、３月及び９月の末日を作成基準日とする借入人の試算表及び資金繰り表を各作成基準日の翌々月末日までに貸付人に提出する。 2022年９月末日を初回とする、３月及び９月の末日を作成基準日とする借入人の金融機関別借入残高表を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。 2022年９月末日を初回とする、３月及び９月の末日を作成基準日とする借入人のセグメント別損益確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。 2022年９月末日を初回とする、３月及び９月の末日を作成基準日とする借入人のIBUKI事業における稼働状況が確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。 2023年３月末日を初回とする、３月末日を作成基準日とする借入人の中期経営計画に係る予実が確認できる資料を作成基準日の翌々月末日までに提出する。 借入実行可能期間が終了し、かつ、貸付人に対する本契約上のすべての債務の履行が完了するまで、本契約締結日以降の各決算期末日（各事業年度の末日）において以下2項目の条件を満たすこと。 ①単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2022年３月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 ②単体の損益計算書上の経常損益につき２期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。
担保提供資産及び保証の有無	無し

(3) 分割実行期間付きタームローン

当社は2023年９月21日開催の取締役会において分割実行期間付きタームローン契約の締結について決議し、2023年９月29日付で契約いたしました。

資金使途	2024年3月期にIBUKI事業並びにBYSN事業において新規事業所の開設（新規事業所の開設に係る販売機材の仕入を含む。）または既存事業所の設備改修を行う行為およびINCLU事業において既存事業所の設備改修を行う行為に係る資金として使用する
アレンジャー	株式会社横浜銀行
参加金融機関	株式会社大光銀行
極度額	370,000,000円
借入実行額	346,320,000円
期末残高（2025年3月期）	296,449,920円
契約締結日	2023年９月29日
契約期間	開始日　2023年９月29日 満期日　2031年３月末日 （但し、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その直前の営業日とする。）
金利	基準金利＋スプレッド
財務制限条項	2023年９月末日を初回とする、３月及び９月の末日を作成基準日とする借入人のセグメント別損益確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する 借入実行可能期間が終了し、かつ、貸付人に対する本契約上のすべての債務の履行が完了するまで、本契約締結日以降の各決算期末日（各事業年度の末日）において以下2項目の条件を満たすこと。 ①単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2023年３月期末の金額のいずれか大きい方の75％以上に維持すること。 ②単体の損益計算書上の経常損益につき２期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。
担保提供資産及び保証の有無	無し

(4) 財務制限条項付き金銭消費貸借契約２

当社は2024年７月18日開催の取締役会において金銭消費貸借契約の締結について決議し、2024年９月13日付で契約いたしました。

資金使途	障害者雇用支援サービス事業における設備更新資金およびINCLU新店舗出店資金
契約締結先	株式会社横浜銀行
貸付限度額	200,000,000円
借入実行額	200,000,000円
期末残高（2025年3月期）	200,000,000円
契約締結日	2024年９月13日
契約期間	開始日　2024年９月13日 満期日　2035年３月末日 （但し、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その直前の営業日とする。）
金利	基準金利＋スプレッド
財務制限条項	2024年９月末日を初回とする、３月及び９月の末日を作成基準日とする借入人の試算表及び資金繰り表を各作成基準日の翌々月末日までに貸付人に提出する。 2024年９月末日を初回とする、３月及び９月の末日を作成基準日とする借入人の金融機関別借入残高表を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。 2024年９月末日を初回とする、３月及び９月の末日を作成基準日とする借入人のセグメント別損益確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。 2024年９月末日を初回とする、３月及び９月の末日を作成基準日とする借入人の資金使途対象事業における稼働状況が確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。 2025年３月末日を初回とする、３月末日を作成基準日とする借入人の中期経営計画に係る予実が確認できる資料を作成基準日の翌々月末日までに提出する。 2024年９月末日を初回とする、３月及び９月の末日を作成基準日とする借入人の本件店舗の稼働率を確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。 借入実行可能期間が終了し、かつ、貸付人に対する本契約上のすべての債務の履行が完了するまで、本契約締結日以降の各決算期末日（各事業年度の末日）において以下2項目の条件を満たすこと。 ①単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2024年３月期末の金額のいずれか大きい方の75％以上に維持すること。 ②単体の損益計算書上の経常損益につき２期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。
担保提供資産及び保証の有無	無し

(5) 財務制限条項付き金銭消費貸借契約３

当社は2025年８月21日開催の取締役会において金銭消費貸借契約の締結について決議し、2025年８月29日付で契約いたしました。

資金使途	障害者雇用支援サービス事業における設備更新資金およびINCLU新店舗出店資金
契約締結先	株式会社横浜銀行
貸付限度額	100,000,000円
契約締結日	2025年８月29日
借入実行可能期間満了日	2026年３月末日
契約期間	開始日　2025年８月29日 満期日　2035年８月末日
金利	基準金利＋スプレッド
財務制限条項	2025年９月末日を初回とする、３月及び９月の末日を作成基準日とする借入人の試算表及び資金繰り表を各作成基準日の翌々月末日までに貸付人に提出する。 2025年９月末日を初回とする、３月及び９月の末日を作成基準日とする借入人の金融機関別借入残高表を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。 2025年９月末日を初回とする、３月及び９月の末日を作成基準日とする借入人のセグメント別損益確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。 2025年９月末日を初回とする、３月及び９月の末日を作成基準日とする借入人の資金使途対象事業における稼働状況が確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。 2026年３月末日を初回とする、３月末日を作成基準日とする借入人の中期経営計画に係る予実が確認できる資料を作成基準日の翌々月末日までに提出する。 2025年９月末日を初回とする、３月及び９月の末日を作成基準日とする借入人の本件店舗の稼働率を確認できる資料を各作成基準日の翌々月末日までに提出する。 借入実行可能期間が終了し、かつ、貸付人に対する本契約上のすべての債務の履行が完了するまで、本契約締結日以降の各決算期末日（各事業年度の末日）において以下2項目の条件を満たすこと。 ①単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2025年３月期末の金額のいずれか大きい方の75％以上に維持すること。 ②単体の損益計算書上の経常損益につき２期（但し、中間期は含まない。）連続して損失を計上しないこと。
担保提供資産及び保証の有無	無し

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

第16期事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

当社では障害者雇用支援サービス事業セグメントの、BYSN、IBUKI、INCLUサービスの新規出店に伴う設備投資について建物附属設備を中心に682百万円（資産除去債務を除く）の設備投資を行いました。

セグメントの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

（障害者雇用支援サービス事業セグメント）　682百万円
（その他）　１百万円
（全社共通）　１百万円

第17期中間会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）

当社では障害者雇用支援サービス事業セグメントの、BYSN、IBUKI、INCLUサービスの新規出店に伴う設備投資について建物附属設備を中心に548百万円（資産除去債務を除く）の設備投資を行いました。

セグメントの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

（障害者雇用支援サービス事業セグメント）　548百万円
（その他）　12百万円
（全社共通）　０百万円

２【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2025年３月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額								従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	機械装置 (千円)	リース資産 (千円)	建設仮勘定 (千円)	その他有形固定資産 (千円)	ソフトウエア (千円)	合計 (千円)	
丸の内センター (東京都千代田区)	障害者雇用支援サービス	営業設備	8,219	－	－	－	－	41	－	8,261	4
三鷹センター (東京都三鷹市)	障害者雇用支援サービス	営業設備	10,415	66	－	－	－	－	－	10,481	9
川越センター (埼玉県川越市)	障害者雇用支援サービス	営業設備	6,978	59	－	－	－	79	－	7,117	6
新宿第１センター (東京都新宿区)	障害者雇用支援サービス	営業設備	5,959	54	－	－	－	－	－	6,013	9
新宿第２センター (東京都渋谷区)	障害者雇用支援サービス	営業設備	44,935	4,367	－	－	－	420	－	49,723	5
八王子センター (東京都八王子市)	障害者雇用支援サービス	営業設備	795	140	－	－	－	－	－	935	6
相模原第１センター (神奈川県相模原市中央区)	障害者雇用支援サービス	営業設備	3,172	1,127	－	－	－	48	－	4,348	5
相模原第２センター (神奈川県相模原市中央区)	障害者雇用支援サービス	営業設備	6,439	1	－	－	－	－	－	6,439	5
横浜第1センター (神奈川県横浜市中区)	障害者雇用支援サービス	営業設備	11,939	887	－	－	－	64	－	12,890	4
横浜第2センター (神奈川県横浜市中区)	障害者雇用支援サービス	営業設備	－	－	－	－	－	50	－	50	6
みなとみらい第1センター (神奈川県横浜市西区)	障害者雇用支援サービス	営業設備	10,039	180	－	－	－	171	－	10,391	5
みなとみらい第2センター (神奈川県横浜市西区)	障害者雇用支援サービス	営業設備	39,838	386	－	－	－	226	－	40,450	5
本町センター (大阪府大阪市中央区)	障害者雇用支援サービス	営業設備	13,626	2,250	－	－	－	－	－	15,876	2
IBUKIYOKOHAMA FARM (神奈川県横浜市鶴見区)	障害者雇用支援サービス	営業設備	29,397	584	－	－	－	293	－	30,275	2 (1)
IBUKI YOKOHAMA FARM２ (神奈川県横浜市鶴見区)	障害者雇用支援サービス	営業設備	8,495	883	－	－	－	－	－	9,379	2 (2)

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額								従業員数（人）
			建物附属設備（千円）	工具、器具及び備品（千円）	機械装置（千円）	リース資産（千円）	建設仮勘定（千円）	その他有形固定資産（千円）	ソフトウエア（千円）	合計（千円）	
IBUKI YOKOHAMA FARM３（神奈川県横浜市港北区）	障害者雇用支援サービス	営業設備	106,364	1,626	－	－	－	－	－	107,991	5 (1)
IBUKI YOKOHAMA FARM４（神奈川県横浜市都筑区）	障害者雇用支援サービス	営業設備	120,921	8,067	－	－	－	312	－	129,302	4 (1)
IBUKI FUJISAWA FARM（神奈川県藤沢市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	73,021	846	－	－	－	－	－	73,868	2 (1)
IBUKI EBINA FARM（神奈川県海老名市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	9,311	575	－	11,320	－	39	－	21,246	2 (1)
IBUKI EBINA FARM２（神奈川県海老名市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	26,048	1,032	－	－	－	－	－	27,081	3 (2)
IBUKI EBINA FARM３（神奈川県海老名市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	45,028	1,126	－	－	－	－	－	46,154	5 (3)
IBUKI TODA FARM（埼玉県戸田市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	53,804	205	－	－	－	393	－	54,403	4 (1)
IBUKI TODA FARM２（埼玉県戸田市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	55,199	1,128	－	－	－	88	－	56,416	9 (2)
IBUKI TONERI FARM（東京都足立区）	障害者雇用支援サービス	営業設備	20,245	445	－	－	－	120	－	20,810	4
IBUKI KAWAGOE FARM（埼玉県川越市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	71,978	497	－	－	－	－	－	72,476	5 (2)
IBUKI HANNO FARM（埼玉県飯能市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	71,554	672	－	－	－	－	－	72,227	4 (1)
IBUKI KAWAGUCHI FARM（埼玉県川口市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	84,530	2,230	－	－	－	86	－	86,847	4 (1)
IBUKI KASHIWA FARM（千葉県柏市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	79,309	963	－	－	－	47	－	80,320	6
IBUKI SAGAMINO FARM（神奈川県海老名市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	81,983	7,838	－	－	－	202	－	90,025	4 (2)
IBUKI KITAMOTO FARM（埼玉県北本市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	75,257	798	－	－	－	257	－	76,313	6 (1)

事業所名（所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額								従業員数（人）
			建物附属設備（千円）	工具、器具及び備品（千円）	機械装置（千円）	リース資産（千円）	建設仮勘定（千円）	その他有形固定資産（千円）	ソフトウエア（千円）	合計（千円）	
IBUKI IRUMA FARM（埼玉県入間市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	91,762	942	－	－	－	117	－	92,822	4 (1)
IBUKI NIIZA FARM（埼玉県新座市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	233,774	7,637	－	－	－	1,543	－	242,955	6 (2)
IBUKI YAO FARM（大阪府八尾市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	47,488	1,503	－	－	－	44	－	49,036	4 (1)
IBUKI HIRAKATA FARM（大阪府枚方市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	86,573	1,611	－	－	－	543	－	88,728	4 (1)
IBUKI TOYONAKA FARM（大阪府豊中市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	65,470	554	－	－	－	－	－	66,024	3 (1)
IBUKI KADOMA FARM（大阪府門真市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	179,700	1,445	825	－	－	250	－	182,221	5 (1)
BYSN SANJO ROASTERY（新潟県三条市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	187,230	683	4,855	－	－	－	－	192,769	6 (1)
BYSN KADOMA ROASTERY（大阪府門真市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	26,167	－	2,444	－	－	128	－	28,740	5
BYSN OMIYA ROASTERY（埼玉県さいたま市北区）	障害者雇用支援サービス	営業設備	81,800	3,791	5,788	－	－	117	－	91,497	4 (1)
BYSN TACHIKAWA ROASTERY（東京都立川市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	125,300	7,966	6,107	－	－	414	－	139,790	6
BYSN HANNO ROASTERY（埼玉県飯能市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	63,937	3,476	1,160	－	－	1,734	－	70,307	3
BYSN KOBE ROASTERY（兵庫県神戸市西区）	障害者雇用支援サービス	営業設備	140,521	2,955	4,323	－	－	967	－	148,768	4
BYSN ISEHARA ROASTERY（神奈川県伊勢原市）	障害者雇用支援サービス	営業設備	13,000	－	－	－	－	－	－	13,000	－
FITIME 渋谷（東京都渋谷区）	その他	営業設備	2,971	113	－	－	－	124	－	3,209	9
FITIME 大宮（埼玉県さいたま市大宮区）	その他	営業設備	4,745	502	－	－	－	204	－	5,452	5 (1)

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額								従業員数 （人）
			建物附属設備 （千円）	工具、器具及び備品 （千円）	機械装置 （千円）	リース資産 （千円）	建設仮勘定 （千円）	その他有形固定資産 （千円）	ソフトウエア （千円）	合計 （千円）	
関西事業所 （大阪府大阪市北区）	全社共通	事務所設備	－	1	－	－	－	－	－	1	12
代々木オフィス （東京都渋谷区）	全社共通	事務所設備	－	316	－	－	－	87	－	404	18 (1)
本社 （東京都三鷹市）	全社共通	事務所設備	11,890	2,047	2,151	－	－	92	33,740	49,922	135 (15)

（注）１．従業員数の（　）は外数の臨時従業員数となります。
２．リース資産はその他有形固定資産に含んでおります。
３．現在休止中の主要な設備はございません。

(2) 国内子会社
該当事項はありません。

(3) 在外子会社
該当事項はありません。

３【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

(2025年９月30日現在)

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額（千円）	既支払額（千円）		着手	完了	
Diverse Village USHIKU（注）２	茨城県牛久市	障害者雇用支援サービス	営業設備	394,220	1,500	自己資金及び借入金	2025年７月	2025年12月	（注）１
BYSN MINAMISETTSU ROASTERY	大阪府摂津市	障害者雇用支援サービス	営業設備	165,420	－	自己資金及び借入金	2025年11月	2026年１月	（注）１
BYSN TODA ROASTERY	埼玉県戸田市	障害者雇用支援サービス	営業設備	178,050	－	自己資金及び借入金	2025年11月	2026年１月	（注）１
Diverse Village NAGOYA（注）２	愛知県名古屋市	障害者雇用支援サービス	営業設備	150,325	－	自己資金及び借入金	2025年12月	2026年４月	（注）１
BYSN未定①（注）３	未定	障害者雇用支援サービス	営業設備	139,000	－	増資資金、自己資金及び借入金	未定	未定	（注）１
BYSN未定②（注）３	未定	障害者雇用支援サービス	営業設備	139,000	－	増資資金、自己資金及び借入金	未定	未定	（注）１
BYSN未定③（注）３	未定	障害者雇用支援サービス	営業設備	139,000	－	増資資金、自己資金及び借入金	未定	未定	（注）１
BYSN未定④（注）３	未定	障害者雇用支援サービス	営業設備	139,000	－	増資資金、自己資金及び借入金	未定	未定	（注）１
BYSN未定⑤（注）３	未定	障害者雇用支援サービス	営業設備	139,000	－	増資資金、自己資金及び借入金	未定	未定	（注）１
INCLU未定①（注）３	未定	障害者雇用支援サービス	営業設備	34,700	－	自己資金及び借入金	未定	未定	（注）１
INCLU未定②（注）３	未定	障害者雇用支援サービス	営業設備	34,700	－	自己資金及び借入金	未定	未定	（注）１

（注）１．完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

２．Diverse Villageとは、スタートラインの展開する様々なサテライト型サービスを同拠点内で提供する拠点のことを指しております。

３．第18期（2026年４月１日～2027年３月31日）の新たな出店に伴う重要な設備の予定を記載しております。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

(3) 重要な除却

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,512,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	2,512,000	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第１回新株予約権

決議年月日	2021年１月21日
付与対象者の区分及び人数（人）	当社取締役　５
新株予約権の数（個）※	1,300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　130,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	193　（注）
新株予約権の行使期間 ※	自2023年１月22日 至2030年１月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　193 資本組入額　96.5
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割り当てを受けたものは権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。その他の権利行使の条件については、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株取引予約権を行使することができる。ただし、当社で認めた場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

※　最近事業年度の末日（2025年３月31日）における内容を記載しております。2022年11月７日開催の臨時取締役会決議により、2022年11月25日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（注）新株予約権１個につき目的となる株式数は100株であります。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第２回新株予約権

決議年月日	2021年１月21日
付与対象者の区分及び人数（人）	当社従業員　151（注）２
新株予約権の数（個）※	958［888］
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　95,800［88,800］
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	193（注）１
新株予約権の行使期間 ※	自2023年１月22日 至2030年１月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　193 資本組入額　96.5
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割り当てを受けたものは権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 その他の権利行使の条件については、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株取引予約権を行使することができる。ただし、当社で認めた場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

※　最近事業年度の末日（2025年３月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。2022年11月７日開催の臨時取締役会決議により、2022年11月25日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は100株であります。
ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

２．付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員95名となっております。

第３回新株予約権

決議年月日	2025年１月16日
付与対象者の区分及び人数（人）	当社従業員　36
新株予約権の数（個）※	600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　60,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,300（注）
新株予約権の行使期間 ※	自2027年１月17日 至2035年１月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　1,300 資本組入額　650
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割り当てを受けたものは権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 その他の権利行使の条件については、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場された日以後において新株取引予約権を行使することができる。ただし、当社で認めた場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

※　発行日（2025年１月17日）における内容を記載しております。

（注）新株予約権１個につき目的となる株式数は100株であります。
ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

（３）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2020年12月17日（注）１	198,000	200,000	－	100,000	－	－
2021年４月７日（注）２	24,000	224,000	23,160	123,160	23,160	23,160
2022年３月23日（注）３	13,000	237,000	84,500	207,660	84,500	107,660
2022年11月25日（注）４	2,133,000	2,370,000	－	207,660	－	107,660
2023年12月11日（注）５	142,000	2,512,000	92,300	299,960	92,300	199,960

（注）１．当社は2020年12月17日開催の臨時取締役会決議により、2020年12月17日付で普通株式１株につき100株の割合で株式分割を行っております。株式分割（１：100）によるものであります。

２．有償第三者割当　24,000株
発行価格　1,930円
資本組入額　965円
主な割当先　㈱ウエスト

３．有償第三者割当　13,000株
発行価格　13,000円
資本組入額　6,500円
主な割当先　ディーエムソリューションズ㈱、みずほリース㈱、㈱ＷＯＷＯＷコミュニケーションズ、㈱プラネット

４．当社は2022年11月７日開催の臨時取締役会決議により、2022年11月25日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。

５．有償第三者割当　142,000株
発行価格　1,300円
資本組入額　650円
主な割当先　㈱ストーン、本田凛太郎

（４）【所有者別状況】

2025年９月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	6	－	－	5	11	－
所有株式数（単元）	－	－	－	16,903	－	－	8,217	25,120	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	67.3	－	－	32.7	100	－

（５）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　2,512,000	25,120	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	2,512,000	－	－
総株主の議決権	－	25,120	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２【自己株式の取得等の状況】

株式の種類等

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現時点においては財務体質の強化と開発投資による事業拡大のため、内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、設立以来配当を実施しておりません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案し、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を行うことを検討してまいりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。当事業年度の配当につきましては、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図るため、配当を実施しておりません。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「自分をおもいやり、人をおもいやり、その先をおもいやる。」を企業理念としており、コーポレート・ガバナンスを「企業理念の達成を通じた中長期的な企業価値の向上のための要諦」と位置付けています。経営の透明性・公正性・迅速性を図りコーポレート・ガバナンスを充実することにより、「顧客」・「障害者」・「従業員」・「取引先」・「社会」というすべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営の健全性・効率性・透明性を確保すべく、最適な経営管理体制の構築に努めております。

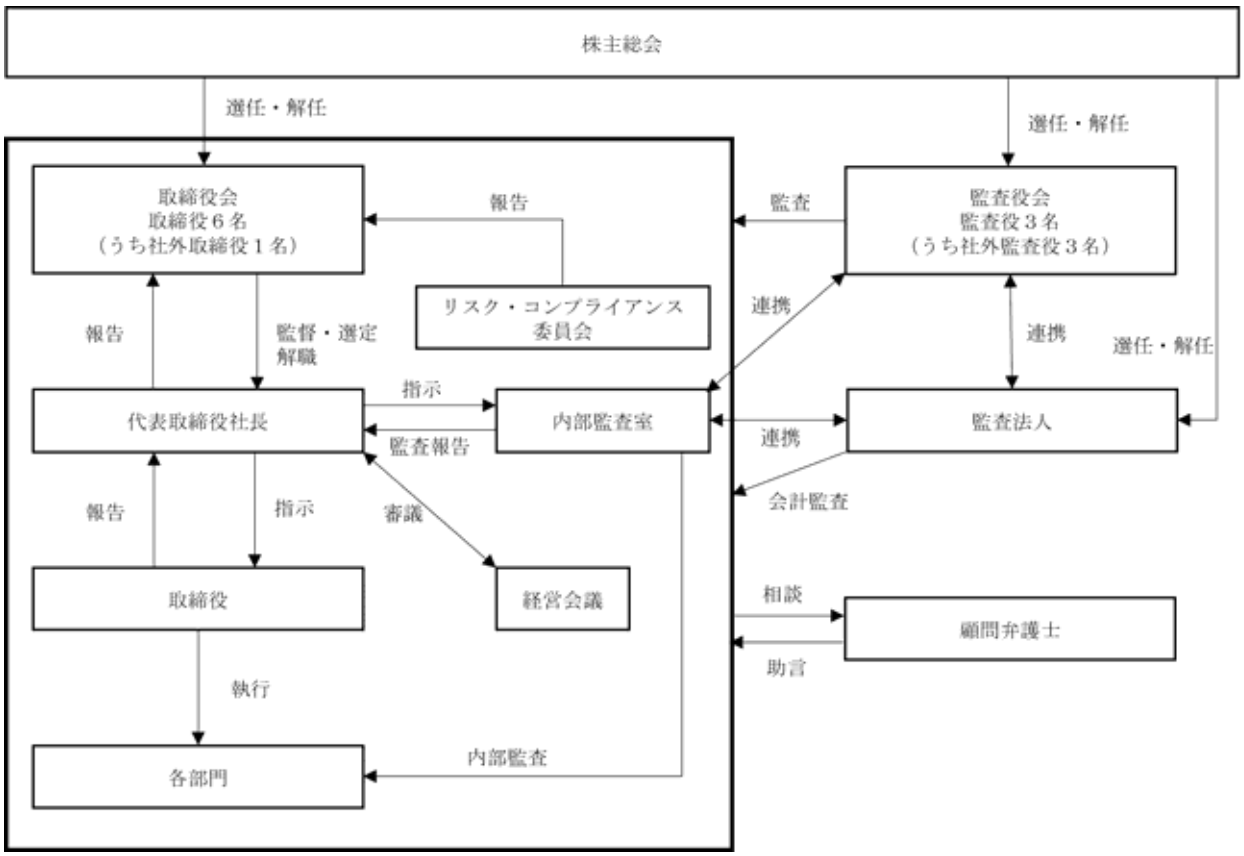

ａ．取締役会

取締役会は６名（うち社外取締役１名）で構成されており、取締役会規程に基づき、原則として月１回定例で取締役会を開催し、取締役６名の審議により審議事項を各取締役から説明し、決議する体制を取っております。また、緊急の取締役会決議を要する重要事案については、臨時取締役会を招集し、個別審議により決議することとしております。なお、2022年３月期から2025年３月期の取締役会において、社外取締役がそのすべてに参加しております。

取締役会の議長及び構成員は、次のとおりであります。

議　長：西村賢治（代表取締役社長）
構成員：長谷川新里（取締役）、白木孝一（取締役）、井上剛（取締役）、石川敬啓（取締役）
佐藤香織（社外取締役）

最近事業年度において、当社は取締役会を17回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
西村　賢治	17回	17回
長谷川　新里	17回	17回
白木　孝一	17回	17回
井上　剛	17回	17回
石川　敬啓	17回	16回
佐藤　香織	17回	17回

2025年３月期の主な決議事項・報告事項は以下のとおりです。

なお、報告事項には、常勤監査役による監査役活動報告（４件）を含んでおります。

決議事項70件：年度・中期経営計画、設備及び投資計画、事業報告及び計算書類並びにその附属明細書の承認、株主総会の招集、規程の新設及び改訂、関連当事者取引の承認、新規拠点の出店及び移転、工事費用の承認、会計監査人の選任、資金調達の承認、賞与支給係数の承認、自己新株予約権の取得及び消却、子会社との合弁契約書の締結、人事制度の改訂等の審議を行い、決議しております。

報告事項51件：業務執行状況報告、資金繰り進捗報告、IPO進捗報告、リスク・コンプライアンス委員会実施報告、重要方針確認報告、就労移行支援事業の事業戦略の変更及びリブランディング、子会社の合併、新株予約権発行の検討に伴うスケジュール、関係会社である(株)スタートライン・プラネットの事業（業績）報告、ストレスチェック結果及び今後の人事施策等の報告を行いました。

ｂ．監査役会

当社は会社法関連法令に基づく監査役会設置会社であります。監査役会は、監査役３名（うち社外監査役３名）で構成され、ガバナンスの在り方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役は、取締役会への出席の上、取締役の業務執行の把握に随時努めており、適宜質問を行うことにより、取締役の職務の執行を監査しております。社外監査役は、経営実務経験、専門資格（税理士・弁護士）の保有者によって構成されており、それぞれ、職業的専門家の観点より経営監視を実施していただくこととしております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役、従業員、監査法人からの報告収受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、重要な会議体への出席、各拠点への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

なお、監査役会の開催状況は、監査役会規程に基づき、原則として月１回開催しております。2022年３月期から2025年３月期における監査役会については、社外監査役は３名とも、そのすべてに出席しております。

また、内部監査室及び監査法人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるように連携しております。

監査役会の議長及び構成員は、次のとおりであります。

議　長：稲津隆夫（社外監査役）

構成員：田口昌宏（社外監査役）、濱永健太（社外監査役）

ｃ．経営会議

経営会議は、経営会議規程に基づき、原則として毎月１回開催し、法令及び定款において取締役会の専決事項とされていることや取締役会規程で決議事項と定められている事項を除き、職務権限規程に基づき、当社の経営に関する重要事項についての協議を行い、取締役会への上程及び代表取締役社長の決裁を諮る会議体となっております。また、業務報告等及び会社経営全般にわたる重要な執行のあり方を協議する機関でもあります。

経営会議の議長及び構成員は次のとおりであります。なお、経営企画部長及び人事総務部長がオブザーバーとして参加しております。

議　長：西村賢治（代表取締役社長）

構成員：長谷川新里（取締役）、白木孝一（取締役）、井上剛（取締役）、稲津隆夫（社外監査役）

ｄ．リスク・コンプライアンス委員会

当社では、取締役会の直下にリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。当社のリスク・コンプライアンス委員会は、リスク・コンプライアンス委員会規程に基づき、四半期に１度開催をしております。構成員は、代表取締役社長、取締役３名、常勤監査役、各部門の部長・所長職です。リスク・コンプライアンス委員会の報告内容については、開催月翌月の取締役会にて、議事録を説明資料として報告をしております。

また、業務上発生しうるリスクにつきましては、各種規程、業務マニュアルで業務上のルール及び手順を定めることにより、リスクの発生を防ぐ体制となっております。

リスク・コンプライアンス委員会の議長及び構成員は次のとおりであります。

議　長：西村賢治（代表取締役社長）
構成員：長谷川新里（取締役）、白木孝一（取締役）、井上剛（取締役）、稲津隆夫（社外監査役）
本部長職、部長職

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採択する理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対し、監査役会設置会社の体制を選択しており、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るとともに、企業理念である「自分をおもいやり、人をおもいやり、その先をおもいやる。」の下、すべてのステークホルダーとの対話を通して中長期的な企業価値の最大化に努めてまいりました。

具体的には、経営の最高意思決定機関として取締役会を設置し、業務執行の権限・責任を集中させるとともに、2021年６月の定時株主総会における決議をもって監査役会設置会社に移行しております。この体制により、業務執行及び取締役会から独立した監査役及び監査役会が取締役に対する監督機能を担うことで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効く体制となったものと考えております。なお、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るため、監査役３名のうち３名が社外監査役となっております。常勤監査役は、取締役会はもちろん、経営会議など会議体規程に定める重要な会議体に出席することにより、監査役会において社外監査役との情報共有を図っております。

また、取締役会の監督機能の一層の強化を図るとともに、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るため、取締役６名のうち１名を社外取締役としており、取締役の任期を２年としております。

③企業統治に関するその他の事項

ａ．内部統制システムの基本方針

当社は、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。当社は、会社法第362条第４項第６号及び会社法施行規則第100条に基づき、2022年６月度の取締役会決議により、次のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定めております。

「内部統制システム構築の基本方針」

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社等規程において業務分掌及び権限を定めこれに基づく業務運営、コンプライアンスマニュアルに基づくコンプライアンス・プログラム運用により次の施策を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制とする。

（１）当社等は経営理念、倫理要綱等、コンプライアンス体制に関わる規程等を、当社等の取締役（以下「取締役」という）及び従業員就業規則第２条に定める従業員（以下、「従業員」という）が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
（２）コンプライアンスを横断的に統括する部署を設置し、取締役、従業員の教育、啓蒙を図る。
（３）内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については経営会議等に報告するものとする。
（４）当社等内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとする。
当該直接情報については、その内容と会社の対処状況・結果につき、当社等の取締役に報告し、必要に応じて当社従業員に開示し、周知徹底を図るものとする。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保全及び管理に関する体制
当社規程において情報セキュリティ対策を明確化し、取締役会議事録をはじめとした取締役の職務執行に係る文書の保管等の取り扱いについて、適切に運用する。

（１）取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、文書管理規程にしたがい保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
（２）文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署を定めるものとする。

３．損失の危険の管理に関する規程及びその体制
当社規程により業務分掌及び権限を明確化し、これをもって業務運営を行う体制とし、取締役、使用人それぞれが自己の業務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行う認識の下で業務を行うことを基本とする。

（１）リスクによる損害発生の未然防止、極小化のために、リスク管理の基礎として「リスク・コンプライアンス管理規程」を制定し、適切にリスクを管理するための体制を整備する。
（２）組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、全社のリスク管理活動をとりまとめ、個々のリスクについては、各担当部署において規程やマニュアル等を整備し、運用する。新たに発生したリスクが確認され、管理を目的とする規程を要すると当該リスクの所轄部署が判断した場合は、規程案を作成、職務権限規程に基づき取締役会等にて審議・制定するものとする。
（３）取締役・使用人のリスクに対する認識・管理向上のために、勉強会、研修会を定期的に実施する。
また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社規程において明確化された業務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。
また、本体制下において、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続きの機動性向上を図る。

（１）当社及び子会社の取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
（２）業務分掌、職務権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
（３）その他業務の合理化、電子化に向けた取り組みにより、職務の効率性確保をはかる体制の整備を行う。
（４）経営会議、取締役会による月次業績レビューと改善策の実施を行う。

５．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保として、次の施策を行う。

（１）当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。
（２）内部監査室は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、経営会議等に報告するものとする。
（３）子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助する使用人に関する事項について、次の施策を行う。

（１）監査役が従前の監査を行うために補助使用人を必要とする場合は、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位(専属か兼業か)について決議するものとする。
（２）この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
（３）監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、内部監査室長の指揮命令を受けないものとする。

７．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人の監査役に対する報告に関する事項について、次を適切に運用するものとする。

（１）当社及び子会社の取締役又は使用人は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
（ア）会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
（イ）会社の業績に大きく影響を与えるもの、またはその恐れのあるもの
（ウ）その他当社倫理要綱の違反で重大なもの
（２）監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを保障する。
（３）内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

８．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の監査の実効性の確保に関し、次の事項を適切に運用する。

（１）監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
（２）監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換を設定する。

９．監査役の職務執行について生じる費用等の処理に係る方針
監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

10．財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告における信頼性の確保に関する事項について、次を適切に運用する。

（１）信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
（２）その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

11．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
反社会的勢力の排除に向けて倫理要綱に基づき、次の通り毅然たる対応を行う。

（１）反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社倫理要綱の行動規範において、「市民社会の公序良俗に反し脅威を与える反社会的勢力及び団体には、断固たる姿勢で臨む」旨を規定し、取締役会・使用人へ周知徹底するものとする。
（２）反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置報告、届出体制等を定めた対応規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

ｂ．取締役の定数
当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

ｃ．取締役の選任決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。
また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ｄ．株主総会の特別決議要件
当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。また、当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を可能とするため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ｅ．取締役、監査役の責任限定

当社は会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第１項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）、及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ｆ．責任限定契約の内容

当社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）、及び監査役との間に、同法第423条第１項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限度とする旨の契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められているのが、当該社外取締役または監査役が責任の原因になった職務執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ｇ．取締役会において決議できる株主総会決議事項

（取締役及び監査役の責任免除）

当社は、職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的として、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第１項の行為に関する取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

（中間配当）

当社は、これは、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的として、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（自己株式の取得）

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的として、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

（２）【役員の状況】

①役員一覧

男性8名　女性1名（役員のうち女性の比率11.1%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役 社長	西村　賢治	1969年２月１日生	1989年４月　株式会社ロートワイス入社 1993年８月　株式会社びわこ物流サービス入社 1996年11月　株式会社エントリー入社 1999年６月　株式会社フルキャスト（現 株式会社フルキャストホールディングス）転籍 2004年４月　株式会社フルキャストテレマーケティング代表取締役就任 2006年４月　株式会社フルキャストファクトリー 九州四国エリア部長 2009年12月　当社設立、代表取締役社長就任（現任） 2010年４月　株式会社ビート 取締役就任 2011年１月　株式会社ビート 代表取締役就任 2012年５月　株式会社ビート 取締役辞任 2020年11月　株式会社ウエスト 代表取締役就任（現任） 2023年10月　一般社団法人日本障害者雇用促進事業者協会 理事長就任（現任）	（注）３	677,000 （注）５
取締役	長谷川　新里	1977年２月13日生	1998年６月　ニューズブロードキャスティングジャパン株式会社（現 FOXネットワークス株式会社）入社 2001年７月　ソフトバンクブロードメディア株式会社（現 ブロードメディア株式会社）入社 2004年９月　株式会社フルキャスト（現 株式会社フルキャストホールディングス）入社 2004年10月　株式会社フルキャストテレマーケティング出向 管理本部部長 2009年６月　株式会社フルキャストホールディングス広報IR特命担当 シニアオフィサー 2009年12月　当社設立、取締役就任（現任） 2021年５月　株式会社スタートライン・プラネット 代表取締役就任	（注）３	249,000
取締役	白木　孝一	1974年９月25日生	1997年４月　株式会社ボブソン入社 1999年３月　株式会社マイカルカード（現 ポケットカード株式会社）入社 1999年10月　株式会社フルキャスト（現 株式会社フルキャストホールディングス）入社 2003年10月　同社 中四国九州エリア 統括支店長 2004年10月　同社 九州エリア エリアマネージャー 2006年10月　同社 サービススタッフ事業部 事業部長 2008年10月　同社 企画統括 統括マネージャー 2009年６月　同社 東日本エリアマネージャー 2009年12月　当社設立、取締役就任（現任）	（注）３	249,000
取締役	井上　剛	1971年11月18日生	1992年４月　明治コンサルタント株式会社入社 1996年４月　株式会社フルキャスト（現 株式会社フルキャストホールディングス）入社 2002年10月　株式会社フルキャストテクノロジー転籍公開準備室長（兼）内部監査室長 2003年10月　同社 財務経理部長（兼）社長室長 2006年10月　同社 経営管理部長 2009年10月　株式会社エイブル入社 経営企画部長 2013年１月　T.I経営コンサルティング開業（現任） 2014年４月　株式会社フィット（現 株式会社グリーンエナジー＆カンパニー）入社 顧問、経営管理部長 2020年２月　当社 取締役就任（現任） 2021年５月　株式会社スタートライン・プラネット 監査役就任 2023年３月　株式会社スタートライン・プラネット 取締役就任	（注）３	67,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 （株）
取締役	石川　敬啓	1967年７月22日生	1990年９月　株式会社リゾートワールド（現 株式会社フルキャストホールディングス）専務取締役就任 2000年９月　株式会社フルキャストファクトリー 代表取締役就任 2006年４月　株式会社フルキャストセントラル 代表取締役就任 2012年１月　当社 取締役就任（現任） 2012年１月　当社 代表取締役就任 2012年５月　株式会社ビート 代表取締役就任 2014年12月　ビートテック株式会社 代表取締役社長就任 2016年３月　株式会社フルキャストホールディングス 取締役就任（現任） 2016年４月　株式会社ビート 代表取締役会長就任（現任） 2017年１月　ビートテック株式会社 代表取締役会長就任（現任） 2019年11月　株式会社ストーン 代表取締役就任（現任） 2020年１月　当社 代表取締役辞任	（注）３	1,132,300 （注）６
社外取締役	佐藤　香織	1973年７月30日生	1998年10月　司法試験合格 1999年４月　最高裁判所 司法修習生 2000年10月　弁護士登録 富士総合法律事務所入所 2001年10月　鳥飼総合法律事務所入所 2010年９月　千葉大学大学院 専門法務研究科 非常勤講師（現任） 2011年１月　鳥飼総合法律事務所 パートナー就任（現任） 2020年４月　第二東京弁護士会 常議員 2021年７月　一般社団法人創医会 監事（現任） 2022年７月　当社 社外取締役就任（現任） 2022年11月　ヘルスケア＆メディカル投資法人 監督役員就任（現任） 2022年12月　株式会社リログループ 仮監査役就任 2023年３月　株式会社ショーケース 社外取締役就任 2023年３月　株式会社仙台銘板 社外監査役就任（現任） 2023年６月　株式会社リログループ 社外監査役就任 2024年６月　株式会社リログループ 社外取締役 監査等委員就任（現任）	（注）３	－
常勤監査役 （社外監査役）	稲津　隆夫	1960年７月12日生	1984年４月　株式会社グリーンハウス入社 1991年３月　株式会社MMPG総研入社 1999年９月　株式会社メタボリック入社 2000年４月　同社 常務取締役就任 2003年６月　医療法人社団祥和会 理事就任 2004年２月　社会福祉法人梓友会入職 2004年９月　医療法人社団祥和会入職 2008年４月　株式会社ジャパンケアサービス（現 ジャパンケアサービスグループ）入社 2009年６月　株式会社ジャパンケアブレーン 監査役就任 2011年６月　株式会社ジャパンケアサービス 常勤監査役就任 2013年４月　株式会社ジャパンケアブレーン 代表取締役社長就任 2015年７月　ナースコール株式会社入社 2016年１月　同社 執行役員就任 2017年１月　日本ホスピス株式会社 取締役 経営企画本部長就任 2017年８月　同社 取締役 内部監査室長就任 2020年６月　当社 常勤監査役就任（現任）	（注）４	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外監査役	田口　昌宏	1972年３月23日生	1995年４月　株式会社TKC入社 2000年６月　石川会計事務所（現 エイム会計事務所）入社 2009年３月　EMZ総合会計事務所開設 EMZ株式会社設立 取締役就任 2009年８月　EMZ税理士法人 代表税理士就任 2009年12月　TZコンサルティング株式会社設立 代表取締役就任（現任） 2009年12月　田口昌宏税理士事務所開設 2015年10月　TMG株式会社 取締役就任 2015年11月　東新重機販売株式会社 社外取締役就任（現任） 2019年１月　TMG株式会社 代表取締役就任（現任） 2021年６月　当社 社外監査役就任（現任） 2021年10月　株式会社キンライサー 社外取締役就任（現任） 2024年９月　株式会社ホサカホールディングス 社外取締役就任（現任）	（注）４	－
社外監査役	濱永　健太	1981年７月17日生	2008年９月　司法試験合格 2008年11月　最高裁判所司法研修所入所 2009年12月　弁護士登録 弁護士法人飛翔法律事務所入所 2015年５月　弁護士法人飛翔法律事務所 パートナー就任（現任） 2015年５月　優良派遣事業者認定制度、職業紹介優良事業者認定制度（厚生労働省委託事業）審査員就任（現任） 2015年５月　大阪弁護士会高齢者・障害者総合支援センターひまわり 登録弁護士（現任） 2015年12月　株式会社飛翔リーガルサービス 監査役就任（現任） 2022年４月　公益財団法人大阪産業局 大阪産業創造館経営相談室 経営サポーター就任（現任） 2023年６月　当社 社外監査役就任（現任） 2025年５月　学校法人西口学園 評議員就任（現任） 2025年６月　学校法人奈良立正芸術学院 関西文化芸術高等学校 評議員就任（現任）	（注）４	－
計					2,374,300

（注）１．取締役　佐藤香織は、社外取締役であります。

２．監査役　稲津隆夫、田口昌宏、濱永健太は社外監査役であります。

３．取締役の任期は、2024年６月25日開催の定時株主総会終結の時から、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

４．監査役の任期は、2022年11月29日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

５．代表取締役社長　西村賢治の所有株式数は、資産管理会社である株式会社ウエストが所有する株式数を含んでおります。

６．取締役　石川敬啓の所有株式数は、資産管理会社である株式会社ストーンが所有する株式数を含んでおります。

②社外役員の状況

佐藤香織取締役、稲津隆夫常勤監査役、田口昌宏監査役、濱永健太監査役の４名は社外役員に該当します。また、佐藤香織取締役、稲津隆夫常勤監査役、田口昌宏監査役、濱永健太監査役を独立役員として届出る予定です。社外役員選任のための独立性に関する基準や方針については特段定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にして、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を選任しております。

独立役員として届出る予定の４名のうち、社外取締役である佐藤 香織については、鳥飼総合法律事務所所属の弁護士です。コンプライアンス、ガバナンス整備、内部統制等の企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験に基づき、独立した立場から客観的かつ公正な立場で監視、助言していただけると判断し、社外取締役として選任いたしました。

社外監査役である稲津 隆夫は、民間企業等において取締役や監査役、内部監査室、医療法人・社会福祉法人の理事等を歴任しており、他社の監査役として培った監査に関する専門的な知識、経験等を当社監査体制の強化に活かして、当社の監査業務を十分に果たせるものと判断し、選任しております。

社外監査役である田口 昌宏は、TZコンサルティング株式会社代表取締役です。税理士としての豊富な経験と幅広い知見から主に会計及び税務の適正を確保するための助言を行うことを主に、専門的な知識、経験等を当社監査体制の強化に活かして、当社の監査業務を十分に果たせるものと判断し、選任しております。

社外監査役である濱永 健太は、飛翔法律事務所の共同代表を務める弁護士です。規模や業種を問わず様々な企業の経営について法的な面から支援いただけると判断し、選任しております。

なお、社外取締役及び社外監査役と当社の間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会及びその他会議に出席し、取締役会における監査役の意見や内部統制の評価結果の報告などを踏まえて、意見を述べることにより、業務執行から独立した立場からの経営監督機能を果たしております。また、定期的に常勤監査役及び内部監査担当者から内部監査の状況や監査役監査の状況及び会計監査の状況等について情報共有しております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席し、客観的かつ独立的な立場から意見を述べるほか、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、監督機能の強化に努めております。

（３）【監査の状況】

①監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、監査役３名（うち社外監査役３名）で構成されており、社外監査役田口昌宏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は事業を展開する上でコンプライアンス体制の適正運用のモニタリング並びに企業不祥事の発生防止、当社の持続的な成長の確保、社会的信頼に応えるコーポレート・ガバナンスの確立等を基本方針として、コンプライアンス・プログラムの運用適正化、リスク管理のための体制整備状況とその有効性の評価、文書の保存・管理体制の整備状況の確認とその有効性の評価、拠点のコンプライアンスを重点項目として、取締役会等重要な会議に出席、取締役及び幹部のヒアリング、契約書や稟議書などの重要書類査閲・拠点の往査を実施しております。

各監査役の当事業年度に開催した監査役会への出席状況は、次のとおりです。

氏　　名	開催回数	出席回数
稲津　隆夫	13回	13回
田口　昌宏	13回	13回
濱永　健太	13回	13回

②内部監査の状況

当社は代表取締役直轄の内部監査室３名にて内部監査を実施しております。なお、小規模組織であることを鑑み、専任の内部監査担当者は設置せず、内部監査室に所属をする３名の内部監査担当者は、人事総務部及び経営企画部に所属しており、相互監査が可能な体制を採っております。

内部監査は、以下５項目を基本方針としております。

・諸規程及び各種マニュアルの遵守状況を確認し、各部門における管理体制整備及び適切かつ効率的な業務運用を促進する。
・関連法令への遵守状況及び各種委員会の開催状況を確認し、製品・サービスの品質向上を促進するとともに全社的なコンプライアンス体制の確立を促進する。
・一般に公正妥当と認められる会計処理に則り財務諸表等が作成されているか、経理規程に基づき適切に経理業務が遂行されているかを確認することにより、財務報告の信頼性を確保するための体制整備を促進する。
・監査役との連携を密にすることにより、情報共有と監査の効率化を促進する。
・内部統制の体制とシステムが適正に整備されていることを確認する。

内部監査にあたっては、「内部監査規程」に基づき内部監査計画を策定し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び社内規程等に適合し、効果的効率的に行われていることを確認しております。監査の結果については代表取締役社長に報告をするとともに、必要に応じて改善指示を行い、改善指示を行った際には改善結果を確認するフォローアップ監査を実施しております。また、代表取締役社長のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行うことができる体制を構築しており、内部監査の実効性の確保に努めております。

そして内部監査担当は、監査役と意見交換、情報の共有により連携を深め、追加で調査する必要と認められる案件、迅速に処理すべき案件等を見極め合理的な監査に努めております。また、監査法人に対しても、監査役を含めた三者間で四半期ごとに会合を開催し、課題・改善事項等の情報共有を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

③会計監査の状況

ａ．監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

ｂ．継続監査期間

５年間

ｃ．業務を執行した公認会計士

田村　仁

宮脇　裕樹

d．監査業務に係る補助者の構成
公認会計士１名、その他18名

e．監査法人の選定方針と理由
当社は明確に監査法人の選定方針を定めてはおりませんが、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性及び監査報酬等を総合的に勘案し監査法人を選定しております。
また、当社は以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の方針を定めております。
会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f．監査役及び監査役会による監査法人の評価
当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っています。現監査法人について、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生はなく、会計監査人の職務の遂行に支障がないと評価しております。

④監査報酬の内容等
a．監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
18,000	－	18,000	－

b．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（ａを除く）
該当事項はありません。

c．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d．監査報酬の決定方針
監査法人に対する報酬の決定に関する方針は、監査計画に基づく監査報酬の見積り内容（監査業務に係る人数や日数等）を確認し、監査役会の同意を得て決定しております。

e．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由
取締役会が提出した監査法人に対する報酬等に対して、監査計画、監査日数、当社の規模・特性等を勘案し、それらの妥当性について監査役会で検討した結果、会社法第399条第１項の同意を行うことが相当と判断いたしました。

（４）【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等について、「取締役の報酬等の基本方針」として取締役会において決議した内容は次のとおりです。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、当社の業績及び株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責の重さと成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役である代表取締役社長並びに業務執行取締役及び監督機能を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等（金銭報酬）により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

ｂ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の実績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ｃ．業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を月例の固定報酬と合わせて支給する。目標となる業績指標とその値は、原則として、中期経営計画あるいは当社が設定した中期的連結営業利益目標と整合するよう計画策定時に設定し、但し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

ｄ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役及び取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえて決定するものとする。

ｅ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

業務執行取締役である代表取締役社長及び取締役の報酬額及び種類別の報酬については、上記報酬決定の基本方針及び個別方針に従い、業務執行取締役である代表取締役社長が報酬額の総額を含めた報酬案を策定する。その後、取締役会において報酬の総額（基本報酬及び業績連動報酬等がある場合にはそれぞれの報酬の総額）及び時期、又は条件その他重要事項がある場合にはその内容を決議し、各取締役の個人別の具体的な内容については業務執行取締役である代表取締役社長に一任する。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績連動報酬の額とする。

当社の取締役報酬の限度額は、2020年６月30日開催の臨時株主総会の決議により年額２億円以内（決議時点の取締役の員数は５名）、監査役報酬の限度額は2021年６月25日開催の株主総会の決議により年額５千万円以内（決議時点の監査役の員数は１名）と決定しております。

最近事業年度に係る取締役の個人別の報酬につきましては、2021年６月25日開催の取締役会において決議された「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」において代表取締役社長に一任されております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績連動報酬の額とされております。なお、報酬の決定につきましては、代表取締役社長が報酬案を事前に業務執行を有しない取締役２名（うち社外取締役１名）と常勤監査役１名（社外監査役）と協議の上、決定をしております。

また、最近事業年度における監査役の個人別の報酬につきましては、株主総会において決議された報酬等の上限額の範囲内で、監査役会において決定しております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	82,440	82,440	－	－	－	5
監査役（社外監査役を除く）	－	－	－	－	－	－
社外役員	16,200	16,200	－	－	－	4

③役員ごとの報酬等の総額等

役員ごとの報酬等の総額は、報酬等の総額が１億円以上であるものが存在しないため、記載を省略しております。

④使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

（５）【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は純投資目的以外の、事業上の何らかの便益を得ることを目的とした場合であっても、株式投資は原則として行わない方針であります。ただし、その便益やリスクが資本コストに見合うと判断できる場合については投資可能とし、また保有株式においても個別銘柄ごとに便益やリスクが資本コストに見合うかなどの観点から保有の合理性を検証し、取締役会において保有の適否を報告しております。

ｂ．銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

該当事項はありません。

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

該当事項はありません。

ｃ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第５【経理の状況】

１．連結財務諸表及び財務諸表並びに中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(3) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
　なお、当社の中間財務諸表は、第１種中間財務諸表であります。

(4) 前事業年度（2023年４月１日から2024年３月31日まで）は連結財務諸表を作成しており、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フロー計算書に係る比較情報は記載しておりません。

２．監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前連結会計年度（2023年４月１日から2024年３月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（2023年４月１日から2024年３月31日まで）並びに当事業年度（2024年４月１日から2025年３月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年４月１日から2025年９月30日まで）に係る中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

３．連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は、2025年１月１日付で、当社の完全子会社であった株式会社スタートライン・プラネットを吸収合併し、連結子会社が存在しなくなったため、当事業年度より連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応できる体制を整備するため、監査法人との連携や、会計専門書籍の購入並びに各種団体等が主催するセミナーに積極的に参加しております。

１【連結財務諸表等】

（１）【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2024年３月31日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,198,045
売掛金	539,446
商品及び製品	81,920
前払費用	103,546
その他	16,385
流動資産合計	1,939,344
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	3,261,872
減価償却累計額	△811,468
建物附属設備（純額）	2,450,404
工具、器具及び備品	179,432
減価償却累計額	△118,099
工具、器具及び備品（純額）	61,332
リース資産	47,548
減価償却累計額	△29,434
リース資産（純額）	18,113
建設仮勘定	1,945
その他	36,280
減価償却累計額	△20,909
その他（純額）	15,370
有形固定資産合計	2,547,165
無形固定資産	
ソフトウエア	41,539
ソフトウエア仮勘定	3,499
無形固定資産合計	45,039
投資その他の資産	
敷金及び保証金	264,951
その他	13,333
投資その他の資産合計	278,285
固定資産合計	2,870,490
資産合計	4,809,834

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2024年３月31日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	4,951
短期借入金	※1 518,006
１年内償還予定の社債	14,000
１年内返済予定の長期借入金	366,169
リース債務	7,471
未払金	280,171
未払費用	137,393
未払法人税等	37,884
未払消費税等	60,732
前受金	※2 100,628
賞与引当金	72,117
その他	8,195
流動負債合計	1,607,721
固定負債	
社債	79,000
長期借入金	1,889,940
リース債務	12,453
資産除去債務	571,561
繰延税金負債	54,237
その他	12,800
固定負債合計	2,619,994
負債合計	4,227,716
純資産の部	
株主資本	
資本金	299,960
資本剰余金	197,201
利益剰余金	84,956
株主資本合計	582,118
非支配株主持分	－
純資産合計	582,118
負債純資産合計	4,809,834

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
売上高	※1 3,606,643
売上原価	2,205,821
売上総利益	1,400,821
販売費及び一般管理費	※2 1,297,848
営業利益	102,972
営業外収益	
受取利息及び配当金	6
雇用調整助成金	1,917
雑収入	10,986
営業外収益合計	12,909
営業外費用	
支払利息	23,537
社債発行費	4,800
シンジケートローン手数料	14,273
その他	1,729
営業外費用合計	44,340
経常利益	71,541
特別利益	
固定資産売却益	※3 6,539
特別利益合計	6,539
特別損失	
減損損失	※4 9,065
特別損失合計	9,065
税金等調整前当期純利益	69,016
法人税、住民税及び事業税	39,338
法人税等調整額	△8,025
法人税等合計	31,313
当期純利益又は当期純損失（△）	37,703
非支配株主に帰属する当期純損失（△）	△3,193
親会社株主に帰属する当期純利益	40,896

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
当期純利益	37,703
包括利益	37,703
（内訳）	
親会社株主に係る包括利益	40,896
非支配株主に係る包括利益	△3,193

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	207,660	107,660	50,660	365,980
当期変動額				
新株の発行による収入	92,300	92,300		184,600
親会社株主に帰属する当期純利益			40,896	40,896
連結子会社株式の取得による持分の増減		△2,758		△2,758
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△6,600	△6,600
当期変動額合計	92,300	89,541	34,295	216,137
当期末残高	299,960	197,201	84,956	582,118

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	6,961	372,942
当期変動額		
新株の発行による収入		184,600
親会社株主に帰属する当期純利益		40,896
連結子会社株式の取得による持分の増減		△2,758
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,961	△13,561
当期変動額合計	△6,961	209,176
当期末残高	－	582,118

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	69,016
減価償却費及びその他の償却費	262,718
減損損失	9,065
賞与引当金の増減額（△は減少）	8,517
受取利息及び受取配当金	△6
支払利息	23,537
社債発行費	4,800
シンジケートローン手数料	14,273
固定資産売却損益（△は益）	△6,539
売上債権の増減額（△は増加）	△30,066
棚卸資産の増減額（△は増加）	43,642
仕入債務の増減額（△は減少）	△46,115
未払金の増減額（△は減少）	109,650
未収消費税等の増減額（△は増加）	△835
未払消費税等の増減額（△は減少）	△12,066
未払事業税の増減額（△は減少）	△2,632
その他	47,737
小計	494,698
利息及び配当金の受取額	6
利息の支払額	△22,720
法人税等の支払額	△78,037
営業活動によるキャッシュ・フロー	393,946
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△396,255
有形固定資産の売却による収入	7,287
敷金及び保証金の預入による支出	△20,618
その他	△7,988
投資活動によるキャッシュ・フロー	△417,575
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	250,000
短期借入金の返済による支出	△252,294
長期借入れによる収入	841,320
長期借入金の返済による支出	△389,577
社債の発行による収入	95,199
社債の償還による支出	△7,000
シンジケートローン手数料の支払額	△14,273
リース債務の返済による支出	△7,471
株式の発行による収入	184,600
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△4,750
財務活動によるキャッシュ・フロー	695,753
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	672,124
現金及び現金同等物の期首残高	525,920
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,198,045

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　１社

主要な連結子会社の名称

株式会社スタートライン・プラネット

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当する会社はありません。

２．持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ　有価証券

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ　棚卸資産

個別法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ　有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法によっております。また、一括償却資産については3年間の均等償却を実施しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物附属設備　３～18年

・機械装置　８年

・工具、器具及び備品　２～15年

ロ　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウエアについては以下のとおりであります。

・自社利用：社内における利用可能期間に基づく定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・自社利用のソフトウエア　５年

ハ　リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権もないため、貸倒引当金は計上しておりません。

ロ　賞与引当金

当社及び連結子会社は従業員賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2020年３月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①IBUKI及びBYSN、INCLUサービス利用料、植物栽培装置のレンタル料

当社の運営する障害者雇用支援施設における日常的サービス提供料については、契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね１か月以内に受領しております。

②IBUKI及びBYSN、INCLUの採用支援料

当社の運営する障害者雇用支援施設における顧客の障害者及び管理者の採用支援サービスについては、当該障害者及び管理者が顧客に雇用された時点に履行義務が充足したものとしています。一方で、当該障害者が退職した場合は、契約上補充採用支援業務が履行義務として残存することから、将来の退職率等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分して収益を認識しております。なお、対価については、契約開始月末に請求してから概ね１か月以内に受領しており、期末時点で未充足の残高については、契約負債（貸借対照表上は前受金）として計上しております。

③IBUKI、BYSNの初期研修料

当社の運営する障害者雇用支援施設における顧客の障害者及び管理者の初期研修サービスについては、当該障害者及び管理者の入社初月に初期研修を行った時点に履行義務が充足しています。一方で、当該障害者又は管理者が退職した場合は、契約上、補充採用された障害者又は管理者に対する初期研修の義務が残存することから、将来の退職率等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分して収益を認識しております。なお、対価については、初期研修が実施された月末に請求してから概ね１か月以内に受領しており、期末時点で未充足の残高については、契約負債（貸借対照表上は前受金）として計上しております。

④IBUKI植物栽培装置販売、BYSN焙煎機の販売

IBUKI施設内で顧客が使用する植物栽培装置及びBYSN施設内で顧客が使用する焙煎機（以下「商品」という。）の販売については、当該商品の受け渡しにより当該財に対する支配が顧客に移転した時点が履行義務の充足時点であり、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね１か月以内に受領しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積り）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

（固定資産の減損）

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	金額
減損損失	9,065
有形固定資産	2,547,165
無形固定資産	45,039

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として施設を基本単位としてグルーピングを行っております。

施設における営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる資産グループについて、減損の兆候の判定を行い、減損の兆候が存在する場合には、資産グループから生み出される割引前将来キャッシュ・フローの見積りの総額が帳簿価額を下回った場合に、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。

②主要な仮定

予算及び中期経営計画に基づき、資産グループの継続的使用によって生じる割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。当該計画値は、施設開設や価格交渉状況、取引受注の進捗に伴い業績が堅調に推移するとの前提を置いて策定されております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定は、当社グループを取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴うものであります。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当連結会計年度末において減損損失の計上を不要と判断した資産グループについて、減損損失を計上する必要が生じる可能性があります。

（会計方針の変更）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日）
・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号　2022年10月28日）
・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日）

（１）概要

その他の包括利益に対して課税される場合の法人税等の計上区分及びグループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果の取扱いを定めるものです。

（２）適用予定日

2025年３月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響はありません。

（表示方法の変更）
前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）
該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）
前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）
該当事項はありません。

（追加情報）
前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）
該当事項はありません。

（連結貸借対照表関係）
前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）
※１　当座貸越契約
当社及び連結子会社（株式会社スタートライン・プラネット）においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行３行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当連結会計年度 （2024年３月31日）
当座貸越極度額	440,000千円
借入実行残高	440,000
差引額	－

※２　前受金のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 （2024年３月31日）
契約負債	99,785千円

（連結損益計算書関係）
前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）
※１　顧客との契約から生じる収益
売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
給料及び手当	464,777千円
支払手数料	135,807
賞与引当金繰入額	356

※３　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
車両運搬具	6,539千円

※４　減損損失の内容は次のとおりであります。

（１）減損損失を認識した資産

種類	用途・場所	金額
建物附属設備	施設・東京都渋谷区	3,251千円
	施設・埼玉県さいたま市大宮区	4,037
建物附属設備（資産除去債務）	施設・埼玉県さいたま市大宮区	1,337
工具、器具及び備品	施設・東京都渋谷区	170
	施設・埼玉県さいたま市大宮区	268

（２）減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

（３）回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。また、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

（連結包括利益計算書関係）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

該当事項はありません。

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,370,000	142,000	－	2,512,000
合計	2,370,000	142,000	－	2,512,000

（注）普通株式の発行済株式数の増加数の内容は次のとおりであります。

2023年12月11日　　第三者割当による増加　142,000株

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
ストック・オプションとしての第１回新株予約権	－	－	－	－	－	－
ストック・オプションとしての第２回新株予約権	－	－	－	－	－	－
ストック・オプションとしての第３回新株予約権	－	－	－	－	－	－
合計	－	－	－	－	－	－

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
現金及び預金勘定	1,198,045千円
現金及び現金同等物	1,198,045

２　重要な非資金取引の内容

資産除去債務

重要な資産除去債務の計上額は、連結財務諸表「注記事項（資産除去債務関係）」をご参照ください。

（リース取引関係）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

１．ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

主としてIBUKI事業における建物（建物附属設備）であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計方針に関する事項　(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当連結会計年度 （2024年３月31日）
１年内	34,088
１年超	48,291
合計	82,380

（注）　定期建物賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

（金融商品関係）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行から調達しております。資産運用については短期的な預金等に限定しております。またデリバティブ取引等の投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金はそのほとんどが２か月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務、支払委託契約に係る長期未払金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後９年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年１回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金は、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 敷金及び保証金	264,951	264,948	△3
資産計	264,951	264,948	△3
(1) 長期借入金　※１	2,256,110	2,258,325	2,215
(2) リース債務　※２	19,924	20,581	656
(3) 社債	93,000	93,000	－
(4) 長期未払金※１	11,746	11,746	－
負債計	2,380,780	2,383,653	2,871

※１．１年以内返済予定の長期借入金、未払金を含んでおります。

※２．リース債務（流動負債）を含んでおります。

※３．「現金」については現金であるため、「預金」、「売掛金」、「前払費用」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「前受金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 敷金及び保証金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 長期借入金、(2) リース債務、(3) 社債、(4) 長期未払金

これらの時価は元利金の合計額を同様の新規借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,198,045	－	－	－
売掛金	539,446	－	－	－
敷金及び保証金	75,485	189,466	－	－
合計	1,812,977	189,466	－	－

４．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	518,006	－	－	－	－	－
長期借入金	366,169	441,214	349,286	346,582	279,584	473,274
リース債務	7,471	7,471	4,981	－	－	－
社債	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	23,000
長期未払金	3,613	3,701	3,790	640	－	－
合計	909,260	466,386	372,058	361,222	293,584	496,274

５．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
(1) 敷金及び保証金	－	264,948	－	264,948
資産計	－	264,948	－	264,948
(1) 長期借入金（１年以内の長期借入金含む）	－	2,258,325	－	2,258,325
(2) リース債務	－	20,581	－	20,581
(3) 社債	－	93,000	－	93,000
(4) 長期未払金	－	11,746	－	11,746
負債計	－	2,383,653	－	2,383,653

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いた現在価値により、レベル２の時価に分類しております。

(1) 長期借入金、(2) リース債務、(3) 社債、(4) 長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

１．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

２．その他有価証券

該当事項はありません。

３．売却したその他有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　５名	当社従業員　151名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　130,000株	普通株式　119,600株
付与日	2021年１月22日	2021年１月22日
権利確定条件	付与日（2021年１月22日）以降、権利確定日（2023年１月21日）まで継続して勤務していること。	付与日（2021年１月22日）以降、権利確定日（2023年１月21日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2021年１月22日 至2023年１月21日	自2021年１月22日 至2023年１月21日
権利行使期間	自2023年１月22日 至2030年１月21日	自2023年１月22日 至2030年１月21日

（注）１．株式数に換算して記載しております。

２．2022年11月７日開催の臨時取締役会により、2022年11月25日付で株式１株につき10株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利確定前　（株）		
前連結会計年度末	130,000	107,600
付与	－	－
失効	－	3,300
権利確定	－	－
未確定残	130,000	104,300
権利確定後　（株）		
前連結会計年度末	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

（注）１．株式数に換算して記載しております。

２．2022年11月７日開催の臨時取締役会により、2022年11月25日付で株式１株につき10株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利行使価格　（円）	193	193
行使時平均株価　（円）	－	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－	－

（注）１．株式数に換算して記載しております。
２．2022年11月７日開催の臨時取締役会により、2022年11月25日付で株式１株につき10株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は修正純資産法と株価倍率法の折衷により算出し決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の前会計年度末における本源的価値の合計額及び前連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
(1) 前連結会計年度末における本源的価値の合計額
259,370千円

(2) 前連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
－千円

（税効果会計関係）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 （2024年３月31日）
繰延税金資産	
資産除去債務	180,497千円
賞与引当金	21,894
減損損失	6,192
未払事業税	5,031
その他	10,491
繰延税金資産小計	224,108
評価性引当額	△147,182
繰延税金資産合計	76,925
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△127,340
その他	△3,823
繰延税金負債合計	△131,163
繰延税金資産（負債）の純額	△54,237

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 （2024年３月31日）
法定実効税率	30.4%
（調整）	
交際費等永久に損金算入されない項目	6.7
住民税均等割	8.7
法人税の特別控除	△9.4
評価性引当額の増減	4.5
その他	4.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.4

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

各事業所（本社含む）の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間又は主要な設備の耐用年数のいずれか長い期間６年～18年と見積り、割引率は、使用見込期間に対応する国債の利回りとして0.03%～1.56%を使用して、資産除去債務の金額を算定しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
期首残高	538,838千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	30,801
時の経過による調整額	1,921
期末残高	571,561

（賃貸等不動産関係）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント	その他 （注）１	合計
	障害者雇用支援サービス事業		
一時点で移転される財及びサービス	1,065,267	614	1,065,881
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	2,392,329	33,662	2,425,991
顧客との契約から生じる収益	3,457,596	34,276	3,491,873
その他の収益（注）２	114,770	－	114,770
外部顧客への売上高	3,572,366	34,276	3,606,643

（注）１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない障害者福祉事業であります。

２．「その他の収益」は植物栽培装置のレンタル料であります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計方針に関する事項　(4) 重要な収益の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

（単位：千円）

	当連結会計年度 (2024年３月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	509,379
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	539,446
契約負債（期首残高）	55,403
契約負債（期末残高）	99,785

契約負債は、主に障害者雇用サービス支援事業における前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は14,421千円であります。当連結会計年度中の契約負債残高について、重大な変動は発生しておりません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

１．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、障害者雇用支援、障害者福祉等の役務提供を主な事業としており、障害者雇用支援を、「障害者雇用支援サービス事業」、障害者福祉を「障害者福祉事業」とし、以上２事業を事業セグメントとしております。提供するサービスの特性、及び事業規模から、報告セグメントを「障害者雇用支援サービス事業」としております。当社の事業部はサービスごととなっており、各事業部が連携を図ることで事業活動を展開しております。

「障害者雇用支援サービス事業」は、主に障害者雇用支援サービスとして、障害者雇用支援サービスサポート付きサテライトオフィス「INCLU」、屋内農園型障害者雇用支援サービス「IBUKI」及びロースタリー型障害者雇用支援サービス「BYSN」の運営を行っております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載のとおりであります。報告セグメントの利益は営業利益の数値であります。

なお、当社グループは、内部管理上、事業セグメントに資産を配分しておりませんが、減価償却費は配分しております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント 障害者雇用 支援サービス事業	その他 （注）１	調整額 （注）２	合計
売上高				
外部顧客への売上高	3,572,980	33,662	－	3,606,643
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－
計	3,572,980	33,662	－	3,606,643
セグメント利益又は損失（△）	1,141,093	△45,431	△992,689	102,972
セグメント資産	－	－	4,809,834	4,809,834
セグメント負債	－	－	4,227,716	4,227,716
その他の項目				
減価償却費	233,228	940	21,320	255,490
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	－	－	425,528	425,528

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、障害者福祉事業に該当いたします。

２．調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△992,689千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。また、全社費用は、当社の管理部門に関わる費用であります。

(2) 減価償却費の調整額21,320千円は、各報告セグメントに配分していない共用資産及び当社の管理部門の減価償却費であります。

(3) 資産及び負債はセグメント管理をしておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が連結損益計算書の売上高の90％を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
みずほリース株式会社	576,282	障害者雇用支援サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

（単位：千円）

	障害者雇用 支援サービス事業	その他	全社	合計
減損損失	－	9,065	－	9,065

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

該当事項はありません。

（イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（ウ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

当社と関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	西村賢治	－	－	当社代表取締役社長	（所有） 直接　9.9 間接　17.0	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証（注）1	2,349	短期借入金	90
									1年以内の長期借入金	294
									長期借入金	1,277
							当社の不動産賃貸借契約の債務被保証（注）2	59	－	－

（注）１．当社は銀行借入に対して代表取締役社長である西村賢治氏より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の契約時の借入金額を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

２．当社の本社及び一部の店舗の賃借料について債務保証を受けております。債務保証の取引金額は、債務保証を受けている物件の当事業年度の賃借料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

（開示対象特別目的会社関係）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当連結会計年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
１株当たり純資産額	231.73円
１株当たり当期純利益	16.95円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	40,896
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	40,896
普通株式の期中平均株式数（株）	2,413,183
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	－

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

当事業年度においては、連結財務諸表を作成していないため、該当事項はありません。

【借入金等明細表】

当事業年度においては、連結財務諸表を作成していないため、該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

（２）【その他】

該当事項はありません。

２【財務諸表等】

（１）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,193,101	1,216,455
売掛金	539,446	585,588
商品及び製品	89,685	80,274
前払費用	103,546	162,186
その他	※3 20,423	7,651
流動資産合計	1,946,201	2,052,156
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	3,261,872	4,019,252
減価償却累計額	△811,468	△1,034,595
建物附属設備（純額）	2,450,404	2,984,657
工具、器具及び備品	166,440	209,802
減価償却累計額	△109,472	△135,824
工具、器具及び備品（純額）	56,968	73,978
リース資産	47,548	47,548
減価償却累計額	△29,434	△36,227
リース資産（純額）	18,113	11,320
その他	36,280	67,928
減価償却累計額	△20,909	△31,284
その他（純額）	15,370	36,644
建設仮勘定	1,945	9,138
有形固定資産合計	2,542,801	3,115,739
無形固定資産		
ソフトウエア	41,539	33,740
ソフトウエア仮勘定	3,499	－
無形固定資産合計	45,039	33,740
投資その他の資産		
子会社株式	5,990	－
敷金及び保証金	264,951	413,799
その他	13,333	21,704
投資その他の資産合計	284,276	435,503
固定資産合計	2,872,116	3,584,983
資産合計	4,818,318	5,637,140

（単位：千円）

	前事業年度 （2024年３月31日）	当事業年度 （2025年３月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	※3 5,043	49,528
短期借入金	※1 518,006	※1 600,400
１年内償還予定の社債	14,000	14,000
１年内返済予定の長期借入金	366,169	526,114
リース債務	7,471	7,471
未払金	280,089	306,303
未払費用	137,393	169,530
未払法人税等	37,704	84,000
前受金	※2 100,636	※2 145,104
賞与引当金	72,117	96,895
その他	69,763	45,555
流動負債合計	1,608,395	2,044,904
固定負債		
社債	79,000	65,000
長期借入金	1,889,940	2,087,264
リース債務	12,453	4,981
資産除去債務	571,561	644,360
繰延税金負債	55,167	49,228
その他	12,800	8,321
固定負債合計	2,620,923	2,859,156
負債合計	4,229,319	4,904,061
純資産の部		
株主資本		
資本金	299,960	299,960
資本剰余金		
資本準備金	199,960	199,960
資本剰余金合計	199,960	199,960
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	89,079	233,159
利益剰余金合計	89,079	233,159
株主資本合計	588,999	733,079
純資産合計	588,999	733,079
負債純資産合計	4,818,318	5,637,140

【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （2025年９月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,180,108
売掛金	593,628
商品	87,685
前払費用	171,688
その他	4,888
流動資産合計	2,037,998
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	4,563,143
減価償却累計額	△1,167,785
建物附属設備（純額）	3,395,358
工具、器具及び備品	247,167
減価償却累計額	△152,893
工具、器具及び備品（純額）	94,274
リース資産	47,548
減価償却累計額	△39,623
リース資産（純額）	7,924
建設仮勘定	2,361
その他	100,890
減価償却累計額	△39,614
その他（純額）	61,276
有形固定資産合計	3,561,194
無形固定資産	
ソフトウエア	27,680
その他	2,134
無形固定資産合計	29,814
投資その他の資産	
敷金及び保証金	469,751
その他	22,206
投資その他の資産合計	491,957
固定資産合計	4,082,967
資産合計	6,120,965

（単位：千円）

	当中間会計期間 （2025年９月30日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	49,419
短期借入金	※1 632,900
１年内償還予定の社債	14,000
１年内返済予定の長期借入金	551,696
リース債務	7,471
未払金	72,137
未払費用	179,747
未払法人税等	62,706
前受金	※2 155,836
賞与引当金	104,850
その他	37,997
流動負債合計	1,868,762
固定負債	
社債	58,000
長期借入金	2,635,294
リース債務	1,245
資産除去債務	708,574
繰延税金負債	48,488
その他	4,940
固定負債合計	3,456,543
負債合計	5,325,305
純資産の部	
株主資本	
資本金	299,960
資本剰余金	199,960
利益剰余金	295,740
株主資本合計	795,660
純資産合計	795,660
負債純資産合計	6,120,965

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）	当事業年度 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）
売上高	※1 3,606,229	※1 4,470,909
売上原価	※8 2,215,638	2,829,574
売上総利益	1,390,590	1,641,334
販売費及び一般管理費	※2,※8 1,282,113	※2 1,378,263
営業利益	108,477	263,070
営業外収益		
受取利息及び配当金	53	620
雇用調整助成金	1,917	1,131
その他	※8 13,506	8,203
営業外収益合計	15,477	9,954
営業外費用		
支払利息	23,537	34,920
社債発行費	4,800	33
シンジケートローン手数料	14,273	1,000
その他	1,729	8,078
営業外費用合計	44,340	44,032
経常利益	79,613	228,993
特別利益		
固定資産売却益	※3 6,539	－
特別利益合計	6,539	－
特別損失		
固定資産除却損	－	※4 770
減損損失	※5 9,065	※5 1,691
子会社株式評価損	※6 12,159	－
抱合せ株式消滅差損	－	※7 3,750
特別損失合計	21,224	6,213
税引前当期純利益	64,928	222,779
法人税、住民税及び事業税	39,158	84,638
法人税等調整額	△7,095	△5,938
法人税等合計	32,062	78,699
当期純利益	32,866	144,079

【売上原価明細書】

		前事業年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）		当事業年度 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）	
区分	注記 番号	金額 （千円）	構成比 （%）	金額 （千円）	構成比 （%）
労務費		792,357	40.1	1,071,293	42.9
経費	※	1,182,828	59.9	1,424,665	57.1
合計		1,975,185	100.0	2,495,958	100.0
期首商品棚卸高		130,747		89,685	
当期商品仕入高		199,391		324,205	
期末商品棚卸高		89,685		80,275	
売上原価合計		2,215,638		2,829,574	

（注）※主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日） （千円）	当事業年度 （自2024年４月１日 至2025年３月31日） （千円）
水道光熱費	160,467	178,533
消耗品費	80,062	102,815
地代家賃	573,796	691,352
減価償却費	231,303	262,217

（原価計算の方法）

当社の原価計算の方法は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

【中間損益計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
売上高	2,611,644
売上原価	1,676,848
売上総利益	934,795
販売費及び一般管理費	※1 802,845
営業利益	131,950
営業外収益	
受取利息及び配当金	1,083
雑収入	2,233
営業外収益合計	3,316
営業外費用	
支払利息	27,132
社債発行費	14
シンジケートローン手数料	500
その他	2,010
営業外費用合計	29,656
経常利益	105,610
特別損失	
固定資産除却損	※2 941
特別損失合計	941
税引前中間純利益	104,668
法人税、住民税及び事業税	42,828
法人税等調整額	△740
法人税等合計	42,087
中間純利益	62,580

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	207,660	107,660	107,660	57,548	57,548	372,868	372,868
当期変動額							
新株の発行による収入	92,300	92,300	92,300	－	－	184,600	184,600
当期純利益	－	－	－	32,866	32,866	32,866	32,866
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	△1,335	△1,335	△1,335	△1,335
当期変動額合計	92,300	92,300	92,300	31,530	31,530	216,130	216,130
当期末残高	299,960	199,960	199,960	89,079	89,079	588,999	588,999

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	299,960	199,960	199,960	89,079	89,079	588,999	588,999
当期変動額							
新株の発行による収入	－	－	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	144,079	144,079	144,079	144,079
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	144,079	144,079	144,079	144,079
当期末残高	299,960	199,960	199,960	233,159	233,159	733,079	733,079

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当事業年度 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	222,779
減価償却費及びその他の償却費	287,830
減損損失	1,691
賞与引当金の増減額（△は減少）	24,778
受取利息及び受取配当金	△620
支払利息	34,920
売上債権の増減額（△は増加）	△46,141
棚卸資産の増減額（△は増加）	9,410
仕入債務の増減額（△は減少）	44,484
未払金の増減額（△は減少）	△23,346
未払消費税等の増減額（△は減少）	△29,272
未払事業税の増減額（△は減少）	4,166
その他	22,490
小計	553,172
利息及び配当金の受取額	620
利息の支払額	△36,186
法人税等の支払額	△49,796
営業活動によるキャッシュ・フロー	467,808
投資活動によるキャッシュ・フロー	
貸付けによる支出	△2,763
貸付金の回収による収入	3,336
有形固定資産の取得による支出	△685,768
無形固定資産の取得による支出	△5,946
敷金及び保証金の預入による支出	△155,889
敷金及び保証金の解約による収入	525
その他	△16,139
投資活動によるキャッシュ・フロー	△862,645
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	394,000
短期借入金の返済による支出	△311,606
長期借入れによる収入	756,000
長期借入金の返済による支出	△398,731
社債の償還による支出	△14,000
リース債務の返済による支出	△7,471
財務活動によるキャッシュ・フロー	418,191
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	23,354
現金及び現金同等物の期首残高	1,193,101
現金及び現金同等物の期末残高	1,216,455

【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	104,668
減価償却費及びその他の償却費	167,613
賞与引当金の増減額（△は減少）	7,954
受取利息及び受取配当金	△1,083
支払利息	27,132
資産除去債務履行差額（△は益）	559
固定資産除却損	941
売上債権の増減額（△は増加）	△8,039
棚卸資産の増減額（△は増加）	△7,410
仕入債務の増減額（△は減少）	△109
未払金の増減額（△は減少）	△57,243
未払消費税等の増減額（△は減少）	△5,398
未払事業税の増減額（△は減少）	2,091
その他	24,124
小計	255,801
利息及び配当金の受取額	1,083
利息の支払額	△28,018
法人税等の支払額	△84,000
営業活動によるキャッシュ・フロー	144,865
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△724,313
無形固定資産の取得による支出	△2,604
資産除去債務の履行による支出	△3,440
敷金及び保証金の預入による支出	△59,117
敷金及び保証金の解約による収入	2,092
その他	10,795
投資活動によるキャッシュ・フロー	△776,589
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	270,000
短期借入金の返済による支出	△237,500
長期借入れによる収入	907,200
長期借入金の返済による支出	△333,588
社債の償還による支出	△7,000
リース債務の返済による支出	△3,735
財務活動によるキャッシュ・フロー	595,376
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△36,347
現金及び現金同等物の期首残高	1,216,455
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,180,108

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物及び附属設備、構築物については定額法を採用しております。また、一括償却資産については３年間の均等償却を実施しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物附属設備　　３～18年

・機械装置　　８年

・工具、器具及び備品　２～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウエアについては以下のとおりであります。

・自社利用：社内における利用可能期間に基づく定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・自社利用のソフトウエア　５年

(3) リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権もないため、貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2020年３月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) IBUKI及びBYSN、INCLUサービス利用料、植物栽培装置のレンタル料

当社の運営する障害者雇用支援施設における日常的サービス提供料については、契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね１か月以内に受領しております。

(2) IBUKI、BYSN及びINCLUの採用支援料

当社の運営する障害者雇用支援施設における顧客の障害者及び管理者の採用支援サービスについては、当該障害者及び管理者が顧客に雇用された時点に履行義務が充足したものとしています。一方で、当該障害者が退職した場合は、契約上補充採用支援業務が履行義務として残存することから、将来の退職率等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分して収益を認識しております。なお、対価については、契約開始月末に請求してから概ね１か月以内に受領しており、期末時点で未充足の残高については、契約負債（貸借対照表上は前受金）として計上しております。

(3) IBUKI、BYSNの初期研修料

当社の運営する障害者雇用支援施設における顧客の障害者及び管理者の初期研修サービスについては、当該障害者及び管理者の入社初月に初期研修を行った時点に履行義務が充足しています。一方で、当該障害者又は管理者が退職した場合は、契約上、補充採用された障害者又は管理者に対する初期研修の義務が残存することから、将来の退職率等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分して収益を認識しております。なお、対価については、初期研修が実施された月末に請求してから概ね１か月以内に受領しており、期末時点で未充足の残高については、契約負債（貸借対照表上は前受金）として計上しております。

(4) IBUKI植物栽培装置、BYSN焙煎機の販売

IBUKI施設内で顧客が使用する植物栽培装置及びBYSN施設内で顧客が使用する焙煎機（以下「商品」という。）の販売については、当該商品の受け渡しにより当該財に対する支配が顧客に移転した時点が履行義務の充足時点であり、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね１か月以内に受領しております。

６．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法によっております。また、一括償却資産については３年間の均等償却を実施しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物附属設備　　３～18年
・構築物　　15年
・機械装置　　８年
・工具、器具及び備品　２～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウエアについては以下のとおりであります。

・自社利用：社内における利用可能期間に基づく定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・自社利用のソフトウエア　５年

(3) リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権もないため、貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2020年３月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) IBUKI及びBYSN、INCLUサービス利用料、植物栽培装置のレンタル料

当社の運営する障害者雇用支援施設における日常的サービス提供料については、契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね１か月以内に受領しております。

(2) IIBUKI、BYSN及びINCLUの採用支援料

当社の運営する障害者雇用支援施設における顧客の障害者及び管理者の採用支援サービスについては、当該障害者及び管理者が顧客に雇用された時点に履行義務が充足したものとしています。一方で、当該障害者が退職した場合は、契約上補充採用支援業務が履行義務として残存することから、将来の退職率等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分して収益を認識しております。なお、対価については、契約開始月末に請求してから概ね１か月以内に受領しており、期末時点で未充足の残高については、契約負債（貸借対照表上は前受金）として計上しております。

(3) IBUKI、BYSNの初期研修料

当社の運営する障害者雇用支援施設における顧客の障害者及び管理者の初期研修サービスについては、当該障害者及び管理者の入社初月に初期研修を行った時点に履行義務が充足しています。一方で、当該障害者又は管理者が退職した場合は、契約上、補充採用された障害者又は管理者に対する初期研修の義務が残存することから、将来の退職率等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分して収益を認識しております。なお、対価については、初期研修が実施された月末に請求してから概ね１か月以内に受領しており、期末時点で未充足の残高については、契約負債（貸借対照表上は前受金）として計上しております。

(4) IBUKI植物栽培装置、BYSN焙煎機の販売

IBUKI施設内で顧客が使用する植物栽培装置及びBYSN施設内で顧客が使用する焙煎機（以下「商品」という。）の販売については、当該商品の受け渡しにより当該財に対する支配が顧客に移転した時点が履行義務の充足時点であり、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね１か月以内に受領しております。

６．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

（重要な会計上の見積り）

前事業年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

（固定資産の減損）

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	金額
減損損失	1,691
有形固定資産	3,115,739
無形固定資産	33,740

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として施設を基本単位としてグルーピングを行っております。

施設における営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる資産グループについて、減損の兆候の判定を行い、減損の兆候が存在する場合には、資産グループから生み出される割引前将来キャッシュ・フローの見積りの総額が帳簿価額を下回った場合に、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。

②主要な仮定

予算及び中期経営計画に基づき、資産グループの継続的使用によって生じる割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。当該計画値は、施設開設や価格交渉状況、取引受注の進捗に伴い業績が堅調に推移するとの前提を置いて策定されております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定は、当社を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴うものであります。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当事業年度末において減損損失の計上を不要と判断した資産グループについて、減損損失を計上する必要が生じる可能性があります。

（会計方針の変更）

前事業年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

改正された「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下、「2022年改正会計基準」という。）、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）及び「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等（以下、「法人税等」という。）について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源泉となる取引等に応じて、損益、株主資本及び評価・換算差額等に区分して計上することとし、評価・換算差額等に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又は評価・換算差額等に関連しており、かつ、株主資本又は評価・換算差額等に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項但書に定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

（未適用の会計基準等）

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日）

（以下、「リースに関する会計基準」と「リースに関する会計基準の適用指針」を合わせて、「リース会計基準等」という。）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（１）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（２）適用予定日

2028年３月期の期首より適用予定です。

（３）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額は、現時点で評価中です。

（表示方法の変更）

前事業年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

前事業年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

前事業年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

※１　当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行(前事業年度は４行、当事業年度は３行)と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年３月31日)	当事業年度 (2025年３月31日)
当座貸越極度額	440,000千円	400,000千円
借入実行残高	440,000千円	400,000千円
差引額	－	－

※２　前受金のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年３月31日)	当事業年度 (2025年３月31日)
契約負債	99,785千円	145,090千円

※３　関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024年３月31日)	当事業年度 (2025年３月31日)
短期貸付金	3,336千円	－
買掛金	1,864	－

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

前事業年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度2.0％、当事業年度2.3％、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度98.0％、当事業年度97.7％であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）	当事業年度 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）
給料及び手当	460,731千円	466,960千円
支払手数料	134,847	163,204
求人費	109,023	140,372
賞与引当金繰入額	△317	10,613
減価償却費	4,263	4,810

※３　固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）	当事業年度 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）
車両運搬具	6,539千円	－
計	6,539	－

※４　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）	当事業年度 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）
建物附属設備	－	770千円
計	－	770

※５　減損損失

前事業年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

（１）減損損失を認識した資産

種類	用途・場所	金額
建物附属設備	施設・東京都渋谷区	3,251千円
	施設・埼玉県さいたま市大宮区	4,037
建物附属設備（資産除去債務）	施設・埼玉県さいたま市大宮区	1,337
工具、器具及び備品	施設・東京都渋谷区	170
	施設・埼玉県さいたま市大宮区	268

（２）減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

（３）回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。また、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

（１）減損損失を認識した資産

種類	用途・場所	金額
建物附属設備	施設・埼玉県さいたま市	1,039千円
工具、器具及び備品	施設・埼玉県さいたま市	323
その他	施設・東京都渋谷区	124
	施設・埼玉県さいたま市	204

（２）減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産については、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったことから、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

（３）回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。また、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

※６　子会社株式評価損の内容は次のとおりであります。

前事業年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

当社が保有する連結子会社株式会社スタートライン・プラネットの株式の実質価額が著しく低下したため、子会社株式評価損として12,159千円を計上いたしました。

※７　抱合せ株式消滅差損の内容は次のとおりであります。

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

当社の連結子会社であった株式会社スタートライン・プラネットを吸収合併したため、抱合せ株式消滅差損として3,750千円を計上いたしました。

※８　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 （自2023年４月１日 至2024年３月31日）	当事業年度 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）
商品仕入高	4,645千円	－
支払手数料	1,172	－
雑収入	2,530	－

（株主資本等変動計算書関係）

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,512,000	－	－	2,512,000
合計	2,512,000	－	－	2,512,000

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（百万円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第１回新株予約権	－	－	－	－	－	－
ストック・オプションとしての第２回新株予約権	－	－	－	－	－	－
ストック・オプションとしての第３回新株予約権	－	－	－	－	－	－
合計	－	－	－	－	－	－

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）
現金及び預金勘定	1,216,455千円
現金及び現金同等物	1,216,455

２　重要な非資金取引の内容

資産除去債務

重要な資産除去債務の計上額は、財務諸表「注記事項（資産除去債務関係）」をご参照ください。

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

主としてIBUKI事業における建物（建物附属設備）であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計方針に関する事項　(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当事業年度 (2025年３月31日)
１年内	44,888
１年超	126,703
合計	171,591

（注）　定期建物賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

（金融商品関係）

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行から調達しております。資産運用については短期的な預金等に限定しております。またデリバティブ取引等の投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金はそのほとんどが２か月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務、支払委託契約に係る長期未払金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後９年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年１回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金は、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 敷金及び保証金	415,836	410,849	△4,987
資産計	415,836	410,849	△4,987
(1) 長期借入金　※１	2,613,378	2,583,838	△29,540
(2) リース債務　※２	12,453	12,716	263
(3) 社債　※１	79,000	79,000	－
(4) 長期未払金※１	8,132	8,132	－
負債計	2,712,964	2,683,687	△29,276

※１．１年以内返済予定の長期借入金、社債、未払金を含んでおります。

※２．リース債務（流動負債）を含んでおります。

※３．「現金」については現金であるため、「預金」、「売掛金」、「前払費用」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「前受金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 敷金及び保証金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 長期借入金、(2) リース債務、(3) 社債、(4) 長期未払金

これらの時価は元利金の合計額を同様の新規借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,216,455	－	－	－
売掛金	585,588	－	－	－
敷金及び保証金	90,522	320,814	－	4,500
合計	1,892,566	320,814	－	4,500

４．長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	600,400	－	－	－	－	－
長期借入金	526,114	519,568	402,002	326,168	321,898	517,628
リース債務	7,471	4,981	－	－	－	－
社債	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	9,000
長期未払金	3,701	3,790	640	－	－	－
合計	1,151,686	542,340	416,642	340,168	335,898	526,628

５．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
(1) 敷金及び保証金	－	410,849	－	410,849
資産計	－	410,849	－	410,849
(1) 長期借入金 （１年以内の長期借入金含む）	－	2,583,838	－	2,583,838
(2) リース債務	－	12,716	－	12,716
(3) 社債	－	79,000	－	79,000
(4) 長期未払金	－	8,132	－	8,132
負債計	－	2,683,687	－	2,683,687

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(1) 長期借入金、(2) リース債務、(3) 社債、(4) 長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入、又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）
前事業年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）
当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）
該当事項はありません。

（退職給付関係）
当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）
該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）
当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）
１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
(1) ストック・オプションの内容

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　５名	当社従業員　151名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　130,000株	普通株式　119,600株
付与日	2021年１月22日	2021年１月22日
権利確定条件	付与日（2021年１月22日）以降、権利確定日（2023年１月21日）まで継続して勤務していること。	付与日（2021年１月22日）以降、権利確定日（2023年１月21日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2021年１月22日 至2023年１月21日	自2021年１月22日 至2023年１月21日
権利行使期間	自2023年１月22日 至2030年１月21日	自2023年１月22日 至2030年１月21日

	第３回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　36名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　60,000株
付与日	2025年１月17日
権利確定条件	付与日（2025年１月17日）以降、権利確定日（2027年１月16日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2025年１月17日 至2027年１月16日
権利行使期間	自2027年１月17日 至2035年１月16日

（注）１．株式数に換算して記載しております。
２．2022年11月７日開催の臨時取締役会により、2022年11月25日付で株式１株につき10株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2025年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利確定前　　（株）		
前事業年度末	130,000	104,300
付与	－	－
失効	－	8,500
権利確定	－	－
未確定残	130,000	95,800
権利確定後　　（株）		－
前事業年度末	－	－
権利確定	－	－
権利行使	－	－
失効	－	－
未行使残	－	－

	第３回新株予約権
権利確定前　　（株）	
前事業年度末	－
付与	60,000
失効	－
権利確定	－
未確定残	60,000
権利確定後　　（株）	－
前事業年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

（注）１．株式数に換算して記載しております。

２．2022年11月７日開催の臨時取締役会により、2022年11月25日付で株式１株につき10株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

②単価情報

	第１回新株予約権	第２回新株予約権
権利行使価格　（円）	193	193
行使時平均株価　（円）	－	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－	－

	第３回新株予約権
権利行使価格　（円）	1,300
行使時平均株価　（円）	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－

（注）１．株式数に換算して記載しております。
２．2022年11月７日開催の臨時取締役会により、2022年11月25日付で株式１株につき10株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は第１回新株予約権及び第２回新株予約権は修正純資産法と株価倍率法の折衷により算出し、第３回新株予約権はDCF法により算出し決定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当会計年度末における本源的価値の合計額及び当会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額
249,960千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
－千円

（税効果会計関係）

前事業年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （2024年３月31日）
繰延税金資産	
資産除去債務	180,497千円
賞与引当金	21,894
未払事業税	5,031
減損損失	6,192
その他	10,491
繰延税金資産小計	224,108
評価性引当額（注）	△147,182
繰延税金資産合計	76,925
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△127,340
その他	△4,752
繰延税金負債合計	△132,092
繰延税金資産（負債）の純額	△55,167

（注）評価性引当額の変動は、主に資産除去債務に係る評価性引当額の増加によるものです。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （2024年３月31日）
法定実効税率	30.4%
（調整）	
交際費等永久に損金算入されない項目	7.1
住民税均等割	9.0
法人税の特別控除	△10.0
評価性引当金の増加	10.5
繰越欠損金控除	－
その他	2.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.4

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （2025年３月31日）
繰延税金資産	
資産除去債務	211,066千円
賞与引当金	29,417
未払事業税	8,116
減損損失	5,351
その他	13,340
繰延税金資産小計	267,293
評価性引当額（注）	△169,485
繰延税金資産合計	97,807
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△142,284
その他	△4,752
繰延税金負債合計	△147,036
繰延税金資産（負債）の純額	△49,228

（注）評価性引当額の変動は、主に資産除去債務に係る評価性引当額の増加によるものです。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （2025年３月31日）
法定実効税率	30.4%
（調整）	
交際費等永久に損金算入されない項目	2.3
住民税均等割	2.7
法人税の特別控除	△6.2
評価性引当金の増加	10.0
繰越欠損金控除	△2.3
その他	△1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.3

（持分法損益等）

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

各事業所（本社含む）の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間又は主要な設備の耐用年数のいずれか長い期間６年～18年と見積り、割引率は、使用見込期間に対応する国債の利回りとして0.03％～1.93％を使用して、資産除去債務の金額を算定しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

	当事業年度 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）
期首残高	571,561千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	73,725
時の経過による調整額	2,501
期末残高	647,788

（賃貸等不動産関係）

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

前事業年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント	その他 （注）１	合計
	障害者雇用支援サービス事業		
一時点で移転される財及びサービス	1,471,867	17	1,471,885
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	2,841,487	31,206	2,872,693
顧客との契約から生じる収益	4,313,354	31,224	4,344,579
その他の収益（注）２	126,330	－	126,330
外部顧客への売上高	4,439,684	31,224	4,470,909

（注）１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない障害者福祉事業であります。

２．「その他の収益」は植物栽培装置のレンタル料であります。

２．収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計方針に関する事項　(4) 重要な収益の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高

（単位：千円）

	当事業年度 (2025年３月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	539,446
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	585,588
契約負債（期首残高）	99,785
契約負債（期末残高）	145,090

契約負債は、主に障害者雇用サービス支援事業における前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は65,062千円であります。当事業年度中の契約負債残高について、重大な変動は発生しておりません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

１．報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、障害者雇用支援、障害者福祉等の役務提供を主な事業としており、障害者雇用支援を、「障害者雇用支援サービス事業」、障害者福祉を「障害者福祉事業」とし、以上２事業を事業セグメントとしております。提供するサービスの特性、及び事業規模から、報告セグメントを「障害者雇用支援サービス事業」としております。当社の事業部はサービスごととなっており、各事業部が連携を図ることで事業活動を展開しております。

「障害者雇用支援サービス事業」は、主に障害者雇用支援サービスとして、障害者雇用支援サービスサポート付きサテライトオフィス「INCLU」、屋内農園型障害者雇用支援サービス「IBUKI」及びロースタリー型障害者雇用支援サービス「BYSN」の運営を行っております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載のとおりであります。

報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。

なお、当社は、内部管理上、事業セグメントに資産を配分しておりませんが、減価償却費は配分しております。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント 障害者雇用 支援サービス事業	その他 （注）１	調整額 （注）２	合計
売上高				
外部顧客への売上高	4,439,684	31,224	－	4,470,909
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－
計	4,439,684	31,224	－	4,470,909
セグメント利益又は損失（△）	1,398,698	△76,095	△1,059,532	263,070
セグメント資産	－	－	5,637,140	5,637,140
セグメント負債	－	－	4,904,061	4,904,061
その他の項目				
減価償却費	264,176	472	14,793	279,442
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	－	－	839,851	839,851

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、障害者福祉事業に該当いたします。

２．調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△1,059,532千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。また、全社費用は、当社の管理部門に関わる費用であります。

(2) 減価償却費の調整額14,793千円は、各報告セグメントに配分していない共用資産及び当社の管理部門の減価償却費であります。

(3) 資産及び負債はセグメント管理をしておりません。

【関連情報】

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が報告セグメント区分と同一であるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90％を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
みずほリース株式会社	644,359	障害者雇用支援サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

（単位：千円）

	障害者雇用 支援サービス事業	その他	全社	合計
減損損失	－	1,691	－	1,691

（注）「全社」の金額は、セグメントに帰属しない全社資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）
該当事項はありません。

（関連当事者情報）
当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）
関連当事者との取引
財務諸表提出会社と関連当事者との取引
（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

（イ）財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
当社と関連当事者との取引は、以下のとおりであります。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	西村賢治	－	－	当社代表取締役社長	（所有） 直接　9.9 間接　17.0	債務被保証	債務被保証（注）１	2,126	短期借入金	50
									1年以内の長期借入金	293
									長期借入金	1,210
							当社の不動産賃貸借契約の債務被保証（注）２	60	－	－

（注）１．当社は銀行借入に対して代表取締役社長である西村賢治氏より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の契約時の借入金額を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
２．当社の本社及び一部の店舗の賃借料について債務保証を受けております。債務保証の取引金額は、債務保証を受けている物件の当事業年度の賃借料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

（１株当たり情報）

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

	当事業年度 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）
１株当たり純資産額	291.83円
１株当たり当期純利益	57.36円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）
当期純利益（千円）	144,079
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	144,079
普通株式の期中平均株式数（株）	2,512,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	－

（重要な後発事象）

前事業年度（自2023年４月１日　至2024年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

該当事項はありません。

（追加情報）

該当事項はありません。

（中間貸借対照表関係）

※１　特別当座貸越契約及びコミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座貸越契約及び取引銀行１行とコミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	当中間会計期間 （2025年９月30日）
特別当座貸越極度額及び コミットメント契約	500,000千円
借入実行残高	500,000千円
差引額	－

※２　前受金のうち、契約負債の金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 （2025年９月30日）
契約負債	155,832千円

（中間損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）
給料手当	294,090千円

※２　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）
建物附属設備	777千円
工具、器具及び備品	164
計	941

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の当中間会計期間残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自2025年４月１日 至2025年９月30日）
現金及び預金勘定	1,180,108千円
預入期間が３か月を超える定期預金	－
現金及び現金同等物	1,180,108

（株主資本等関係）

当中間会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

（金融商品関係）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

第17期中間会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント 障害者雇用支援サービス事業	その他（注）１	計	調整額（注）２	中間損益計算書計上額
売上高					
外部顧客への売上高	2,591,463	20,180	2,611,644	－	2,611,644
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－
計	2,591,463	20,180	2,611,644	－	2,611,644
セグメント利益又は損失（△）	782,920	△38,141	744,779	△612,829	131,950

（注）１．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、障害者福祉事業に該当いたします。

２．セグメント利益の調整額△612,829千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。また、全社費用は、当社の管理部門に係わる費用であります。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

（収益認識関係）

当中間会計期間（自2025年４月１日　至2025年９月30日）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント	その他（注）１	合計
	障害者雇用支援サービス事業		
一時点で移転される財及びサービス	872,223	58	872,282
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	1,648,461	20,122	1,668,583
顧客との契約から生じる収益	2,520,685	20,180	2,540,866
その他の収益（注）２	70,778	－	70,778
外部顧客への売上高	2,591,463	20,180	2,611,644

（注）１．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない障害者福祉事業であります。

２．「その他の収益」は植物栽培装置のレンタル料であります。

（１株当たり情報）

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）
１株当たり中間純利益	24円91銭
（算定上の基礎）	
中間純利益（千円）	62,580
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る中間純利益	62,580
普通株式の期中平均株式数（株）	2,512,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の１以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物附属設備	2,450,404	759,314	1,809 (1,039)	3,207,909	1,034,595	223,252	2,984,657
構築物	－	1,285	－	1,285	21	21	1,264
機械装置	10,561	21,576	－	32,137	7,569	4,480	27,656
工具、器具及び備品	56,968	43,685	323 (323)	100,329	135,824	26,351	73,978
リース資産	18,113	－	－	18,113	36,227	6,792	11,320
その他	4,809	9,373	329 (329)	13,853	23,693	6,129	7,723
建設仮勘定	1,945	167,618	160,424	9,138	－	－	9,138
有形固定資産計	2,542,801	1,002,854	162,887 (1,691)	3,382,768	1,237,930	267,028	3,115,739
無形固定資産							
ソフトウエア	41,539	4,615	－	46,154	31,405	12,413	33,740
ソフトウエア仮勘定	3,499	－	3,499	－	－	－	－
無形固定資産計	45,039	4,615	3,499	46,154	31,405	12,413	33,740
長期前払費用	18,934	19,710	143	38,501	20,322	12,464	26,036

（注）１．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物附属設備	BYSN KOBE ROASTERY開設	151,832千円
建物附属設備	BYSN TACHIKAWA ROASTERY開設	151,249千円
建物附属設備	IBUKI NIIZA FARM ２階増設	149,584千円
建物附属設備	BYSN OMIYA ROASTERY開設	108,856千円
建物附属設備	BYSN HANNO ROASTERY開設	63,937千円
建物附属設備	INCLU 新宿第２センター開設	46,339千円

２．「当期減少額」欄の（　）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	利率（%）	担保	償還期限
株式会社スタートライン	第１回無担保社債	2023年9月29日	93,000 (14,000)	79,000 (14,000)	0.86	無し	2030年9月29日
合計	－	－	93,000 (14,000)	79,000 (14,000)	－	－	－

（注）（　）内書きは、１年以内の償還予定額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	518,006	600,400	0.64	－
１年以内に返済予定の長期借入金	366,169	526,114	1.42	－
１年以内に返済予定のリース債務	7,471	7,471	－	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	1,889,940	2,087,264	1.26	2025年～2034年
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	12,453	4,981	－	2025年～2026年
その他有利子負債 １年以内に返済予定の長期未払金 長期未払金（１年以内に返済予定のものを除く）	 3,613 8,132	 3,701 4,431	－	 － 2027年
合計	2,805,786	3,234,364	－	－

（注）１．平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
２．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。
３．長期借入金及びリース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）、支払委託契約に伴う長期未払金の連結決算日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	519,568	402,002	326,168	321,898
リース債務	4,981	－	－	－
長期未払金	3,790	640	－	－

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
賞与引当金	72,117	96,895	72,117	－	96,895

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第８条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

ア．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	20
預金 普通預金	 1,216,435
小計	1,216,435
合計	1,216,455

イ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
みずほリース株式会社	71,115
三菱ＨＣキャピタル株式会社	55,000
日鉄物流株式会社	22,983
株式会社ケイアセットマネジメント	22,000
アクセンチュア株式会社	13,358
その他	401,131
合計	585,588

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
539,446	4,978,763	4,932,621	585,588	89.4	41

ウ．商品

品目	金額（千円）
植物栽培装置	37,017
焙煎機	27,343
エアコン	2,991
その他	12,922
合計	80,274

②固定資産

ア．敷金及び保証金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社第一ビルディング	53,775
株式会社ニッケンコーポレーション	31,332
株式会社天野屋倉庫	30,297
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	27,151
東京海上日動火災保険株式会社	23,926
その他	247,315
合計	413,799

③流動負債

ア．買掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社ウエシマコーヒー	42,622
株式会社プラスティックス	3,301
株式会社プラネット	2,322
その他	1,282
合計	49,528

イ．未払金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社システムデザイン	133,313
株式会社ジェーピーディーエイチ	66,403
株式会社ボーダレスデザイン	11,342
株式会社リクルート	6,782
株式会社Ｓａｌｅｓ　Ｍａｒｋｅｒ	5,720
その他	79,040
合計	302,602

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年４月１日から翌年３月31日まで
定時株主総会	毎年６月
基準日	毎年３月31日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年９月30日 毎年３月31日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）１	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	－
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社　全国各支店（注）１
買取手数料	無料（注）２
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://start-line.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第１項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。

２．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

３．当社定款の定めにより、単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権割当てを受ける権利

(3) 会社法第166条第１項の規定に基づき、取得請求権付株式の取得を請求する権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第２【第三者割当等の概況】

１【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権
発行年月日	2023年12月11日	2025年１月17日
種類	普通株式	第３回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	142,000株	普通株式　60,000株
発行価格	1,300円 （注）３	1,300円 （注）３
資本組入額	650円	650円
発行価額の総額	184,600,000円	78,000,000円
資本組入額の総額	92,300,000円	39,000,000円
発行方法	第三者割当	2024年12月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	－	（注）２

（注）１．第三者割当等による募集株式の割り当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第268条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、第三者割当等による募集株式の割り当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割り当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割り当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割り当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割り当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(3) 新規上場申請者が、前２項の規定に基づく書面の提出等を行わない時は、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取り消しの措置をとるものとしております。

(4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2025年３月31日であります。

２．同取引所の定める同施行規則第272条第１項第１号の規定に基づき、当社は、割り当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割り当てを受けた新株予約権を、原則として、割り当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

３．発行価格については以下のように決定しております。

種類	発行年月日	発行価格決定方法
株式	2023年12月11日	外部機関がDCF法により算出した株価を参考に決定
第３回新株予約権 （ストック・オプション）	2025年１月17日	外部機関がDCF法により算出した株価を参考に決定

４．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	第３回新株予約権
行使時の払込金額	1,300円
行使期間	2027年１月17日から2035年１月16日
行使の条件	新株予約権の割り当てを受けた者は権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員又は顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

２【取得者の概況】

新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
当社従業員36名	－	会社員	60,000	78,000,000 （1,300）	当社従業員

（注）退職等の理由により権利を喪失した者はおりません。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
株式会社ストーン 代表取締役　石川敬啓 資本金　1,000,000円	神奈川県川崎市宮前区宮崎六丁目５番地140	資産管理	134,300	174,590,000 （1,300）	当社役員の資産管理会社
本田凛太郎	京都府京都市西京区	顧問	7,700	10,010,000 （1,300）	当社顧問

３【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ストーン（注）２．３	神奈川県川崎市宮前区宮崎六丁目５番地140	1,132,300	40.6
株式会社ウエスト（注）２．３	東京都日野市高幡507番地の４　リーデンススクエア高幡不動326	428,000	15.3
西村賢治（注）１．３	東京都日野市	279,000 (30,000)	10.0 (1.1)
長谷川新里（注）３．４	神奈川県川崎市高津区	279,000 (30,000)	10.0 (1.1)
白木孝一（注）３．４	東京都府中市	279,000 (30,000)	10.0 (1.1)
井上剛（注）３．４	福島県双葉郡大熊町	77,000 (10,000)	2.8 (0.4)
ディーエムソリューションズ株式会社（注）３	東京都武蔵野市御殿山一丁目１番３号クリスタルパークビル２Ｆ	50,000	1.8
みずほリース株式会社（注）３	東京都港区虎ノ門一丁目２番６号	30,000	1.1
株式会社ＷＯＷＯＷコミュニケーションズ（注）３	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目４番５号横浜アイマークプレイス３Ｆ	30,000	1.1
石川敬啓（注）４	神奈川県川崎市宮前区	30,000 (30,000)	1.1 (1.1)
株式会社プラネット（注）３．７	愛知県豊橋市南大清水町字元町61番地の２	20,000	0.7
本田凛太郎（注）６	京都府京都市西京区	7,700	0.3
－（注）５	－	7,300 (7,300)	0.3 (0.3)
－（注）５	－	7,300 (7,300)	0.3 (0.3)
－（注）５	－	7,300 (7,300)	0.3 (0.3)
－（注）５	－	7,300 (7,300)	0.3 (0.3)
－（注）５	－	7,100 (7,100)	0.3 (0.3)
－（注）５	－	6,400 (6,400)	0.2 (0.2)
－（注）５	－	6,400 (6,400)	0.2 (0.2)
－（注）５	－	6,200 (6,200)	0.2 (0.2)
－（注）５	－	5,600 (5,600)	0.2 (0.2)
－（注）５	－	5,200 (5,200)	0.2 (0.2)
－（注）５	－	4,300 (4,300)	0.2 (0.2)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
―（注）５	―	3,800 (3,800)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	3,400 (3,400)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	3,300 (3,300)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	3,000 (3,000)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	2,700 (2,700)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	2,700 (2,700)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	2,700 (2,700)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	2,700 (2,700)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	2,700 (2,700)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	2,600 (2,600)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	2,600 (2,600)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	2,500 (2,500)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	2,200 (2,200)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	2,000 (2,000)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	2,000 (2,000)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	1,800 (1,800)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	1,600 (1,600)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	1,600 (1,600)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	1,500 (1,500)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	1,500 (1,500)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	1,500 (1,500)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	1,500 (1,500)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	1,400 (1,400)	0.1 (0.1)
―（注）５	―	1,200 (1,200)	0.0 (0.0)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
―（注）５	―	1,200 (1,200)	0.0 (0.0)
―（注）５	―	1,200 (1,200)	0.0 (0.0)
―（注）５	―	1,200 (1,200)	0.0 (0.0)
―（注）５	―	1,100 (1,100)	0.0 (0.0)
―（注）５	―	1,100 (1,100)	0.0 (0.0)
―（注）５	―	1,100 (1,100)	0.0 (0.0)
―（注）５	―	1,100 (1,100)	0.0 (0.0)
その他61名（注）５		15,900 (15,900)	0.6 (0.6)
計	-	2,790,800 (278,800)	100.0 (10.0)

（注）１．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
２．特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
３．特別利害関係者等（大株主上位10名）
４．特別利害関係者等（当社の取締役）
５．当社の従業員
６．当社の顧問
７．当社の業務委託先
８．株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第２位を四捨五入しております。
９．所有株式数の（　）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2025年11月13日

株式会社スタートライン
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村　仁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮脇　裕樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スタートラインの2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタートライン及び連結子会社の2024年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書　第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月13日

株式会社スタートライン
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村　仁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮脇　裕樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スタートラインの2023年４月１日から2024年３月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタートラインの2024年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書　第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月13日

株式会社スタートライン
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村　仁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮脇　裕樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スタートラインの2024年４月１日から2025年３月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタートラインの2025年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書　第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
　　２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月13日

株式会社スタートライン
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田村　仁
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮脇　裕樹

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社スタートラインの2025年４月１日から2026年３月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（2025年４月１日から2025年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタートラインの2025年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

株式会社プロネクサス　印刷